

C/M/S/

Law . Tax

# ロシア投資ガイド



2012



## 読者の皆様、

こちらCMSでは、もう20年近く前からロシアへの投資家を歓迎・支援させていただいております。そのなかで質の高い正確な情報が、ここロシアでのビジネスの成功にいかにか重要であるか、ということを理解してきました。

皆様の益々のご発展を縁の下からお力添えしたく、ロシアのダイナミックで活気溢れるマーケットでご活躍中の投資家の皆様にとって最大の関心事項だと思われるロシアの法制度や主要な法律・規制についてご紹介することを目的としてこの案内書を作成いたしました。もちろん、それぞれの事業のニーズに合った専門家のアドバイスに代わるようなものではございませんので、その様な個別のご相談をご希望の場合には、弊社事務所の熟練したスタッフにお問い合わせください。

ロシアの状況は殆ど1日単位というスピードで変わりつつあり、今回の案内書では2012年4月1日時点での現行法についての情報となっております。より新しい情報をお求めの場合には、是非我々まで直接ご連絡下さい。また、CMSニュースサービス(無料)にお申し込みいただければ、ニュースレターやメールマガジン等の資料をお送りさせていただきます。また弊社で主催するワークショップやイベントにもご招待させていただきます。ご興味ございましたら弊社弁護士、またはマーケティング部までご連絡いただければ幸いです。

皆様のご成功を心よりお祈り申し上げます。

**Leonid Zubarev**

レオニド・ズバレフ

主任パートナー

Leonid.zubarev@cmslegal.ru

**Jean-Francois Marquaire**

ジャン＝フランスワ・マルケール

マネージング・パートナー

jf.marquaire@cmslegal.ru

# 目次

## ■ 一般概要

政治行政機構	4
法的環境	5
WTO	6

## ■ 外国投資家に一般的な企業形態

一般概要	8
主な企業形態	8
他の企業形態:現地事務所及び支店	13
会社登録、解散、企業形態転換	18
株主・社員協定	20
戦略産業	20

## ■ 独禁法

一般概要	22
競争法の適用範囲	22
競争阻害行為及び競争制限	23
違反責任	24

## ■ 税制

概要	26
法人課税	27
個人課税	33
特別税制	34
投資誘致政策	36
二重課税回避協定	36

## ■ 関税制度

概要	38
関税同盟と第三国の間の貿易	40
加盟国間貿易	41

■ 銀行部門	
銀行業	42
規制や法的枠組み	42
許可供与及び業務	43
預金保険制度	44
資金洗浄防止法	44
■ 貸出・借入	
借入に必要な証書及び関連法規	46
裁判所管轄	46
外貨管理	47
担保設定	47
担保信託(セキュリティ・トラスト)及びシンジケートローン	48
執行	48
銀行保証及び債務保証	48
破産関係	48
他の貸出関連問題	49
■ 外貨管理	
一般概要	50
外貨規制	50
外貨の持ち込み及び持ち出し	51
違反に対する制裁	51
■ 会社破産	
一般概要	52
破産の概念	52
破産手続	52
■ 雇用	
一般概要	57
雇用関係の形式化	57
労使関係運営	60
雇用契約終了	61
外国人雇用の特徴	62

## ■ 不動産及び建設

一般概要	65
不動産に対する権利	65
不動産売買	66
不動産をめぐる紛争の解決	71
都市契約及び建設関連事項	71

## ■ インフラ整備事業及びPPP事業

一般概要	75
PPPに関する基本法規	75
ロシアでのPPP環境	77
資金調達面での問題	78
部門ごとのプロジェクト	78

## ■ エネルギー効率

一般概要	80
主要な法規	80
物流関連EE要求	81
建造物、工作物及び設備のEE規制	81
エネルギー利用測定器	81
エネルギー監査のメカニズム	82
奨励策・インセンティブ	83

## ■ 汚職対策及びコンプライアンス

一般概要	84
法的制度	84
関連国家機関	85
ロシアの法律における汚職概念	86
贈賄行為の可能な対象	86
汚職に対する責任及び処罰	87
部門ごとの汚職対策の一例	87

## ■ 知的財産権

概要	89
知的活動の成果並びに識別情報に対する権利	90
知的財産権侵害	93
IP裁判所	94

## CMS MAP



## 一般概要

### 政治行政機構

#### 大統領

1993年12月12日に公布されたロシア連邦憲法(改正済み)によれば大統領が元首となっている。2012年実施の大統領選の当選者から、任期が4年から6年へと変更された。

大統領は政府の長となる首相、さらにはロシア中央銀行の総裁を任命する。いずれも議会下院に当たる国家ドゥーマ(Gosudarstvennaya Duma)の同意を得なければならない。

大統領はロシアの国内政治及び外交の基本方針を定め、国内・対外関係において国家の代表を務め、ロシア軍の最高司令官でもある。

大統領は法律としての効力を有する大統領令及び命令を発布するなど広範な権限を持つ。特定の状況下では大統領が議会下院を解散

させる権利を有する。2012年3月4日、ヴラジミール・プーチン氏が大方の予想に沿う形で大統領選挙に当選し、第3期を務めることとなった。プーチン氏は1期を終えた前任のドミートリ・メドヴェージェフのポストを継ぐ形となる。

#### 行政機関

行政権の最高機関はロシア連邦政府(Pravitelstvo)である。政府は大統領の決定及び議会が採択した法律を実施する義務を負う。2004年、行政権の大幅な改革が実施された。よりスリムで効率のよい行政機構、並びに官僚主義からの脱却を目指したものである。

#### 立法機関

連邦レベルの立法権は、連邦議会(Federalnoye Sobraniye)がこれを握る。

その上院は連邦会議(Soviet Federatsii)という。166名の議員からなり、83の連邦構成主体それぞれの行政・立法機関の代表で構成される。

下院は国家ドゥーマ(Gosudarstvennaya Duma)である。450議席構成で、ロシア立法の中核を担う議員は全員、連邦比例選挙区で選出される。以前の任期は4年であったが、2011年12月の総選挙から任期5年間となった。

立法手続はいくつかの段階に分かれる。法案は上下院いずれでも発案することができ、大統領、連邦政府、地方の立法機関、最高裁判所、憲法裁判所、最高仲裁裁判所からの提出も認められる。法案はまず、下院で審議され、3読会を通過してはじめて連邦会議に付託される。下院の多数により可決された法案が、上院の連邦会議で審議されるわけである。もし上院で否決となった場合、上下両院の議員からなる仲介委員会が設立される。仲介委員会は法案を再審議・改正した上で改めて下院の審議を受ける。

連邦会議が採択した法律は大統領の署名を受けなければならない。大統領は最終的な拒否権を持ち、拒否権を行使した場合、それを覆すには議会両院の3分の2の賛成票が必要となる。

## 司法権

司法権は3種類の裁判所に分離されている:

- ・ 一般管轄裁判所、
- ・ 仲裁裁判所(Arbitrazhnie=商業裁判所)、
- ・ 憲法裁判所。

さらに、司法制度は連邦レベルとロシア連邦構成主体レベルの各地方裁判所とに分かれている。

一般管轄裁判は営業活動を行なわない私人の関わる刑事、民事、行政法案件を扱う。簡易裁判又は軍事裁判の管轄に属しない限り、案件は地方裁判所で審理される。その最上級審はロシア最高裁判所である。下級審の判決はそれぞれ上級審を通して最高裁判所まで上訴できる。

商業仲裁裁判所は営業を行なう個人並びに法人及びその持分権者もしくは株主間の経済的な紛争を扱う。仲裁裁判制度は、(審級が上がる順番で見て)各連邦主体の仲裁裁判所、仲裁上訴裁判所、連邦仲裁裁判所及びロシア最高仲裁裁判所からなる。最高仲裁裁判所は経済的紛争を解決できる最上級審になる。なお、2011年11月23日、議会下院では、知的財産を対象とした専門裁判所の創設をうたった法律が採択され、増え続ける案件審議の迅速化、当該分野における専門的な判決の質の向上につながる事が期待される(詳しくは知的財産権の章、[ ]ページで参照)。

憲法裁判所は、連邦もしくは地方法律・法令の合憲性について判断する権限を持つ。憲法裁判所は連邦機関及び地方機関の間の管轄に関する紛争も扱い、憲法の規定を解釈・明確化できる。

## 連邦構成

ロシア連邦は83の「連邦構成主体」即ち連邦内の地方・州から構成される。憲法によって州は州内政治及び経済について一定の自治が与えられている。

現在のところ、各州の行政機関の長官は連邦大統領の指名に基づいてその州の立法機関に任命されているが、近い将来には直接的な知事選挙の復活が期待される。

憲法では連邦の排他的管轄事項がリストとして定められており、一部の事項について連邦と地方との共同管轄が設定されている。そのいずれにも定められていない事項については、地方の管轄とされる。地方財産運営、地方予算設立、地方税徴収の権利並びに治安維持が、こうした地方管轄事項の内に入る。憲法はさらに地方機関に対し、憲法及び既存の連邦法律とは矛盾しない限り、立法権限を与えている。

## 法的環境

### 一般状況

ロシアの法制度は民法を備えている。法律は1990年代に急ピッチで発達したものが中心と

なっている。当時、法制度のあらゆる分野で大胆な変革が行なわれ、多くの市場重視改革が実行された。例えば、商取引を含む基本的な民事関係を規制する民法が公布された。しかし、現行法には依然多くの不備や曖昧さが残っており、ビジネスとしての意思決定の妨げとなっている。そこで、ロシアで近代的な市場経済に相応しい制度づくりを目指すのが、先のメドヴェージェフ政権にとっての優先課題とされていたのである。

憲法、連邦法律及び各州の地方法律がロシアの法制度の基盤をなしている。こうした一次的な法律の規定を土台とし、解釈する形で、大統領令、政府の政令、並びに各省庁の決定が発せられ、適用される。

憲法により、国際法の基本原則及び国際条約がロシアの法制度の一部となっている。したがって、ロシアが国内法と対立した内容の国際条約を締結した場合には、国際条約の規定が優先することとなる。

## WTO

2011年12月16日、ロシアのWTO(世界貿易機構)加盟議定書がWTO閣僚会議により承認を受けた。これを受け、実際の加盟は2012年中頃までに行われるとみられる。ロシアはこれまで18年間も、一部不徹底があったにせよ、WTO加盟を目指して努力してきただけに、その意義は大きい。

WTO加盟により、海外投資家に対して前向きなメッセージが発信されることとなり、特にEUの輸出品に対する輸入関税の引き下げがEUメーカーのなかで歓迎されている。加盟の最も目立った結果としては、完成品に対する輸入関税が大規模で引き下げられること、国産品に対する輸出手続きの簡素化、保険部門への外国企業の参加割り当てが見直されることがあげられる。ただし、それぞれについて長い猶予期間が設けられているため、こうした変化がすぐに現れる訳ではない。例えば、WTOルールに基づき外国保険業者がロシア国内で支店を開設することが許可されることになるが、実施

のための猶予期限は加盟後9年間となっている。

なお、ロシアのWTO加盟で、貿易問題についてロシア政府がより透明で責任をもったスタンスを示すこと、ならびに急激な政策転換による保護政策への後戻りが阻止されることも期待される。

## 外国投資

### 現状

ロシア政府は再三、外国投資を促進し、安定して魅力ある投資環境づくりに尽力する意向を主張してきた。

連邦統計局<sup>1</sup>によると、ロシアへの直接海外投資(FDI)は2007年に278億ドルを記録している。主に原油高に支えられたこの傾向は2008年まで続いたものの、2009年にはFDIが160億ドルとほぼ半減し、2010年には138億ドルへと縮小を続けた。2011年は一転して、184億ドルと回復が見られた。

ロシアからの海外向け投資総額は2011年、1517億ドルに達し、それに対し国内向け投は1906億ドルとなり、2011年の純資本流出量は389億ドルとなる<sup>2</sup>。なお、多くのロシアの大企業が傘下のオフシア企業を通してロシア銀行からの融資を受けるため、たとえ後に本国へ送り返されているにもかかわらず一見海外投資と思われる構造であるために2011年の直接海外投資の数字は紛らわしい部分もある。こうした傾向が特に金融危機後に顕著となっているのは、ロシア企業としては外資銀行より、国内銀行から融資を受けやすくなっているからである。

### 法的規制

外国投資を規制する主な法律は、1999年7月9日付の連邦法律160-FZ号「ロシア連邦における外国投資に関する」すなわち「外国投資法」である。同法によって、外国投資家及び外国投資に与えられる待遇は国内投資家・投資

<sup>1</sup> [http://www.gks.ru/free\\_doc/new\\_site/business/invest/in\\_inv1.htm](http://www.gks.ru/free_doc/new_site/business/invest/in_inv1.htm)

<sup>2</sup> [http://www.gks.ru/bgd/free/b04\\_03/IssWWW.exe/Stg/d03/42inv27.htm](http://www.gks.ru/bgd/free/b04_03/IssWWW.exe/Stg/d03/42inv27.htm)

に与えられるそれに劣ってはならないとされているが、同時に広範囲にわたり複数の例外も定めている。

例外的な扱い及び規制はロシアの憲法秩序、公序良俗、第三者の健康と権利を保護するために、もしくは国家安全・防衛を確保するために導入できるとされている。その内いくつかの具体的分野について以下で詳しく述べる。いずれにせよ、外国投資は、国社債、株式、新規事業への直接投資、ロシア系企業や合併企業の購入と、殆どの経済部門では外国投資が認められている。

外国投資家は国有化、収用に対して保護されている。ただし、連邦法律が定める場合を除いてである。またこうした場合、投資家が投資及び損失の賠償を受ける権利を持つ。

さらにロシアの法律は外国投資誘致のための特別規制を発動することができるとしている。

#### 例外的扱い及び規制

いわゆる「戦略産業」(詳しくは、「外国投資家に一般的な企業形態」[ ]ページ参照)に加え、外国投資にもっとも目立った形で規制が見られるのは、保険・銀行部門においてである。連邦法律「保険に関する」(1992年11月27日付、4015-1号)は、外国投資家の所有率を国内保険市場の25%以下に抑え、外国投資家が49%以上の定款資本を出資した保険会社には生命保険等の保険業務への参入が禁じられている。

銀行部門では、中央銀行にはロシア国内における特定業務について、外国銀行の子会社・支店に対して業務許可付与の可否を決する際、相互性原則を基準にする権利があるとされる。しかし、実際には外資系銀行がロシア国内で業務を行うことは事実上、不可能である。さらに、連邦法律はロシア国内の全ての銀行の資本総額との比重から、外資系銀行の自己資本の総額の上限を定めることができるとされる。が、現時点において、そのような上限は定められていない。もっとも、WTOのルールでは、こうした上限は50%を超えてはならないとされる。

#### ロビー活動

これまで15年間の最大の変革の一つは業界と国家の関係の再定義にあったといえる。

ロシアでは法的「文化」の発達が遅いだけに、業界は自らのロビー活動の中で、法律の草案あるいは立案者の行動に影響を与えることに重点を置くことは少ない。むしろ、納税延期及び関税優遇措置、業務許可、特定業務を営むための許可取得といった事実上特別扱いを受けることに努力を傾けている。しかし、こうした行動の結果、企業が過剰な「政治リスク」にさらされることになり、政権交代ごとにその影響を大いに受けやすくなっている。また、市場参入を図る企業としても、当局から引き出すべき譲歩の有益性について、長期的な分析を必要としている。

法的に認められており、広範囲に加入者基盤を持つロビー団体は数少ない。その中で群を抜く例としては、ロシア銀行連盟、商工会議所、ロシア独立労働組合連盟やロシア・ガス連盟が挙げられる。



# 外国投資家に一般的な企業形態

## 一般概要

ロシアの法律では、複数の企業形態が認められる。具体的には有限責任会社、株式会社、現地事務所、支店の他に合資組合、無限責任組合がある。それぞれの詳細な定義は1994年の民法典(以下「民法典」という)の第一部に挙げられている。

個人は個人事業家の法的地位を備えることを条件とし営業を行うことができる。個人事業家を取り囲む法的枠組みは同じく民法典で定められている。

## 主な企業形態

### 現地法人

ロシアにおける主な企業形態には有限責任会社と株式会社の2つがある。

ロシアの法律では、有限責任会社もしくは株式会社を単独の個人または法人が所有すること(khozyaystvennoye obshchestvo)を認めない。

### 有限責任会社

有限責任会社(obshchestvo s ogranichenoy otvetstvennostyu)は正式名称にその略語に当たる“OOO”をつける。経済組合が導入される前は、ロシアで存在する企業形態の最も簡単な形として、完全子会社の設立を希望する外国投資家に広く利用されてきた。

有限責任会社の設立については、民法典並びに有限責任会社法(1998年2月8日付き14-FZ号、以下で「LLC法」とする)で定められている。

### 定款資本及び出資

有限責任会社の定款資本は持分(doli)に分けられる。株式会社によって発効される株式とは

違つて持分は有価証券と見做されず、ひいては連邦金融市場局(F S F M)で登録する必要もない。

持分を所有するものは「持分権者」(社員)である。

有限責任会社の設立に必要な最低定款資本は現在、1万ルーブル(250ユーロ相当)に設定されている

有限責任会社の定款資本への出資としては金銭の他、現物(特には有価証券、財産その他の金銭的な価値を有する有形・無形資産)も認められる。なお、最低金額までの定款資本に関しては現金のみで出資できる旨の法改正が現在、検討されている。

設立社員は、定款資本を払い込む義務の免除が認められていない。しかし、他の社員による同意を条件に、出資と、(新規社員か既存社員に対する)既存の金銭債務とが相殺される形で行う定款資本増資は認められる。

しかし他の持分権者(社員)全員の同意を条件に、会社が持分権者(社員)に対して負っている金銭債務を相殺できる。

外国の社員が定款資本への出資として国内に持ち込む設備の種類によって輸入関税及び輸入付加価値税の納税免除を受けることができる。定款資本に出資される現物については原則として独立した評価が求められる。

### 純資産要求

有限責任会社は自らの純資産総額を定款資本以上の水準に維持しなければならない。その条件を満たさない場合、減資が要求されることがある。また、資産が最低定款資本に及ばないことが、強制清算の理由になることもある。

2012年1月1日より、有限責任会社は全ての関係者に対して自ら純資産の総額の開示を義務付けられた。しかしこのことは会社が自社のバランスシートを開示しなければならないということの意味している訳ではない。

### 持分権者(社員)

社員(持分権者)の数が50を超えたときには、会社は社員の数を減らすか、公開型株式会社もしくは生産組合として1年内に再登録をしなければならない。

有限責任会社は社員名簿を置き、社員の氏名と持分を記載しなければならない。

社員(持分権者)の責任は原則としてその持分相当額に限られる。しかし特定の場合において、その制限が解除され、社員が事実上、会社の債務について無限の責任を負うことになる。例えば、社員が会社の倒産に導く拘束力ある指示を出した場合がそれにあたる。

### 意思決定

有限責任会社の経営機構は以下の通りである。

- ・ 社員総会、
- ・ 代表取締役、
- ・ 取締役会(任意機関)、
- ・ 経営委員会(任意機関)。

会社の定款等の改定、定款資本の増減、利益配分、年次報告書およびバランスシートの承認といった主要事項については、社員総会の決定が必要である。

年次社員総会は、会社の年度末より2ヶ月前から4ヶ月後の間に開かなければならない。臨時社員総会は随時開くことができる。社員総会召集の際、会社定款及びLLC法による手続を遵守しなければならない。

定款によって別に定めがない限り、社員総会での社員の票数は、所有する資本の保有率に応じて配分される。

通常、決定は社員の単純過半数で可決される。法定票数規制の遵守を前提に、定款で票数を明記することもできる。

年次報告書及びバランスシートの承認を除き全ての決定が総会を開かず不在投票で可決できる。

代表取締役は会社の通常の業務執行を行い、社員総会、又は取締役会が置かれる場合、取締役会の権限外の事項を決定する。代表取締役は会社の利益を代表し、会社の名義で取引

<sup>1</sup> 以下では便宜上、40ルーブル=1ユーロとした為替相場を用いて計算する。

を行い、委任状を発行し、従業員の雇用と解雇を司る。代表取締役は委任状なしに会社を代表する権利を持つ唯一の人物である。もっとも、代表取締役の権限は会社の定款もしくはその雇用契約によって限定されることもある。また、社員総会が、代表取締役の権限(全体としてのみ)を経営会社に委託することを決定することができる。

外国人が代表取締役に任命されることについても認められている。その際、労働許可を巡る条例遵守の観点から考慮されなければならない(詳しくは、「雇用」[ ]ページ参照)。

有限責任会社の場合、取締役会は任意の意思決定機関である。その権限は定款で定め、代表取締役の任免及び主要な取引の承認、利害関係者との取引の承認等を含む。

有限責任会社に経営委員会を置くこともできる。法律により、経営委員会は代表取締役を長としなければならない。しかし、代表取締役とは違って、経営委員会の委員は、会社を代表して取引を結ぶ際、委任状を備えなければならない。

## 監査

定款の規定によって社内監査役を任命するか、もしくは社内監査委員会を設置することができる。社員数15名以上の会社など、一部の場合において、社内監査の設置が必須となり、社内監査の事前承認なしに社員総会で年次報告書及びバランスシートを承認できない。

社員総会の決定によって、会社の金融・営業活動の監査を行うために外部監査役を任命することができる。所定の売上高・資産の上限に達した場合には外部監査が義務づけられている。

## 持分の譲渡

持分は社員の間で自由に譲渡できる。しかし、定款もしくは社員の合意によって、持分譲渡に他の社員もしくは会社の同意を条件付けることができる。

社員は第三者にその持分を譲渡できるが、社内の他の社員に法定優先買取権がある。また、定款で会社そのものにも優先買取権を認める

ことができる。さらに、定款により第三者への持分譲渡を禁止、もしくは他の社員の同意を条件付けることができる。なお、このような同意が得られなかったときは、法律に基づき会社そのものに当該の持分を買い取る義務が生じる。

持分売却、及びその売却申込の価格設定の手続は、LLC法によって定められている。定款及び社員間の合意をもってその手続を変更できる。持分譲渡契約には公証人による承認が必要とされ、承認された時点で持分譲渡が成立する。この規定により、譲渡時期と契約成立時期が異なる内容の持分譲渡契約、特に条件付き譲渡契約の場合に困難が生じる。

公証人による承認の必要がない例外的事由には、

- ・ 会社保有の持分を社員、または第三者へ譲渡、
- ・ 持分の会社への譲渡、
- ・ 優先買取権を行使しての社員間の持分譲渡、がある。

公証人による承認が必要でない場合、譲渡は、統一国家法人登記簿で記録をした時点で成立する。

## 退社権

2009年以前、社員は他の社員及び会社そのものからの同意を得なかった場合でも、退社が可能であった。しかし現在は定款でその権利が明記されている場合のみ退社が可能である。社員が退社権を行使した場合、その持分は社員による退社通知が会社に伝えられた日から会社に渡る。会社は退社する社員に対し、その持分の「実際の価値」に相当する金額を現金で支払う義務を負う。現物による支払は退社する社員が同意した場合にのみ認められる。

持分の「実際の価値」は会計情報を基に、LLC法で定めた算出方法に基づき算出される。支払い手続及び時期については、定款で定めることができる。

## 社員除名

定款資本の10%以上を保有する社員は、社員義務の重大な違反、もしくは会社の活動を阻

止、もしくは著しく妨害した社員を除名するよう、裁判に訴えることができる。

### 公開型・閉鎖型株式会社

ロシアの株式会社のあり方を規制する法律には民法典、さらには株式会社法(1995年12月26日付208-FZ号、以下「JSC法」)がある。既に触れたように、株式会社の形態としては、「公開型」と「閉鎖型」とがある。前者(otkrytoye aktsionernoye obshestvo)は会社名の前か後ろに、その意味の略語である「OAO」、後者(zakrytoye aktsionernoye obshestvo)には「ZAO」が含まれる。公開型株式会社は、一般大衆に対し株式を売ることができる。

### 定款資本と出資

株式会社の定款資本は株式に分けられ、株式はさらに普通株と優先株に分けることができる。こうした株式はロシア法律による「有価証券」に当たり、FSFMで登録しなければならない。

公開型株式会社の場合、現在、定款資本は最低10万ルーブル(2500ユーロ)、閉鎖型株式会社は最低1万ルーブル(250ユーロ)とされる。もともと今後、会社形態に関わらず最低資本金が10万ルーブル(2500ユーロ)まで引き上げられることが予測される。

有限責任会社と同様に、現時点では出資に現金も現物も認められる。しかし、最低定款資本の払い込みを現金に限定する法改正が現在、検討中である。また社債をはじめ、他の有価証券に関しては現金による支払いのみが認められる。なお現在、閉鎖型募集株式によって発行される新規株式への払い込みとして、負債/資本交換も認められている。

定款資本の増資のためには株式を追加発行するか、発行済みの株式の額面価格を引き上げねばならず、増資の都度、FSFMに登録しなければならない。

一般原則として、会社の負債について株主の責任は自身が所有する株式の価格の範囲に限定される。しかし特段の事情がある場合に限り、その制限は解除され、株主が会社の負債

について事実上、無限の責任を負うことになる。例えば、株主が会社の破産につながる拘束力ある指示をした場合がそれにあたる。

### 純資産要求及び債権者保護

株式会社は自らの純資産総額を定款資本以上の水準に維持しなければならない。その条件満たさない場合、減資が要求されることがある。また、資産が最低定款資本に及ばないことが、強制清算の理由になることもある。株式会社は一定の場合において、従来の資料提出義務に加え、統一国家法人登記簿に対し四半期ごとに純資産総額の情報を提出することが義務付けられた。

全ての株式会社において、最低で定款資本の5%に相当する金額を、損失補償及び社債・株式を償還専用の予備金としなければならない。2012年1月1日から株式会社についても有限会社と同様に、その純資産情報の公開が義務付けられた。

### 意思決定

株式会社の意思決定機関には以下がある。

- ・ 株主総会、
- ・ 代表取締役、
- ・ 取締役会(決議権付き株式保有の株主が50以下の場合、任意機関である)
- ・ 委員会(任意機関)。

年次株主会議は会社の会計年度末の2ヶ月前から6ヶ月後の間に開かれなければならない。取締役会、外部監査役、社内監査役もしくは議決権付き株式の10%以上を保有する株主が臨時会議を招集することができる。

CEO任命のように通常事項を決定する総会での決議には会社の総株主数ではなく、総会出席者の過半数で足りる。一方、会社の解散・企業形態の転換、定款改正の承認など、重要事項の決定については、出席者の75%の票数が必要になる。一枚の議決権付き株式が一票に当たる。

いくつかの例外を除いて、株主は会議を開かずに不在投票によって決定を可決できる。

代表取締役は委任状なしに会社を代表する権利を持つ唯一の人物である。経営委員会も設置する会社では社長はその長となる。代表取締役は会社の通常の業務執行の責任を負う。その任免権は、定款で取締役会の権限とされない限り、株主総会の権限となる。前者の場合、取締役会で何らかの理由で合意に達せられない場合に備えて、行き詰まり状態を回避できる法定手続が存在する。

代表取締役の権限は株主会議の決定により経営会社に移転することができる。

外国人は、労働許可を巡る規制に抵触しない限り、代表取締役に任命されることが可能である(詳しくは、「雇用」[ ]ページ参照)。

取締役会は会社の通常業務執行の責任を負い、株主総会での議決事項とされる事項以外のほとんどの事項について決定する権限を有する。

取締役は年次・臨時株主会議で選出され、その任期は次期年次会議まで続く。再選には制限がない。

株式会社にはさらに、経営委員会も設置できる。しかし、代表取締役とは違って、その委員は会社の名義で取引を行なうために代表取締役から委任状を受けなければならない。

## 監査

株式会社は社内監査役(委員会)を設置し、会社の金融・営業活動の監査を受けなければならない。社内監査役(委員会)は、年次株主総会に向け、会社の年次報告書及びバランスシートについて監査報告を作成し、その報告内容は株主総会に出席する資格を持つすべての株主に報告される。

社内監査役(委員会)はさらに以下の場合、会社の監査を実施することができる。

- ・ 自らの意思で、
- ・ 株主総会の決定によって、もしくは
- ・ 会社の決議権の10%以上を持つ株主の依頼に応じて、である。

公開型株式会社は外部監査役により毎年、法定の監査を受けなければならない。閉鎖型

株式会社も一定の法的な条件の下、同じ要求を満たさねばならない。

## 株式の発行及び譲渡

公開型・閉鎖型を問わず、株式会社の株式が有価証券と見做され、連邦法律「有価証券市場に関する」(1996年4月22日付、39-FZ号)による登録制度下におかれる。新規発行の場合、どんなタイプの株式会社でも発行決定の複写、発行結果報告、また場合によって趣意書を作成した上でFSFMに(銀行株式発行の場合、ロシア中央銀行に)提出しなければならない。

全ての株式会社は株主名簿の保管が義務付けられ、株式譲渡はその名簿の記載に変更が反映された時点で成立する。株主名簿は、社内に保管されるか、FSFMの認可を受けた独立した会社に置くことができる。50以上の株主がある会社の場合、名簿を独立した登録機関に置かなければならない。

公開型株式会社は一般大衆に開かれたものであり、株式を公開・閉鎖募集を通じて発行できる。法定の優先買取権及び他の株主、または第三者への株式譲渡については制限がない。ただし、株主協定によって制限が置かれる場合があり、詳細については、「株主・社員協定」[ ]ページをご確認いただきたい。また、追加発行による増資の場合、既存の株主には法定の優先買取権がつく。

閉鎖型株式会社の株式は50以下の株主向けに発行されなければならない。株主間においては株主合意による特段の定めがない限り、自由に譲渡できる。一方、第三者への譲渡については、社員及び(定款に定めがある場合には)会社そのものに法定の優先買取権がある。同権の行使手続及び条件は、法で定められており、定款によって変更することができない。

## 株式買戻し

株主は株主総会で可決された決定に不服がある場合、会社に対し、株式の買戻しを求めることができる。それは、以下の場合においてのみ可能である。

- ・ 企業形態転換の決定があった場合、

- ・ 当該株主の権利を制限する定款改定が可決された場合、
- ・ 大規模な取引が承認された場合。

株式買戻価格は取締役会(もしくは経営委員会)によって固定される。その価格は独立した鑑定人がJSC法で定めた方法で評価した株式価格を下回ってはならない。

### 株主除名

原則として、株式会社から株主を除名することはできない。

ただし公開株式会社の場合、一つだけ例外があり、95%以上の株式を手にした株主が少数株主をスクイズアウト(押し出し除名)することが可能である。

### 企業形態の比較表

前述の企業形態と新たに導入された「経済組合」の比較を容易にするためには、以下の比較表ではロシアの4種類の会社形態を比較する。

## 他の企業形態: 現地事務所及び支店

ロシアの法律では、外国の個人や法人が完全保有する会社の設立も各種企業形態に出資することも可能である。しかし、ロシア市場への進出の第一歩としては現地事務所もしくは支店の設置が最適であることに代わりはない。

### 現地事務所

#### 法的地位

現地事務所は法人格を持たず、むしろ本社を代表する目的で設置される事務所である。しかし、だからといって現地事務所が事実上取引を行うことが出来ないわけではなく(しかも、ロシアではそうした事務所が多い)、税務当局によっても本社とは別の利益主体として扱われる。とはいえ、民法上ではやはり法人格がないだけに行える営業活動の範囲が狭まる。例えば、現地事務所は必要な製品を自ら正式に輸入することができないし、不動産を自

らの名義で登録することもできない。さらに、営業活動の種類によっては許認可の獲得が困難なこともある。

しかし、現地事務所は本社を代表する機能を果たし、とりわけ本社のためにロシア国内で市場調査及び広告を手配すること、本社の結ぶ契約の条件を巡って交渉を行うこと、そして本社による諸契約の締結をサポートすることができるのである。さらに、本社とロシア国内法人の間で行われる他の様々な営業上・法律上のやり取り・取引、特に不動産の賃借の面で本社を支援することができる。

以前、現地事務所には、「支店」にはないいくつかの優遇措置が付与されていた。しかし、それらの優遇措置は段階的に撤廃されてきた。それでも現地事務所の外国人従業員が従来どおり実質的な優遇措置として受けられるのは、個人として駐在登録を受けた場合、個人所有物について関税及び付加価値税が課税されることなく輸出入でき、数回入国可能なビザの発給を受ける、という制度である。現地事務所の外国人従業員に対して労働許可の取得が必要か否かについて熱い議論が行なわれているが、労働許可があったほうが行政当局、特に入国管理当局との関係でトラブルを回避することができる。現地事務所は、数種類の外貨・ルーブル建て銀行口座を持つことができる。それらの口座を持つことにより、ロシア銀行による為替規制及び他の適用法の規定にあった形でロシア国内の居住者・非居住者宛に外貨・ルーブル建てで支払いができる。なお、現地事務所は外国の本社の一部に過ぎないため、その債務については国外にある本社が負担する。

#### 意思決定

現地事務所は所長を代表とし、所長には事務所の業務を執行し、委任状をもって本社を代表する権限がある。さらに現地事務所は会計長を採用しなければならない。

所長・会計長のいずれについても、ロシア国籍は要求されない。ただし、ロシアの税制・会計法の細部に通じる会計士を備えておくことが事実上の必要条件となっている。

企業形態の比較表：OAO、ZAO、OOO及び「経済組合」				
	1	2	3	4
	OAO 公開型株式会社	ZAO 閉鎖型株式会社	OOO 有限責任会社	経済組合
活動	・各種の活動(ただし、許可に関する規制が適用される)			他の法人を社員にしたり、社債などの有価証券発行、広告活動は禁止されている
期間	定款で別に定めない限り、期間無限			
社員(持分権者)・株主数	無限	1~50	1~50	2~50
定款資本の最低額	10万ルーブル (2500ユーロ)	1万ルーブル (250ユーロ)	1万ルーブル (250ユーロ)	無し
定款資本での持分の種類	普通株 優先株		持分	
金融商品の発行	社債 他の有価証券の発行		社債 他の有価証券の発行	禁止される
出資募集	公開募集 閉鎖募集・	閉鎖募集のみ	募集せず	
定款資本出資の形態	現金 現物			現金 現物、ただし一定の社債以外の有価証券は不可
定款資本の払い込み	会社登録日より3ヶ月以内に50% 会社登録日より1年内に残りの50%		会社登録以前に50% 会社登録日より1年内に残りの50%	経営者間合意による
増資	定款資本の払込完成後のみ			経営者間合意による
減資	債権者通告、負債返済後のみ 一定の場合に限って任意に減資可			
意思決定機関	株主総会 代表取締役 取締役会(ZAO並びに50以下の株主を持つOAOの場合は任意) ・経営委員会(任意)		社員総会 代表取締役 取締役会(任意) 経営委員会(任意)	組合長 取締役会、経営委員会など、他の意思決定機関は任意で、経営者間合意に基づき設立される

	1	2	3	4
株・持分の社員間譲渡	社員合意によって別に定めがない限り、制限なし		社員・会社の同意について定款で、もしくは社員による合意で別に定めない限り制限なし	経営者間合意で別に定めがない限り制限なし
株・持分の第三者への譲渡	制限なし	株主が優先買取権を行使できる定款で定めた場合、会社が優先買取権を行使できる	社員が優先買取権を行使できる定款で定めた場合、会社が優先買取権を行使できる定款による制限を適用できる 社員・会社の同意を必要とするよう決定できる 強制的に公証人による承認を受ける	社員全員が合意しなければならず、社員が優先買取権を行使できる
買戻し・退社	株主は会社形態転換、定款改正(株主の権利を限定するもの)及び大型取引に不賛成の場合、出資分の払戻しを要求できる		社員は退社の可能性について定款で定めた場合にのみ退社権を行使できる	経営者間合意による
社員・株主の除名	持分の95%を手にした株主によるスクイーズアウト(押し出し除名)手続によってしか除名できない	除名不可	10%以上の持分を保有する株主は、重大な義務違反、会社の活動を著しく妨害、もしくはその活動を不可能にした社員の除名を求めて起訴できる	社員は、重大な義務違反をした場合、会社の活動を著しく妨害、もしくはその活動を不可能にした社員の除名を求めて起訴できる 社員が出資を払い込まなかったとき、裁判に訴えず除名できる
会社の責任	会社は社員(持分権者)・株主の債務について責任を負わない			
株主・社員の責任	当該株主・社員による拘束力ある指示が会社を倒産せしめたことが立証されない限り、保有する株式・持分の相当金額に制限される			

## 支店

### 法的地位

支店は現地事務所と同様に、本社の利益を代表するために設置される。この代表機能に加

え、支店は利益追求にかかわる活動を正式に営むことができる。

支店は本社の一部に過ぎないものであるため、その債務については国外にある本社が負担する。

表：現地事務所と支店の主な相違点

企業形態	現地事務所	支店
設立	登録手続は2段階に分かれる。駐在登録機関で登録した上で、ロシア法務省付属国家登録院(SRC)の登記簿にも登録される(ただし、登録院で駐在登録した場合、2段階目は免除される)	1段階からなる登録手続はロシア法務省付属国家登録院(SRC)で行われる。
能力	形式としては代表に限られるが、事実上、機能拡大が可能。 自らの名義で財産の保有、財貨の輸出入不可。 一部の認認可が取得できる。	より広範囲な能力。 許認可については原則、取得できる。
税制	税務に関して恒常施設とみなされ、それによりロシア税制に従い課税される	税務に関して恒常施設とみなされ、それによりロシア税制に従い課税される
外国人従業員	高度熟練専門家制度を利用できない(詳しくは、「雇用」,[ ]ページ参照)	高度熟練専門家制度を利用できる
登録・登録更新の最長年数	3年間	5年間

支店の場合も、外国人従業員は現地事務所の場合と同じく正式に駐在員登録を受けなければならない上に、ロシア国内で就業する権利を取得するために、連邦移民管理局より労働許可を取得しなければならない(詳しくは、「雇用」,[ ]ページ参照)。

### 意思決定

意思決定に関しては上述の現地事務所の場合と同様である。<sup>1</sup>

### 他の企業形態

2011年中に採択された法律により、2つの新しい企業形態が生まれた。ファンドなど専用の「投資組合」と特殊目的の追求を狙った「経済組合」である。

### 経済組合

2012年7月1日から新しい企業形態として「経済組合」が登場した。新たに導入されたこの形態は主に、技術革新型産業を想定して作られたもので、有限会社や株式会社に比べ、社員

により多くの柔軟性を与えることが目的である。

大まかに見た場合、経済組合はロシア法での有限会社と共通の部分が多いが、社員の権利義務、意思決定および利益処分が経営者間合意に基づいて行われるところが大きな利点である。その意味で、有限会社・株式会社と比較してより柔軟な形態であるといえる。一方、他の企業の株式・持分を保有することが禁じられている点は、商業上の営業を目的として、もしくは合併会社の持ち株会社としてこの形態が利用されることが防いでいる。

### 投資組合

2012年1月1日よりロシアの法律は「投資組合」を認めている。法人格を持たず、むしろ純粋な組合の変形といえる(その相違については、以下の表を参照)。この概念は例えば、ドイツ法(Kommanditgesellschaft)や英国法の下で認められる有限会社に近いものである。投資組合はロシアの法律の下で、投資用資金を集团的な形で集積することを想定して設計

表：純粋組合と投資組合の主な相違点

	純粋組合と投資組合の比較	
	純粋組合	投資組合
活動	各種の営利・非営利活動(ただし、許認可による制限があり)	共同投資活動、例えば、未上場企業、社債および先物商品の売買
期間	組合協定に別に定めない限り、無限	投資組合協定は15年まで
社員数	2名以上	2名～50名
組合タイプ	純粋組合	有限組合(非経営者社員あり)か 総合組合(経営者社員)
共通資本への出資	資金 現物出資 専門・その他の知識や技能 営業ネットワーク	非経営者社員については資金のみ 経営者社員については資金のほか、 現物出資、専門・その他の知識・技能、 ただし物品税課税品は除く
共通資本の払い込み	組合協定による	
意思決定機関	組合協定に別に定めない限り、いずれの社員でも可	経営者社員 投資組合協定に定めた場合、投資委員会
権利義務の譲渡	特別規制無し	経営者社員については譲渡禁止 非経営者社員については、投資組合協定の定める形で可
退社	無限期間社員については3ヶ月前の通告を条件に可 有限期間社員については、他の社員の同意及び他の社員に対する損失賠償を条件に可	経営者社員については全社員による同意を条件に可 非経営者社員については、投資組合協定が認める場合、可
社員除名	無し	投資組合協定に違反、もしくは同協定で特別に定めるほかの行為をした社員については、裁判による除名が可
営業活動について社員が負う責任	全財産をもって共同責任	経営者社員は全財産を持って補充責任を負う 非経営者社員は払い込み済み出資分に 限って責任を負う

されている。例えば、上場しない企業や経済組合の持分、社債および先物商品を集団的な形で売買するためである。投資組合の基本となるのは、投資契約であり、これは公証人による承認が求められているものの、国家登録は必要とされない。

#### その他の形態

民法典により、法人格を持たない組合及び法人である無限／有限責任組合、補充責任会社を含め、多様な形態を予定しているが、実際においては稀な形態である。

さらに、慈善・貿易協会など、非営利活動に営む非商業(営利)団体の諸形態もある。

## 会社登録、解散、企業形態転換

対ロシア進出の企業形態を決定した場合、次に決定された企業形態を現地当局で登録しなければならない。そこで、現地法人(有限責任会社及び公開・閉鎖型株式会社)と現地事務所・支店との登録手続きに違いがあることに注意する必要がある。

### 現地法人の登録

連邦法律「法人及び個人事業家の国家登録に関する」(2001年8月8日付、129-FZ号)は、法人の法的形態及び経済活動などの内容を問わず、登録には統一した手続きが定められている。

### 登録の範囲

ロシアの法律に従い登録を完了させる為に、外国企業は以下の手続きを取らなければならない。

- ・ 国家法人登記簿への登録(国家登録)、
- ・ 税務登録、
- ・ 連邦統計局並びに年金基金・社会保障基金・強制医療保険基金(3つの社会予算基金)への登録。

### 登録実務

会社の国家登録及び税務登録の責任は税務当局にあり、連邦統計局及び3つの社会予算基金への書類送付も税務当局の責任で行われる。ところが、現在進行中の民法典改革の一環として国家登録が別の機関に移転される案も浮上している。

登録手続きそのものは、書類受理から数えて5日間になっている。しかし、実際に登録手続きを完了させる(即ち会社として直ちに活動を開始してもよい状態になるまで)には約1~2ヶ月間必要と考えてよい。その期間に必要な証明書などを集め、銀行口座を開設し、3つの社会予算基金への登録を済ませる必要がある。

会社登録申請については申請人による直接提出、郵送による提出、電子提出も認められる。その中で郵送による提出は登録期間が長引

く上に、確実に受理される保障もないという欠点がある。申請人は、親会社(本社)の最高執行責任者か、新会社の設立者(個人の場合)本人でなければならない。登録申請書への署名の際、弁護士を代表として立てることは認められず、最高経営責任者・設立者本人が申請を直接提出・受取できない場合、手続きの所要期間が長期化することにつながる。なお、電子提出は、2012年4月から新たに導入されたものである。提出は連邦税務局ウェブサイト(nalog.ru)もしくは政府・地方行政サービス統一窓口サイト(gosuslugi.ru)を通じて行う。その際、提出する書類には電子署名がなければならず、提出者には公証人による電子署名の承認をすることが求められる。必要な書類は従来の形(書面)で提出されることも認められる。

登録書類には設立される会社の住所を記入しなければならないため、登録申請を提出する前に新会社は住所を決定し、賃借契約か、登録後、不動産の賃借を保証する旨の所有者発行の証明書を提示しなければならない。

登録申請書とその他の登録に必要な各書類は公証人による承認を受けなければならず、外国で署名された書類についてはロシア国内で有効な文書にする必要があり、公認されたロシア語翻訳を添付しなければならない。そのため、定款などの証書(前述の登録申請—設立者の最高責任者本人の署名が必要となる—を除く)をロシア国内で委任に基づいて作成するのが実務上、便利な方法である。

### 定款資本の払込み

有限責任会社の場合には国家登録前に、株式会社の場合においては国家登録後3ヶ月以内に少なくとも定款資本の50%を支払わなければならない。いずれの場合においても登録後1年間以内に残りの50%を追納し支払いを完了しなければならない。設立者(出資者)が規定期間内に持分・株式に相当する金額を払い込まなかったときには、払い込まれなかった分は会社の持分・株式となる。

## 初回株式発行の登録

公開・閉鎖型株式会社の株式は有価証券とみなされるため、F S F Mで課する追加的な登録規制が適用される。

株式発行の登録には次の段階がある。

- ・ 発行決定の可決、
- ・ 発行決定の承認、
- ・ 株式発行の国家登録、
- ・ 出資募集、
- ・ 発行報告の国家登録。

## 独禁管理

原則として、会社設立には、合併監督が適用されない。しかし、以下のような設立は例外とされ、連邦独禁局(FAS)の事前承認が求められる。

- ・ 別の会社の株式・権利並びに資産による出資、
- ・ 別の企業もしくは複数の企業との合併。

いずれの場合においても独禁管理が発動するには、資産価値・売上高が一定の上限額を超過した場合となる(詳細については、「独禁法」,[ ]ページ参照)。

## 現地事務所・支店の駐在登録及び国家登録

ロシアで駐在事務所・支店を設置する手続は有限責任会社設立手続きよりもより煩雑である。モスクワ及びサンクトペテルブルグではその手続が2段階に分けられており、完了までは2~3ヶ月かかる。それに対し、他のロシアの地方では現地事務所・支店の立地の事前承認を地元当局から受けなければならないため、長期にわたり延滞するケースもある。

支店の場合、駐在登録はロシア法務省の国家登録院(S R C)でのみ可能である。一方、現地事務所の場合は原則としてロシア連邦商会議所かS R Cで登録可能である。

駐在登録の結果、海外法人の駐在現地事務所・支店はSRCが保持する国家登記簿に記載されることになる。

その登録とは別に、現地事務所・支店は、先に現地の国家統計局、税務当局及び社会保障予算基金に登録する必要がある。

駐在登録の申請先の機関に対して提出するすべての書類はロシア語で作成するか、もしくはロシア語に翻訳した上、必要な場合には、法的に有効な文書にするための手続きをしなければならない。駐在登録を含む各種登録の手配について責任を負うのは海外の本社であり、関連する国家機関側からそれら手続きの手配の働きかけをうけることはない。すべての登録申請は委任状に基づき代理人によって申請することができる。

駐在登録の有効期間は、現地事務所の場合は3年、支店については5年までという様な期限がある。その期限が切れる前に、本社から登録機関宛てに駐在登録更新を申請する必要がある。更新しなかった場合、現地事務所・支店は閉鎖しなければならない。

## 企業形態変更

民法典では法人に限り、合併、統合、分離、分割及び会社形態の転換を予定している。一方、現地事務所及び支店から法人に企業形態を転換することはできない。

会社形態の転換手続は複雑で、完了までに3~12ヶ月間を要する。その期間中には税務当局による審査や債権者への通告も含められる。特に債権者側は形態変更をする会社の負う債務の早期返済・終了を求めることができ、例えば銀行に対して負う負債の前倒し返済を要求されることがある。

## 整理解散

法人の整理解散には以下の方法がある。

- ・ 株主・社員(持分権者)の決定に基づく会社自らの意思による方法、
- ・ 民法典で定める場合である裁判の判決による方法、
- ・ 企業破産手続による方法。

詳しくは、「会社破産」,[ ]ページ参照。

なお、自らの意思による解散には税務当局による審査や債権者通告が要求され、特に複雑で手間のかかる手続となっている。

現地事務所・支店閉鎖も自分の意思による解散と同じく煩雑な手続が要求されるが、唯一の大きな違いは債権者への通告が要求されないことである。

## 株主・社員協定

現在、ロシアの法人法が大きく改正され、社員(持分権者)・株主が当該会社でのそれぞれ持つ権利を定める協定を結ぶようになったが、このような協定の普遍的な手段やその執行可能性については依然、学会などにおいて大きな疑問が投げかけられている。したがって、プット・コール・オプションや少数株主買取請求権及び少数株主売却強制権が求められる場合、一般慣行としてはロシア法ではなく、英国などの法律により合併会社を設立することが圧倒的である。オフショア対策と受け止められるロシア法律の改革が進行中であるにもかかわらず、これが現状である。

## 戦略産業

外国投資法<sup>2</sup>と「国防国家安全上戦略的重要性を有するロシア連邦の営利企業への外国投資の際の手続に関する」(「戦略産業法」、57-FZ号、2008年5月7日付)により、ロシア経済の国防・国家安全上を担う部門は営業活動を行う法人に対する外国投資家による合意や取引について厳格な規制を設けている。

戦略産業法は戦略的な意義が認められる42の産業を戦略産業として挙げており、以下のものを含む。

- ・ 軍事技術、原子力、航空機製造業、宇宙産業、
- ・ パイプライン、空港・港湾施設の整備(限定的な例外を除いて)、
- ・ ロシアでのマーケットシェアが支配的な企業、
- ・ 通信サービス(固定通信網を含む、ただし、インターネット接続サービスを除く)、

- ・ テレビ・ラジオ放送、
- ・ 地下資源利用。

以下の活動が、ようやく戦略産業ではないものとして認められ、当該戦略産業リストからはずされた。

- ・ 暗号化装置の利用、暗号化サービス提供、暗号化設備メンテナンス(銀行で行われる場合でさらにロシア連邦の当該銀行に出資をしていない場合のみ)、
- ・ 放射エネルギーの利用(民間・非軍事的な活動であり、かつ当該企業の本業にあたらぬ場合)。

戦略産業法は、既に他のロシア連邦法律、もしくはロシア連邦が批准している国際条約により規制されている海外投資には適用されない。

## 外国投資家に対する規制

戦略産業法では、民営企業の外国投資家、もしくはロシア国内の外資系企業が戦略的企業を支配する状況につながる取引には、特別に任命される政府委員会の承認(「戦略承認」)が必要と定めている。

戦略承認を取得するための手続きは手間や時間がかかる手続きではあるが、戦略承認が必要な取引について当該承認を得しなかった場合、ロシア法により当該取引は無効とされる。

事前承認が認められた場合でも、当該取引は必ず承認で定められた期間内に取引引きを成立させなければならない。

外国投資家は以下の場合において企業の支配権を得るとされる。

- ・ 戦略的重要性を持つとされる産業で営業するロシア企業(戦略的企業)の議決権付株式の50%以上の直接・間接取得(ただし、地下の地質調査の実施及び／又は連邦所有地下で鉱物資源の探査・採掘を行う企業＝「連邦地下関連企業」を除く)、
- ・ 「連邦地下関連」でない戦略的企業の50%以下の議決権付株式を直接・間接取得した結果、投資家が同企業の実質支配権を得た場合、

<sup>2</sup> 連邦法律「ロシア連邦における外国投資に関する」、1999年7月9日付、160-FZ号

- ・ 「連邦地下関連」の戦略的企業の10%以上の議決権付株式の直接・間接取得、
  - ・ 戦略的企業の議決権付株式の発行枚数変更の結果、同企業の支配権を得る場合。
- さらに一定の取引の場合に、支配移転の実行後3ヶ月以内に事後通告を必要とするものもある。海外投資家が戦略的企業の5%の株式を取得する場合がその一例である。

#### 国家及び国際機関に対する制限

戦略産業法ではさらに、外国国家、国際機関並びにそれらが支配する機関が戦略的企業の支配権を得ることを禁じている。

また、外国国家、国際機関並びにそれらが支配する機関は、次の場合にはFASによる事前承認を受けなければならない。

- ・ 「連邦地下関連」戦略的企業の議決権付株式の5%以上の直接・間接取得。
- ・ 「連邦地下関連」でない戦略的企業の議決権付株式の25%以上の直接・間接取得など、意思決定機関の決定について事実上拒否権を取得した場合。



# 独禁法

## 一般概要

独占禁止は主に連邦法律「競争の保護に関する」(2006年7月16日付、135-FZ号、「競争法」ともいう)によって規定される。一方、独禁法違反に対する責任については、競争法では補足的な規定のみとなっており、主として行政違反法典、刑法典に規定されている。

連邦独占禁止局(FAS)は独禁法の遵守を保障するロシアの行政局として、実務上の法令実行の監督にも当たる。

ロシア政府はようやく、長く期待されてきた「独禁対策第三補助案」を承認した。「第三」とは、上記の法令への改正補助のことである。以下では、見直された規制の主要な内容を説明していく。

## 競争法の適用範囲

競争法は以下のものに適用される。

- ・ ロシア国内の競争状況に影響を与える可能性のある、ロシア国内外で行われた合意・行為、並びに
- ・ ロシア国内外で外国の法人・個人の間で以下のものを巡って行われた合意・行為、
  - ロシア国内に位置する固定資産(有形・無形を問わない)、
  - ロシア法人の株式・持分、又は
  - ロシア国内で営業活動に携わる外国法人に対する支配。

ここでいう「ロシア国内で営業活動に携わる法人」とは、当該取引より過去1暦年の間、ロシアの国内市場に向け、10億ルーブル(250万ユ

一口り相当の商品・労務・サービスを提供したものを指す。

以上を踏まえ、競争法の適用範囲はかなり多岐に渡ることが分かる。事実、ロシア市場、もしくはロシア全体に直接・間接的な関係を持つあらゆる会社に対して適用されることが想定されている。

## 競争阻害行為及び競争制限

競争法は次の種類の競争阻害行為並びに競争制限につながる恐れのある行為を定める。

- ・ 支配的地位の悪用、
- ・ カルテル協定及び共謀行為、
- ・ 垂直的協定、
- ・ 相互経済活動調整、及び
- ・ 不公正競争。

競争法は更に、取引クリアランスの規定を含む。

### 支配的地位の悪用

支配的地位とは市場占有率の50%を超えた場合とされているが、実務では一部の場合において、50%以下のシェアの場合にも該当するとされることがある。

なお、支配的地位を持つこと自体は違反に当たるわけではない。その悪用が発生して初めて責任につながる。下記の「カルテル協定及び共謀行為」で見る禁止事項に加え、支配的地位を持つものには以下の行為が禁止される。

- ・ 「独占的に」高い・低い価格の設定・維持、
- ・ 技術的・経済的に無根拠の同一商品に対する価格分別化、及び
- ・ 差別条件の設定。

### カルテル協定及び共謀行為

競争法は主に競争すべき市場参加者間で行われる以下の行為を違反として定め、カルテル協定・共謀行為として禁止している。

- ・ 価格・料金、割引、ボーナス、割増料金の設定もしくは維持、

- ・ 競売の際、価格の吊り上げ、抑制もしくは維持、  
(1)地域、(2)商品の売上・買付高、(3)品類(4) 売買相手(顧客)の構成に基づく市場分割、
- ・ 特定の売買相手に対する無根拠の交渉拒否、
- ・ 商品・労務・サービスの提供の削減もしくは終了。

### 垂直的協定

特定の商品の買手と売手との間の協定(これが、「垂直的協定」に当たる)は、以下のように一般競争制限につながりうる条項を含めてはならない。

- ・ 商品の転売価格の設定、及び
- ・ 買手側に対する、競争商品の転売規制。

### 経済活動の調整

さらに以下の場合において、競争法は特定の法人(「調整者」)が別の会社の経済活動を対象に行う調整(調整行為)を禁じる。

- ・ 「調整者」が調整を受けるものと同じグループに属しない場合、
- ・ 「調整者」が調整対象の経済活動調整が行われる市場で活動しない場合、
- ・ 調整行為が先に述べた「カルテル協定及び共謀行為」および「垂直的協定」での禁止事項の実現につながる場合。

### 一般的競争制限行為

協定・契約は原則として市場における競争を制限するものであってはならない。具体的には、以下の結果につながる協定内容が禁止される。

- ・ 同一商品・労務・サービスについて、経済的・技術的根拠のない選別的な価格の設定、
- ・ 取引相手に対する不利な条件の押し付け、
- ・ 異なる営業主体の商品市場への参入阻害もしくは市場撤退強制、
- ・ 競争制限につながる専門等の協会への加入制限。

競争法の重要な改正事項のひとつに、上記の「カルテル協定及び共謀行為」、「垂直的協定」、「経済活動調整」ならびに「一般的競争制

<sup>1</sup> 便宜上40ルーブル=1ユーロとした為替相場を用いて計算する。

限行為」で述べた禁止事項は、同じ会社・個人によって支配される一つのグループ内に属した企業の間で当該行為が行われる場合には適用されないことにある。

### 不公正競争

不公正競争はロシアの法律上、禁止されている。不公正競争とされる行為は以下のものが該当する。

- ・ 営業主体の損失もしくは風評損害(名誉毀損)につながる虚偽の、不正確な、もしくは歪曲された情報の宣伝、
- ・ 商品の(1)生産性質、(2)生産方法・場所、(3)消費性能、(4)品質および数量、もしくは(5)製造業者に関する誤認の惹起、
- ・ 営業主体が生産する商品と、別の営業主体の生産する商品との不正確な比較、
- ・ それ自体が第三者の知的財産権の不法な利用につながる商品販売・交換等の流通方法、及び
- ・ 法の保護を受ける商業・公的等の秘密情報 の不法な入手、利用もしくは公開。

以上の制限は、連邦法律「広告宣伝に関する」(2006年3月13日付、38-FZ号、「宣伝広告法」)の規定とも密接に関連づけられている。宣伝報告法のコンプライアンス監視はFASに委ねられ、違反責任について営業主体に追及できる。

### 取引クリアランス(承認)

#### 承認の必要な取引

以下の取引にはFASによる承認か、FASへの通告が必要とされる。

- ・ (1)別の会社の株式及び／又は無形・有形資産をもって定款資本が払い込まれ、かつ(2)その結果、新会社が次の資産を取得することにつながる、ロシアの会社の設立—
  - ロシアの株式会社の25%以上の議決権付株式、もしくは
  - ロシアの有限責任会社の3分の1以上の持分、もしくは

- ロシアで資産を所有する(所有する資産がロシアに位置する)会社の固定・無形資産の簿価総額の20%以上の資産、
- ・ 合併・買収の形をした会社形態変更、
- ・ ロシアの株式会社の25%以上、50%以上又は75%以上の議決権付株式の取得、
- ・ ロシアの有限責任会社の3分の1以上、50%以上又は3分の2以上の持分の取得、
- ・ ロシアの会社への間接的な支配権の取得、
- ・ ロシアで営業活動を行う外国法人の50%の株式・持分、もしくは支配権の取得、
- ・ 取得される(ロシアに位置する)資産の簿価が所得者の有形・無形資産簿価総額の下記の上限を超えたロシアの会社の有形・無形資産を所有・保有・処分する権利の取得、
  - 原材料市場で取引をする会社の場合、20%、もしくは
  - 金融市場で取引をする会社の場合、10%。

#### 法定上限

上記取引が競争法で定める上限を超えたとき、FASによる事前審査及び／もしくは事後審査を受けた上で合併承認を受けなければならない。この法定上限は以下の表でまとめた。上限を超過した場合、取引成立前にFASによる承認を受けなければならない。一方、上限超過がなかった場合、競争法の規定によって、取引成立後45日以内にFASに対する事後通告が必要となる。

以下で述べる法定上限は原材料市場で取引をする会社にのみ適用される。信用機関などの金融市場の場合については、別の上限が適用される。詳しくは、「銀行部門」[ ]ページ参照。

### 違反責任

#### 概要

違反した個人・法人はともに、ノン・コンプライアンス行為をしたことにより、独禁法に基づいて行政・刑事責任を負う。

### 事前合併審査基準

世界各国に位置する取得者のグループの資産総額並びに被取得者のグループの資産簿価の総額	70億ルーブル(1億7500万欧元相当 <sup>2</sup> )以上	かつ	世界各国に位置する被取得者のグループの資産簿価の総額	2億5千万ルーブル(625万欧元相当)以上
--	--------------------------------------	----	----------------------------	-----------------------

### もしくは

取得者のグループ及び被取得者のグループが、最後の1暦年で商品販売、サービス提供などにより受け取った収入総額	100億ルーブル(2億5千万ユーロ相当)以上	かつ	世界各国に位置する被取得者のグループの資産の簿価総額	2億5千万ルーブル(625万ユーロ相当)以上
---	------------------------	----	----------------------------	------------------------

### もしくは

FASが記入を行う、市場シェア35%以上の営業主體の名簿に取得者(又はそのグループに属する会社)及び／又は被取得者(又はそのグループに属する会社)の記載があった場合(この条件は主にロシアの会社にのみ適用される)。

### 事後合併審査基準

世界各国に位置する取得者のグループの資産総額並びに被取得者のグループの資産簿価の総額	4億ルーブル(1千万ユーロ相当)以上	かつ	世界各国に位置する被取得者のグループの資産簿価の総額	6千万ルーブル(150万ユーロ相当)以上
--	--------------------	----	----------------------------	----------------------

### もしくは

取得者のグループ及び被取得者のグループが、最後の1暦年で商品販売、サービス提供などにより受け取った収入総額	4億ルーブル(1千万ユーロ相当)以上	かつ	世界各国に位置する被取得者のグループの資産簿価の総額	6千万ルーブル(150万ユーロ相当)以上
---	--------------------	----	----------------------------	----------------------

制裁には以下のものが含まれる。

- FASが違反行為を阻止すべく発する強制的指示及び／もしくは違反行為により得た収入の没収(競争法に基づく)、
- 収入ベースで計算する罰金(独禁法違反行為が継続した期間中に得た収入の15%まで)及び／もしくは違反行為をした会社の責任者の資格取り消し(行政違反法典に基づく)、
- 独禁法の重大な違反があった場合、罰金、資格取り消しに加え、会社の責任者の7年までの禁固刑(刑法典に基づく)。

### 特別事情

禁止された協定及びリーニエンシー制度

以上で述べたように、独禁法違反に当たるカルテル及び共謀行為は厳しく禁止されており、違反があった場合には厳重な制裁につながる可能性が高い。

しかし、行政違反法典は、不法なカルテルに参加した会社に、限定的とはいえ、処罰を回避する機会を与えている。リーニエンシー・プログラムの下で処罰を完全に回避するためにはカルテルにかかわった会社が、(1)FASにカルテルを告発し、(2)FASが捜査を開始するために十分な情報及び／又は資料をFASに提供し、(3) 捜査中FASと完全な形で協力し、かつ(4)即時にカルテルなどの違反行為を停止しなければならない。ただし、リーニエンシーを利用できるのは、FASが告発される違反の情報をもつて把握していなかった場合に限る。また、集団による告発は認められない。

<sup>2</sup> 便宜上40ルーブル=1ユーロとして計算する。



# TAXES

## 税制

### 概要

#### 最近の動き

ロシアの税制は比較的新しいものであり、現にいくつかの進歩的な税制概念が導入されるなど、いまだに頻繁な改正が続いている。

例えば、ロシアでは以前から存在はしていたものの実際に適用されることがすくなかった移転価格という概念について、2012年1月1日より関連法規が発効し、立法上の明確化がなされた(詳しくは「移転価格」[ ]ページ参照)。もうひとつの例として、2012年初頭に導入された連結課税の概念がある。

このような新しいルールが実務運用上どのような発展を見るかは現時点ではまだ不透明であるが、国内の多数の企業が税務の抜本的な見直しを迫られるであろうことは疑う余地がない。

また、技術的な面においても、税制の発達が続き、新しい会計基準、利益・税務報告フォーム、各種の通知並びに電子書類のやり取りに対する基準が導入中である。

#### 基本法規

1998年1月31日付ロシア連邦税法典第1部は1999年1月1日に、第2部は2000年8月5日に採択され、2001年1月1日に発効している(以下、併せて「税法典」とする)。税法典は税制の一般原則、適用される租税、納税者及び税務当局の権利義務のすべてを定める。

税法典により、ロシアの租税は次のように分類される。

- ・ ロシア連邦全土で統一した率で適用される連邦税。その一つに付加価値税(VAT)がある。企業利潤税など、多くの税は連邦の部分と地方の部分とで構成されており、地

方の部分を軽減するかは各地方の行政に委ねられている。

- ・ 税法典と地方・市町村の政府とが定める地方税、市町村税の徴税は地方・市町村ベースで行われる。上級当局の管轄に属する租税の特権に関して、下級当局では認められない。

連邦税	企業利潤税
	付加価値税(VAT)
	物品税
	給与関連諸税
	天然資源利用税
	印紙税
地方税	個人所得税
	法人資産税
市町村税	交通税
	土地税
	個人資産税

こうした税制のあり方では、立地によって税負担が変わることもあり、さらに、場合によっては連邦・地方両方の税務申告が要求される上に、複数の地方に支店を設置した場合、複数の納税先への支払が要求されることもある。この章では税法典が定める各種租税の中から主に以下の点について説明する。

- ・ 法人課税、
- ・ 個人課税、
- ・ 特別税制、
- ・ 税務優遇措置、
- ・ 二重課税回避協定。

## 法人課税

### 企業利潤税

#### 納税者

納税者とは以下のように定義される。

- ・ 世界各国で得た収入に対して課税されるロシアの会社、
- ・ 恒常施設を設置したことによってロシア国内で営業し、及び／もしくはロシア国内の源泉により収入を得る外国会社。

企業利潤税は会社単位で課税される。

### 恒常施設

税法典では、「恒常施設」を現地事務所、支店、支部その他、外国会社が定期的に一定の営業活動(その定義は税法典による)を行なう固定の場所として定義している。

恒常施設を持たない外国の会社に対してはロシアの企業利潤税は課税されない。したがって、利息・配当金・ロイヤルティーその他のロシア由来の収入は源泉課税となる。

外国の会社を代表する代理店をもち、税法典で挙げられる活動を行い利益を得る外国会社はロシアで恒常施設を持つものとみなされる。

外国法人は原則として、以下の条件を満たした場合、その収入及び支出をロシア国内にある恒常施設に配分する権利を持つ。

- ・ ロシアと当該外国との間に二重課税回避協定が結ばれており、かつ
- ・ 同協定がそのような配分を認めている場合。

二重課税回避協定が存在しない場合、外国の会社の支出については、ロシア国内にある恒常施設に関連してその支出が発生する分を同恒常施設に配分できる。

### 課税対象(課税金額)

税法典では、納税者が得た収入全額から課税が免除される金額及び経費を差し引いたものが課税金額とされる。

以下の収入については企業利潤税納税が免除される。

- ・ 親会社、子会社、もしくは個人から財産の形で受け取った収入。ただし、支払人もしくは受取人が相手の資本の50%以上を所有し、かつ、収入として受け取った財産(金銭を除く)が取得時点から1年以内に処分されないことを条件とする、
- ・ 納税者の純資産増加の目的で親会社から納税者へ移された非財産権と財産による収入

- ・ 固定資産及び有価証券の再評価による利益、及び
- ・ 会社定款資本への出資として、財産の形で受け取った収入など。

### 経費の控除可能性

経費については原則として発生主義が認められる。企業利潤税の課税価額から経費を控除するには、納税者の収入と関連性があり、経済的に妥当で、必要証書で裏付けられたものでなければならない。税務当局はこの基準を厳格な形で適用してきた。

法律によって以下の費用については経費として控除できないとされる。

- ・ 無償で譲渡される資産の価値、
- ・ 国家予算に対し支払われる罰金、及び
- ・ 労働契約などで定めていない従業員への報酬。

また以下のように、税控除が限定的に認められる費用も数種類ある。

- ・ 代表費用については給与総額の4%以下、
- ・ 従業員の年金保険・生命保険については給与総額の12%、
- ・ 従業員の治療保険については給与総額の3%、
- ・ 同業種で類似したローンの平均金利を超える20%以上の金利でのローン等の借入れによる利息。類似データがないとき場合、もしくはは納税者による任意の決定による場合は2011年1月1日から2012年12月31日までの上限金利は次のように算出されることが認められる。
  - ルーブル建て借入れの場合、ロシア中央銀行が貸出日に定めた決定歩合(2011年12月26日の時点で年率8%)の1.8倍、
  - 外貨建て借入れの場合、借入れが成立した同日にロシア中央銀行が貸出日に定めた決定歩合の0.8倍。

利息には低額資本の規定が適用される。

### 減価償却

納税者は企業利潤税の納税額を特別な勘定に計上しなければならず、その計上方法に関しては納税者の会計方針の中で明確にしておかなければならない。しかも、いったん選択された計上方法は一年度中(1月1日~12月31日)維持しなければならない。

利潤税の算出の観点から、減価の計上に次の二つの方法を使用できる。

- ・ 定額法(直線法)、
- ・ 定率法。

減価償却資産として2011年1月1日までに取得したものについては、取得価格2万ルーブル(500ユーロ)<sup>1</sup>、また同年1月1日以降に取得したものについては取得価格4万ルーブル(1000ユーロ)を超えるもので、耐用年数1年以上の有形・無形資産が含まれる。

資産の耐用年数は、政府承認の資産分類に基づいて、一定の制限の下で算出される。例えば、無形資産の耐用年数は、利用期間が何らかの合意で定められた場合はその期間中、その他の場合には10年間とされる。固定資産に対する課税金額には、資産を稼働させるための費用全額が含まれる。またリース資産など、税法典で定めがある場合には、特別減価償却が認められる。

美術作品を初め、一部の資産は減価償却の対象外となる。

### 損失

損失については繰越しが認められ、先10年間の将来の利益から差し引くことができる。繰戻しは認められない。固定資産売却による損失は均等にその残りの耐用年数に分配される。

### 移転価格評価法

2012年1月1日から税法典には移転価格評価方法、関連当事者間取引監督及び事前価格協定に関する新たな章が加えられた。

その新しい移転価格についてのルールの中なかで、関連当事者間取引(外国当事者の参加する全ての取引及び一部の国内取引)が監督対象と

<sup>1</sup> 便宜上、40ルーブル=1ユーロとした為替相場を用いて計算する。

なっている。ただし、ロシアの連結会社のメンバーの間で行われる取引は監督を受けない。この監督対象のリストには多くの項目を含むが、「関連当事者」は一般的に、「当該関連当事者間の関係性により当該関連当事者が行う取引の条件、結果、及び／もしくは当該関連当事者の業績又は関連当事者を代表する者の業績が影響を受けるもの」と定義される。具体的には以下のものが、関連当事者とされる。

- 1つの会社とその株式／持分の25%以上を直接・間接的な形で所有するもう1つの会社、
- 1つの会社とその株式／持分の25%以上を直接・間接的な形で所有する個人、
- それぞれの25%以上の株式／持分を同一の第三会社に所有される2つの会社、
- 会社とその代表取締役、もしくは同一代表取締役をもつ複数の会社、及び
- 50%の株式／持分を所有する会社／個人のグループ。

移転価格評価方法については、3つあった従来の方法(優先されるCUP=「比較可能な非被支配価格」、「再販売減算(リセールマイナス)」及び「原価加算(コストプラス)」)を維持しつつ、2つの新しい方法として、「比較可能な収益率」及び「利益分割」を導入している。

新しい移転価格は、「支配を受ける」取引に適用される価格を裏付ける書類の作成・提出を納税者の責任としている。

同時に、現在、同じ関連当事者間との間で1暦年内に行われた取引の総額(収入か支出を問わず)が1億ルーブル(2500万ユーロ)を超える場合、当該会社はその全ての取引について、管轄の地方税務当局に毎年報告しなければならない。ただし、その基準金額については将来引き下げられる方向で検討中である。

また、上記の報告もしくは税務監査の結果を踏まえて、税務当局には同じ関連当事者間の「支配される」取引について、必要な詳細の情報提出を要求する権利がある。

## 連結課税

2012年1月1日からロシアの会社が税務上、連結グループを選択することができるようになった。その条件として、グループ全体の納税義務や法定会計収益及び資産などの最低値が設けられている。その場合、グループ全体に対して課税金額が算出されるようになり、個々のメンバー企業がそれぞれの課税対象となる制度とは異なり、メンバー企業の損失により他のメンバー企業の利益が相殺されることとなる。

以下の理由から、新しい制度の導入の影響は外国投資家からみて限定的なものにとどまると考えられる。

- 外国企業がロシアの連結グループのメンバーになることができない、かつ
- グループのメンバーがグループ全体の納税義務について共同で責任を負う。

## 税率

企業利潤税の一般税率は20%であり、うち2%は連邦予算に、残る18%は企業所在地の地方予算に向けられる。

一定の場合において、減税が適用されることもある。例えば、2011年1月1日以降取得したロシアの会社の持分・非上場株式が譲渡される場合、譲渡する会社の国籍を問わず企業利潤税で0%税率が適用される(ただし、5年間保有が条件となる)。

## 配当金の課税

### ロシアの会社が得る配当金

ロシアの会社が別のロシアの会社から受け取る配当金には一律9%の税率が適用される。「戦略投資」による配当金にはロシア企業利潤税が課せられない。ここでいう「戦略投資」には、以下の条件を伴う。

- 配当金の受取人が配当金の支払人の定款資本の50%以上所有、又は配当金の50%以上を受け取る権利を与える預託証券を保有する場合、及び

- ・ 持分又は預託証券の保有期間が配当金の発表された日よりも少なくとも365日前から継続していた場合。

税率が低水準にある国・税地域の居住者である会社による配当金はロシアの企業利潤税の免除を受けることができない。そのリストは公式に発表されるものであり、更新は財務省の担当とされている。

### ロシアの会社が支払う配当金

ロシアの会社が外国会社に対して支払う配当金には一般税率15%が適用される。税金は配当金を支払うロシアの会社が配当金支払額から税金額分を差し引き納めなければならない。二重課税回避協定が適用される場合、一般税率については最低5%まで軽減されることができる。

### 付加価値税(VAT)

#### 納税者

VATはロシアに財貨を持ち込む会社、個人事業家及び個人に適用される。

納税者の3ヶ月分累積の付加価値税抜き収入が200万ルーブル(5万ユーロ)を下回ったときは、免除を申請することによって納税免除を受けることができる。

#### 課税対象

VATは以下の活動(無償で行なわれるものを含む)に課税される。

- ・ ロシア国内での商品の販売、労務、サービスの提供、
- ・ 納税者本人の目的のために商品及び労務、サービスをロシア国内へ移転する場合(企業利潤税関連の規定により、かかる費用が控除される場合を除く)、
- ・ 納税者本人の利用のための建設・土木事業、
- ・ ロシア国内への輸入。

課税対象は通常、販売される商品又は提供される労務・サービスの市場価格(消費税込み・付加価値税別)とされている。

商品又は労務・サービスが無償で提供される場合、推定価格が使われる。ここでいう推定価格とは、類似商品や同等の労務・サービスの市場価格(付加価値税別)のことである。

### 納税免除

以下を初め、特定の取引はVAT課税を免除される。

- ・ ローン契約の譲渡、
- ・ 有価証券・派生金融商品取引、
- ・ 一部の銀行取引、
- ・ 医療機器を対象とした取引及び治療サービス、
- ・ 一部の研究開発サービス、
- ・ ソフト、ノウハウ、データベース、発明に関する排他的・非排他的権利及びライセンス契約関連の各種権利(ただし、商標権を除く)の譲渡、
- ・ 国内に類似品のない技術設備(政府が承諾するリストによる)、
- ・ 鉄屑及び非鉄スクラップの販売。

### 税率

一般税率は18%である。本、定期刊行物、薬品、一部の食品、子供用服装には軽減税率が適用される。さらに、次の取引にはゼロ率が適用される。

- ・ ロシア国外への商品輸出、
- ・ 財貨の通過運送関連の労務及びサービス、
- ・ 外国の外交使節に提供される一部の商品及びサービス、など。

### 仕入れVAT税額控除

VATの納付税額はVATの課税される取引の代価に上乘せられるVAT(販売VAT)と、商品を仕入れるときに負担したVAT(控除分、仕入れVAT)の差額である。

ただし、仕入れVAT税額の控除できる範囲は限定的である。仕入れVAT税額を控除できるかについては、提供先にその分が納付されているかだけで決まるものではない。輸入時に、税関当局への納付が終了して初めて、仕入れ価格に組み込まれたVATが控除される。

VATが免除される商品の製造に使われた費用・資産に関連して課税された仕入れVATは控除できない。同じく、「非製造活動」のための資産及び費用に組み込まれた仕入れVATも控除されない。

VATが課税される活動と免除される活動の両方に関連する商品の仕入れ等の費用に関するVATの課税金額は、それぞれの比重に応じて算出しなければならない。仕入れ税額として控除できるのは、VATが課税される活動にかかる分のみである。

VATの仕入れ税額が納付税額を上回ったときに、納税者にその差額が還付される。ただし、その還付については原則として、税務当局が審査を行った上で認める。一方、VAT還付の簡易手続が導入されており、それにより、納税者は税務当局の審査を受け、還付についての最終判断を受ける前にも還付を受けることが可能になった。この制度を銀行保証なしで受けることができる会社については、活動期間が3年間以上で、かつ、これまでの3年間で100億ルーブル(2億5千万ユーロ相当)以上の税金を納付していることが条件として設けられている。その他の会社については、還付されるVATに相当する金額に対する銀行保障を条件に、簡易手続を受けることができる。仕入れ税額の控除を裏付ける証書としてはVAT送り状が利用される。ロシア語で発行され、ロシアの税法典で定める情報を記載しなければならない。

### 還付請求

ロシアでの税務登録を受けていない外国の会社がロシア国内に商品又は労務・サービスを提供する場合、VATは源泉課税となる。税務登録をしている買手は、外国の売手に対して支払われる代金から納付税額を差し引き、当局に納付する義務を負う。また税務登録をしている買手は源泉課税となったVATから仕入れ税額の分の還付を請求することができる。

ロシアの税務登録を行っている委託販売業者及び代理業者は、同登録をしていない外国の

会社の名義で売買される商品について代理納税を行う。

### 申告提出及び納税

VATは以下の2つの時期のうち、より早いものに併せて納税しなければならない。

- 商品、労務又はサービスの出荷又は受け渡しの日、及び
- 商品、労務又はサービスの出荷又は受け渡しに先立つ決済(全部もしくは一部)の日。

前払いについては支払いが受け取られるときに、VATの課税額に算入される。

納税者は四半期ごとにVAT申告を提出しなければならない。VAT還付申告は税務期間の満了した後20日以内に提出しなければならない。また、納税者にはVAT税額を3つに分けて、課税される四半期に続く3ヶ月以内に納税することが認められる。

### 物品税

物品税は物品税課税商品の製造・輸入業者(法人か個人)に支払う義務がある。物品税課税商品には、石油精製品、アルコール、たばこ、自動車等がある。

物品税は原則として商品の価格に上乘課税される。詳しくは、「関税制度」、[ ] ページ参照。

### 法人資産税

法人資産税は税法典及び地方の規定に応じて納付される。

### 納税者

資産税の納税者には以下のものが含まれる。

- バランスシートに固定資産があるロシアの会社、
- バランスシートに固定資産があるロシア国内にある外国会社の恒常施設、
- ロシア国内に不動産を保有する外国の会社。

以上のものは企業所在地の地方予算に法人資産税を納付しなければならない。

宗教団体等、民間組織は法人資産税を免除される。

### 課税対象

動産・不動産ともに法人資産税の対象となる。課税対象となる資産には固定資産及び「利益をもたらす資産投資」(ロシアの会計基準の定義による)、さらに、リース資産が含まれる。なお、ロシア国内に恒常施設を持たない外国の会社については不動産のみが課税される。無形資産、棚卸資産、半成品、金融資産等は資産税が課税されない。

課税金額は、税務ではなく、財務決算の観点から考えた場合、課税資産の当年度平均残高とされる。

### 税率

税率は地方に委ねられるが、2.2%を上回ってはならない。現時点はモスクワ及びサンクトペテルブルグを含め、多数の地方でその上限率が適用されている。

### 納税

課税期間は1暦年とされる。納税は前払いの形で四半期ごとに行われる。納税者は各四半期終了後30日以内に申告をしなければならず、1年間の申告書は翌年の3月30日までに提出しなければならない。

### 給与関連諸税

#### 納税者

給与関連諸税には数種類あり、使用者がロシア国内の企業であるか、外国企業であるかを問わず、すべて使用者側が納税しなければならない。

#### 保険負担金

保険負担金は3つの予算外基金(年金基金、連邦社会保障基金、連邦任意治療保険基金)へ支払わなければならない。2012年1月1日から2012年12月31日までは、逆累進負担率が

適用される。つまり、各従業員の年俸総額のうち、512000ルーブル=12800ユーロ(2012年からは567000ルーブル=)までについては30%が、そしてそれぞれを上回る報酬については10%が支払われるのである。

また、2012年~13年の間、一部の会社の社会保障・保険負担金については「移行期間」とみなされる。例えば、特定の分野において活動する納税者として簡易税制を利用できる企業が社会保障・保険負担金を合わせて20%で支払ってよいなど、一部の納税者に対する特権が設けられている。

2012年1月1日の時点で、外国人を採用する使用者側企業は全体報酬の22%に相当する保険負担金を支払う。しかしながら高度熟練専門家(詳細は「雇用」の[ ]ページ参照)、ならびに6ヶ月以下を期間とする労働契約に基づきロシア国内で一時的に採用される者については保険負担金は課されない。

#### 他の給与関連賦課金

上記に加え、労災・病欠を対象にした社会保険基金負担金を負担する場合もある。従業員(被雇用者)の負うリスクの水準に応じて、0.2%から8.5%までの負担率が適用される。

#### 天然資源利用税

所有権、もしくは永久使用権に基づき土地を利用するものは、市町村に対し土地税を納付しなければならない。税額の算出に使われる対象は、当該土地の登録簿上の簿価であり、実際の市場価格を大きく下回っている。税率は市町村で決定され、簿価の1.5%、また一部のタイプの土地については0.3%を上回ってはならない。

水利用税は発電に水を利用するものに課税される。税率は、利用対象によって異なる。

地下資源を利用するものには、鉱物資源採掘税が課される。これは石油・ガスを中心に鉱物資源が対象とされる。課税価額は、採掘する資源の価値、及び鉱物資源のタイプによって異なる。

## 交通税

交通税は登記された自動車を対象に、その自動車を所有するものが納付する。申告、納税、保証金の形についての決定は地方政府に委ねられる。

交通税は原則、連邦政府によって決定されるが、地方政府によって10倍までの増減税ができるものとされる。

さらに、地方政府は、自動車の走行年数及び／又は排気量に応じて交通税の税率を調節することができることとされた(これまでは、車両の耐用年数によってのみ調節できるとされていた)。

## 印紙税

税法典によれば、印紙税は一定の行政サービスを受ける会社や個人に課せられる一種の料金である。

例えば、現在ロシアで会社の登録を行なう場合、印紙税は4000ルーブル(100ユーロ)、外国会社の支店の駐在登録を行う場合は12万ルーブル(3000ユーロ相当)となっている。

一般管轄裁判所、もしくは簡易裁判所(miroye sudyi)による案件の審議の際に必要な印紙税の上限は6万ルーブル(1500ユーロ)、仲裁裁判での審理の場合は、20万ルーブル(5000ユーロ相当)となっている。

## 個人課税

### 個人所得税

#### 納税者

納税者はロシアの個人所得税を居住者として、もしくは非居住者として課税される。

税務上居住者とされるものは、収入源の国を問わず全収入に対して課税される。連続12ヶ月間のうち、183日間以上をロシア国内ですごした個人は税務上居住者とされる。ところが、財務省の説明によると、個人の居住者であるかどうかを決めるには一暦年内にロシア国内で過ごした日数を明らかにしなければならない。

非居住者がロシア国内で得た収入はその収入の性質を問わずに所得税の課税対象とされる。

#### 課税収入

控除・免除の分を除いた収入総額である。

収入総額とは、納税者が各種経済活動の結果、現金・現物の形で受け取って自由に処分できる利益として定義される。

#### 控除額及び非課税収入

ロシアの税務上、居住者は4種類の控除を受けられる。

- ・ 一般控除  
身体障害者や戦争経験者など、特定の者が控除対象となる。
- ・ 社会控除  
教育費(納税者とその各子供)及び医療費(家族単位)が含められ、ともに一年で最大12万ルーブル(3000ユーロ相当)が控除される。
- ・ 財産控除  
財産(主に住宅用不動産)購入・売却による控除である。
- ・ 専門控除  
原則として個人事業家に与えられ、知的財産の製作費等が含められる。

一部の法定手当、制限内の銀行利息、国家(及びその他一部)による年金、株式の追加発行(法定評価、合併又は会社形態変更の結果発行されたもの)は控除される。

#### 税率

##### 居住者

- ・ ほとんどの収入には一般率13%(一律)が適用される、
- ・ ロシア国内外の会社による配当金には9%が適用される、
- ・ 賞金、保険金、所定制限を越えた銀行利息には35%が適用される。

##### 非居住者

ロシア発の全ての収入に30%の一般税率が適用される。ただし、配当金のみが例外で、15

％の税率になる。なお、税務協定規定の適用を申請することによって該当収入(所定の種類)への課税を控除できる。  
さらに、2010年7月1日より、非居住者として専門活動をする高度熟練専門家の収入には13％の税率が適用される。

## 納税

### 源泉課税

ロシアの会社、個人事業家及び外国の会社の恒常施設は代理納税者として、個人に支払われる金額に対して行われる個人所得税の算出、徴税、納税を義務付けられる。

つまり被雇用者は、財産控除を申請する場合及びその他の税務申告を必要とする収入があった場合を除いて、基本的に給与について税務申告の提出義務は生じない。

個人事業家の場合は、個人所得税をめぐる義務履行は本人の責任とされる。

### 税務申告

個人に税務申告提出及び適切な納税の義務が生じる場合には以下がある。

- ・ 居住者の収入源が国外にあった場合、
- ・ 収入を個人から得た場合、
- ・ 徴税に問題があった場合、
- ・ 収入が財産売却によって得られた場合、など。

税務申告は各課税期間の翌年4月30日までに提出しなければならない。

税額は各課税期間の翌年7月15日以前に納付しなければならない。ただし、納税者が出国する場合、遅くとも出国より1ヶ月前に申告をし、申告提出後15日以内に納付しなければならない。

## 個人資産税

### 納税者

「個人資産税に関する」法律(1991年12月9日付、2003-1号)は、住宅、マンション、コテージ、車庫その他の建造物の所有者には個人資産税を納付する義務があると定めている。

## 税率

税率は資産の価値(簿価)によって異なる。個人資産税は市町村の下で課税されるため、市町村の行政機関は以下の範囲内で税率を設定できる。

資産の簿価	税率
30万ルーブル(7500ユーロ)以下	0.1%以下
30万～50万ルーブル (7500～12500ユーロ)	0.1-0.3%
50万ルーブル(12500ユーロ)以上	0.3-2%

## 特別税制

税法典ではいくつかの特別税制が定められており、それによれば複数の税の代わりに一つの特別税を納付することが認められている。具体的には以下の制度を指す。

- ・ 簡易税制、
- ・ みなし税、
- ・ 農産物生産者統一税制、
- ・ 生産物分与制。

この特別税制を受けるには、下記で述べる特定の要件を満たさなければならない。

### 簡易税制

#### 納税者

会社が簡易税制を受けるためには以下の要件を満たさなければならない。

- ・ 年間売上高が4500万ルーブル(112.5万ユーロ相当)を超えず、かつ
- ・ 固定資産並びに無形資産の簿価総額が1億ルーブル(250万ユーロ)以下であり、かつ
- ・ 従業員が100人以下であること。

税法典は、簡易税制を受けることのできない法人を列挙しており、具体的には(1)外国の会社、(2)地方支店・事務所を置くロシアの会社、(3)資本の25%以上が他の会社によって所有される会社、(4)銀行、(5)保険会社、(6)年金基金、(7)投資ファンドが簡易税制を受けることが出来ないとしている。

## 税率

簡易税制の場合の税率は以下となる。

- ・ 収入全額を課税金額とした場合は税率を6%とし、控除はできない
- ・ 控除分を差し引いた収入を課税金額とした場合は税率を15%とする。

簡易税制は、いくつかの例外を除けば、利潤税、資産税、VAT、との統一した代替制度として利用される。この制度を利用した場合でも、使用者及び個人事業家は年金保険金を納付し、さらに従業員の報酬から個人所得税を差し引く形で源泉課税を行う義務は免除されない。

## みなし税

地方政府は個人事業家・中小企業に対しみなし税の納付を許可することができる。

税率は15%で、課税対象金額は一ヶ月のみなし収入(収入とみなされるもの)である。それに利用される土地のタイプ、生産される商品、月単位で得る収入水準及び季節的要因等の作用を踏まえ、特別な係数によって調整される。みなし税制が適用される場合、納税者はその他の殆どの納税義務を免除される(ただし、強制的に徴収される年金保険金等を除く)。

## 農産物生産者統一税

この税制の目的は、農業に係わる納税者の税負担を軽減させることにある。

## 納税者

この税制は農産物生産・加工(工業加工を含む)・販売に携わる納税者に受ける権利がある。ただし、売上高の70%以上が農産物の販売による収入でなければならない。

## 税率

税率は6%とされ、課税対象は、税法典で列挙される数種類の費用を差し引いた収入である。同費用は下記の通りである。

- ・ 固定資産の取得、建設、製造に係わる費用(当該資産の耐用中に限る)、
- ・ リース費用、
- ・ 人件費、

- ・ 強制・任意保険関連の一部の費用、及び
- ・ 原料仕入れ費。

農産物生産者統一税は利潤税、VAT(輸入品にかかるVATを除く)及び資産税に代替する。

## 生産分与制度

### 納税者

この税制を利用できるのは、生産分与協定(PSA)を結び、その協定に基づき特定地域の地下鉱物資源の採掘について排他的権利を獲得した投資家会社である。

PSAとは、採算の取れた生産による利益を投資家とロシアの国家側の間で分与する内容となっている。その中で生産分与制度は投資家の事業関連コストを補償する(「補償用生産」)。補償される部分は原則として生産総額の70%、また大陸棚開発の場合は90%を上回ってはならない。

税務上生産分与制度を適用できる条件としては(1)当該生産分与は競売によって決定され、かつ(2)事業による利益が当初約定された水準を上回った場合には、採算の取れた生産の中からロシアの国家が得る利益の分についても引き上げられることが条件に設定されていなければならない。

### 一般PSA制度

一般PSA制度を利用する場合、生産分与制度の税務には主に以下の特徴がある。

- ・ 投資家のコスト(PSA事業関連)のうち、所定のものが「補償用生産」により補償される、
- ・ PSA事業関連で発生するVAT、天然資源利用税、印紙税、土地税及び物品税は国家により償還される、
- ・ ロシアに輸入される、もしくはロシア国外に輸出される商品・財貨について、関税が免除される、
- ・ PSA事業のみのために利用される固定資産について資産税が免除される、
- ・ PSA事業のみのために利用される交通手段について交通税が免除される、

- ・ 投資家は当該地方・市町村から地方税、市町村税の納付の免除をうけることができる。

### 特別PSA制度

PSAが(1)上記の一般手続とは異なった手続によって締結された場合、かつ(2)ロシアの国家のシェアが少なくとも32%の場合には、税務上、更なる優遇措置が適用される。

## 投資誘致政策

### 経済特区

納税者は経済特区制度の下で供与される優遇措置を受けることができる。経済特区(ロシア語略 S E Z)は連邦法律「特別経済区域に関する」(2005年7月22日付、116-FZ号)によって、ロシアの特定の地方・地区の経済成長を促す目的で設けられている。

経済特区の大きな目的は海外投資を誘致することにある。輸出入関税が免税されているため、輸出入事業を後押しする効果的なツールとなっている。経済特区の居住者は以下の税制優遇措置を受ける。

- ・ 企業利潤税の減税、
- ・ 資産税、土地税の免税、
- ・ 輸出入関税及びVAT税の免税(一部の場合のみ)。

### 経済特区の分類

法律によって4種類の経済特区が設けられている。

- ・ 技術開発・実業化特区(サンクトペテルブルグ、ドゥブナ、トムスク、ゼレノグラード)、
- ・ 工業生産特区(リーペツク、タートルスタン)、
- ・ 休養・観光特区(アルタイ、ブリャート共和国、カリニングラード)、
- ・ 港湾特区。

ロシアで登録された会社は経済特区管理当局と特別協定を結んだ上で、当該特区の居住者になることができる。

### スコルコボ・イノベーションセンター

2010年、モスクワ州の特別区画に研究開発、並びにその成果の商業化を目的とした「スコルコボ・イノベーションセンター」が創立された。また、その活動を規定する特別な法的制度も導入された。

スコルコボに参入した企業は以下の税務上、税関上、また会計上の特別待遇を受けることができる。

- ・ スコルコボへの参入が登録されてから10年間は研究開発活動並びに商業化活動による収入について企業利潤税の税率0%、
- ・ 資産税・土地税の免税、
- ・ 給与関連税の減税、
- ・ VATの免税、
- ・ 商品の輸入の際に課税されるVAT並びに関税の還付、
- ・ 金融会計を行う義務の免除。ただし、参入企業の年収が10億ルーブル(2500万ユーロ)を上回った場合には免除されない、
- ・ 外国人従業員の招待状・ビザ申請の際、労働許可、印紙税の免税。

外国投資家がスコルコボに参入し、上記の特別待遇を受けるためには現地で研究を進めるための会社を設立し、当該資格を付与されるための特別手続を行い承認されなければならない。

## 二重課税回避協定

二重課税回避協定とは、二重の課税、つまり、利潤、キャピタルゲイン、相続等の収入に対する課税が二回行われる状態を防ぐために、二国間ベースで締結している国が多い。こうした協定は通常、税制待遇上の差別防止を保証すると同時に、締結国同士の税務当局協調を図ったものとなっている。

ロシアが締結している二重課税回避協定の殆どはO E C Dのモデル協定及び国連のモデル規約に沿ったものである。

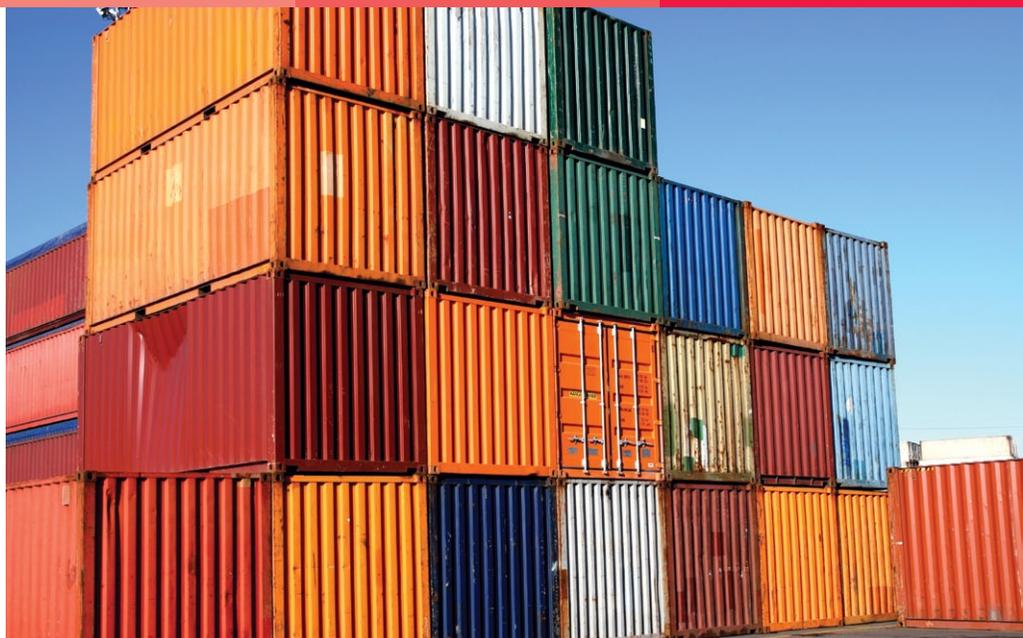
当該協定の規定はロシア国内法に優先するとされる。しかし、現実には、適用条件がそろっていないにもかかわらず、税務当局が協定で与えられる優遇措置を否定するケースが多い。

以下の表では、ロシアが締結しているいくつかの二重課税回避協定の下で適用される税率を挙げる。それぞれの税率はロシアが源泉となる収入に対する適用を前提とする。(カッコ内の数字は表の末尾に記載された注釈を指す。

国	配当金	利息	ロイヤルティー
オーストリア	5/15 (1)	0	0
ベルギー	10	0/10	0
カナダ	10/15 (2)	10	0/10
中国	10	10	10
キプロス	5/10 (3)	0	0
デンマーク	10	0	0
フィンランド	5/12 (4)	0	0
フランス	5/10/15 (5)	0	0
ドイツ	5/15 (6)	0	0
アイルランド	10	0	0
イタリア	5/10 (7)	10	0
日本	15/10	10	0/10 (8)
韓国	5/10 (9)	0	5
ルクセンブルク	10 / 15 (10)	0	0
オランダ	5/15 (11)	0	0
ノルウェイ	10	0/10 (12)	0
ポーランド	10	10	10
ポルトガル	10 / 15 (13)	10	10
スペイン	5/10/15 (14)	0 / 5 (15)	5
スウェーデン	5/15 (16)	0	0
スイス	5/15 (17)	5/10 (18)	0
ウクライナ	5/15 (19)	10	10
イギリス	10	0	0
米国	5/10 (20)	0	0

#### 注釈:

- (1) 10%以上 の株を所有する場合は5%、それ未満の場合は15%、
- (2) 10% 以上の株を所有する場合は10%、それ未満の場合は15%、
- (3) 初期投資が10万ユーロ以上の場合は5%、それ未満の場合は10%、
- (4) 30% 以上の株を所有する場合は5%、それ未満の場合は12%、
- (5) 投資額は76,225ユーロ以上で、かつ受取人が税務居住者になっている場合は5%、いずれかの条件に該当しない場合は10%、その他は15%、
- (6) 10% 以上の株を所有する場合は5%、それ未満の場合は15%、
- (7) 10% 以上の株を所有する場合は5%、他の場合は10%、
- (8) 文学的、美術的、学術的著作物(映画、レコードを含む)に対するロイヤルティーの場合は0%、特許、商標、意匠、模型、図面、ノーハウ、技術秘密、又は工業・科学設備、工業・商業・科学実験に関する情報に対するロイヤルティーの場合は10%、
- (9) 30% 以上の株を所有する場合は5%、それ未満の場合は10%、
- (10) 30% 以上の株を所有する場合は10%、それ未満の場合は15%、
- (11) 25%以上の株を所有する場合は5%、それ未満の場合は15%、
- (12) 代金支払遅延による商業ローンの場合は0%、その他の場合10%、
- (13) 25% 以上の株を所有する場合は10%、それ未満の場合は15%、
- (14) 10万 ユーロ以上の出資があり、かつ配当金が課税されない場合は 5%、いずれかの条件に該当しない場合は 10%、その他の場合は15%、
- (15) 利息受取人が締結相手国の政府だった場合、もしくは長期銀行貸出(返済期間7年間以上)の場合は0%、他の場合5%、
- (16) 100%の出資の場合、もしくは合併会社への30%の出資の場合は5%、その他の場合15%、
- (17) 20% 以上の株を所有する場合は5%、それ未満の場合は15%、
- (18) 銀行ローンの場合は5%、その他の場合は10%、ただし2011年11月24日付けロシア・スイス議定書を両国が批准した後は0%、
- (19) 5万米ドル以上の出資の場合は5%、その他の場合は15%、
- (20) 10% 以上の株を所有する場合は5%、それ未満の場合10%。



# 関税制度

## 概要

ロシアは、ユーラシア経済共同体、ならびにロシア・ベラルーシ・カザフスタンからなる関税同盟の加盟国である。

そうしたなか、関税制度は2010年中頃に効力を発し、た統一関税法典、並びに連邦法律「ロシア連邦における税関規制に関する」(2010年11月27日付、311号)は旧ロシア関税法典に取って代わる形で主な規定をおくものとなっている。

ロシア・ベラルーシ・カザフスタンでは、形式上2012年1月1日に成立した統一経済地域(UEA)関税同盟の実質的な形成に努力を集中している。統一経済地域は最終的に加盟国で商品、サービス、資本、労働の自由な移動が確保されるものとされている。

## 関税同盟の主な特徴

- ・ 同盟国間貿易では関税その他の経済規制が撤廃される(ただし、特別保護措置、ダンピング対策、相殺措置を除く)。
- ・ 第三国との貿易の場合の輸出入関税、非関税措置が統一されるため、ロシアは一つの同盟国として第三国との貿易を統一関税品目に立脚して統一関税を適用する義務を負う。
- ・ 輸入関税は特別累積勘定に向け支払われ、ロシア87.97%、カザフスタン7.33%、ベラルーシ4.7%の割合で同盟国の間で配分される。
- ・ 第三国への輸出関税は、生産国の法律が規定する税率で課税される。輸出関税は、生産国の予算に直接納付され、同盟国の間で配分されることはない。

- ・ 加盟国間では加盟国地域に持ち込まれた貨物への課税や通関手続きが撤廃される、
- ・ 関税同盟の領土内に輸出される貨物には0%VATが課税され、同盟国内に輸入された貨物については輸入国では物品税を初め、間接税を免除される、
- ・ 貨物が国内市場にリリースされた後、税関当局は3年間、当該商品の税関価格を管理できるとされ、一定の商品については国内の法律によってその期間を5年に延長できる。
- ・ 加盟国が同盟内で保護を受ける知的財産権の統一登録名簿(リスト)を共同で作成している。
- ・ 加盟国は、関税価格管理方法の改善に努める。その中で、申告者とその供給先の間に関連関係が存在しないことを立証する責任は取り除かれ、その立証の権利に取って代わられた。
- ・ 諸協定によって加盟国間の情報交換、税関当局による管理・分析機能の最適化を目指したデータベースづくりが定められた。
- ・ 同盟の外界国境における交通機関・車両検査や検疫管理など、加盟国の税関当局による共同検査の手続きが承認された。その結果、「一つの窓口・一回停車」制度が導入中で、通関加速化につながっている。
- ・ 2012年初頭、たばこ、アルコールなど、一部の商品に対する物品税が引き上げられた。
- ・ 加盟国が通貨管理関連法律の整合性を図り、同盟内の統一通貨政策を目指す。
- ・ 同盟関連事項については以下の裁判慣行が成立している。
  - 税関当局の不法行為による損害に対する賠償要求が初めて認められた。ロシア連邦最高仲裁裁判所は、一部の港湾を通じた鉄屑の輸出を禁止したロシア連邦税関局命令を違法とし、納税者が当該命令により被った損害の賠償を命じた。賠償には、インフラ整備及び得られなかった利益による損害両方が含まれた。
  - 関税・VAT納税までの仮リリースの問題はようやく解決された。ロシアの現地法人の設立資本への現物投資として外国投資家がロシア国内に持ち込む資産に対する関税・VATの免除のことで、2010年、関税法典によって、5年間の経過後、その資産の処分が認められた。ただ、最近まではその5年間の開始時点については、輸入時点なのか、関税法典の発効時点なのかが明確になっていなかった。そこで、最高仲裁裁判所は、より保守的なスタンスを確認する形で、関税法典の発効時点後、すなわち2015年7月6日以降の5年間だと判断した。

## 近年の展開

- ・ 通関手続簡易化の一環として、自らの倉庫で輸出入品を保管し、税関申告を提出する前にも倉庫から商品をリリースする権利を得た「指定貿易業者」という制度が2012年1月1日をもって発足する。
- ・ ユーラシア経済共同体及び統一経済地域関税同盟を定めた諸協定は2012年1月1日に発効した。その主な目的は、ユーラシア経済共同体加盟国の領土内での商品、サービス、資本、労働力の自由な移動、並びに競争保護及びいわゆる自然独占に対する共通政策である。統合は2015年に完成するとされる。
- ・ 税関管理はロシア・ベラルーシ、ロシア・カザフスタンの国境から撤廃され、同盟の外界に当たる国境に移されている。その結果、通関、衛生、検疫検査などが同盟の外側に当たる国境で行われる。
- ・ 関税同盟の統一関税品目が見直された。具体的には、後進国、発展途上国を生産国とする財貨のリストが明確化され、関税同盟内での流通制限、もしくは禁止となる輸出入品のリストが訂正、貴金属に対する規制が変更、さらに新しい品目コードが導入されている。

## WTO加盟

長年にわたる交渉の末、2011年12月16日ロシアはようやくWTO(世界貿易機構)加盟議定書に署名した。実際の加盟は2012年夏ごろに完了するとされている。WTO加盟によってロシアの貿易市場について以下を中心に、大きな変化が期待される。

- ・ ロシアの領土内に輸入される商品に対する比例平均関税率が10%から7.8%まで(工業品については9.4%から6.4%まで)引き下げられること、
- ・ テレコム、保険、銀行業といった一部の部門について外国資本参入への制限の撤廃、
- ・ 政府購入協定への加盟の可能性。

品目・業種によってそれぞれの移行期が設けられた。

関税同盟・統一経済地域の加盟国として、ロシアはWTOルールに応じて行動し、他の加盟国に対してはWTOの代理人としての役割を果たすことになる。

## 関税同盟と第三国の間の貿易

関税法典が17種の関税制度を定めている。以下ではそのうちの主に輸出入に絞ってその概要を説明する。

### 輸入

#### 申告手続

関税法典の下、申告手続きは輸入業者が登録されている国家において行なえる。

したがって、ロシア(もしくは同盟国の統一保税地域)に貨物を持ち込む際、ロシアに拠点を置く会社は輸入品をロシアの管轄の税関に対し申告しなければならない。

さらに、輸入品がベラルーシ、カザフスタンで同盟国の外側の境界線を通る際、当該国の税関ポストで国内通過手続をしなければならない。目的は実際の通関が行なわれるロシア国内の税関ポストとなる。

通関の際納付される関税など(VAT・関税・物品

同盟国の保税地域内に第三国から貨物を持ち込む際、関税などは、(1)貨物をリリースする同盟国の通関ポストで、(2)その加盟国の通貨建てで、納付される。

関税などの支払の形式及び期間は当該加盟国の法律によって定められている。例えば、ロシアの法律によって、輸入品に対する関税などの納付は、ロシアの関税当局に申告書が提出される当日、もしくはその提出日までにななければならない。

VAT、関税及び物品税の納付フォームをそれぞれ記入した上で別々に納付をしなければならない。VAT、物品税はロシアの予算に対し支払い、関税は特別の累積勘定への入金となる。

### 輸入関税

加盟国は同盟国内に輸入される貨物について、共通の税率、及び統一品目の使用を義務付けられる。

### 関税の減免税

第三国から同盟国の保税地域に輸入される一部の貨物については減免税が適用される。優遇税率

開発途上国、後進国を生産国とする貨物には関税同盟の統一優遇制度が適用される。

関税同盟には加盟国の代表からなる同盟委員会が設置され、当該開発途上国、後進国の製品のリストを作成する。

### 非関税障壁

ロシアに拠点を置く会社が同盟の領土内に貨物を輸入する前に、割当、特別保護枠、ダンピング対策、相殺措置など、ロシアが発動している輸入品規制を確認した上で、当該許可、認可を取得しなければならない。

非関税障壁・規制については、特に申告及び原産国証明についての登録手続きを明確化・簡素化する傾向がある。最終的には、一つの商品についてつだけ非関税規制(登録、申告もしくは証明書)を残す形が目指されている。

## 輸出

### 申告手続

ロシアから同盟の加盟国外に貨物を持ち出す際、ロシアに拠点を置く会社は貨物輸出用の手続をロシアの当該関税ポストで済ませなければならない。

そのとき、貨物輸出用の手続が適用されることになり、当該貨物が関税同盟の外に持ち出される際、同盟の外側の境界線に位置する税関ポストが輸出申告書にしかるべき記録をする。

### 輸出関税とその支払

輸出関税は貨物の生産国に納付しなければならない。

### 非関税規制

加盟国は第三国に対し、特別保護枠、相殺措置、ダンピング対策、並びに衛生・検疫管理といった非関税規制を統一させる。

非関税規制の一部は、量的規制又は特定の品目の輸出入の独占的権利付与の形で発動され、当該品目については、当該加盟国の当局より認可を取得しなければならない。

非関税規制の発動・適用・撤廃は、関税同盟委員会によって決定される。

### VAT(付加価値税)

ロシアから第三国向けに輸出される貨物について、輸出手続が適切に行われている場合には0%VATが適用され、物品税は免除される。

## 加盟国間貿易

### モノの移動自由化

#### 申告手続及び関税

加盟国の領土は統一保税地域を構成する以上、相互の国境では税関ポストが置かれず、申告手続も存在しない。

加盟国間貿易には関税も課されない。

### 非関税障壁

加盟国の相互貿易には、特別保護枠、相殺措置、ダンピング対策を除き、経済的な性質を持つ規制は適用されない。

### 同盟国内の間接税課税

#### 輸出

関税同盟国内で加盟国から別の加盟国向けに輸出される貨物について、適切な手続行われている場合には0%VATが課税され、物品税は免除される。

#### 輸入

一つの加盟国から別の加盟国に輸入される貨物についてはVAT、物品税をはじめ間接税が課される。

なお、輸入品について課税される間接税は、輸入国の法律に従って減免税の対象となる。一つの加盟国から別の加盟国に輸入される貨物への間接税は類似の品目に対し国内で課される間接税を上回ってはならない。

### 労働・役務

労働・サービスについては、生産・提供があった加盟国においてVATが課せられる。例えば、

- ・ 不動産・動産を対象に労働・サービスは、当該不動産・動産が位置する加盟国でのVAT課税となる、
- ・ 文化、芸術、体育、観光、休養、スポーツの分野における労働・サービスについて、当該施設が位置する加盟国内でのVAT課税となる
- ・ コンサルティング、法律、会計、監査、設計、マーケティング、研究開発などのサービスについては、当該サービスの提供を受ける者が位置する加盟国でのVAT課税となる。

上記を除く一部の場において、VATは当該労働・サービスを提供した者が属する加盟国で課税される。

課税対象額、税率、納付手続、優遇措置については、労働・サービスが提供された加盟国によって異なる。



# 銀行部門

## 銀行業

ロシアの銀行業の特徴には、金融機関が多数あること(2012年1月1日時点で978)と、資本集約が高いことが挙げられる。2011年1月1日時点で、ロシアの上位5行が全銀行部門の保有資産<sup>1</sup>の49%を保有していた<sup>2</sup>。国有銀行<sup>3</sup>はロシア銀行業の安定化・発展に向け重要な役割を果たし続けている。

<sup>1</sup> [http://www.cbr.ru/analytics/bank\\_system/obs\\_1201.pdf](http://www.cbr.ru/analytics/bank_system/obs_1201.pdf)

<sup>2</sup> 2012年1月1日の時点では、純資産総額でロシアの上位5行の銀行は、スベルバンク=貯蓄銀行(10.3兆ルーブル=2743億ユーロ)、VTB=対外貿易銀行(4.2兆ルーブル=1052億ユーロ)、ガスプロムバンク(2.4兆ルーブル=614億ユーロ)、ロスセリホズバンク=ロシア農業銀行(1.4兆ルーブル=366億ユーロ)及びモスクワ銀行(1.3兆ルーブル=333億ユーロ)となっている。<http://www.banki.ru/banks/rating/>。(便宜上、40ルーブル=1ユーロとした為替相場を用いて計算する。)

<sup>3</sup> スベルバンク=貯蓄銀行、VTB=対外貿易銀行、ガスプロムバンクなどである。

## 規制や法的枠組み

ロシアの銀行業を規制する法的枠組みの柱となるのは連邦法律「銀行及び銀行業務に関する」(2002年12月2日付、395-1号、「銀行法」ともいう)、並びに連邦法律「ロシア連邦中央銀行に関する」(2002年7月10日付、86-FZ号、「中銀法」)である。また、一般の破産規定に加え、銀行破産については、連邦法律「金融機関の破産に関する」(1999年2月25日付、40-FZ号)の規定も適用される。これらの法律及び政令・規定は以下の内容となっている。

- ・ 金融機関を定義し<sup>4</sup>;
- ・ 銀行業務や金融機関が行なえるその他の取引を列挙し、
- ・ 金融機関の登録及び許可制度の枠組みを設定し、及び

<sup>4</sup> 非銀行銀行機関を含む。

- ・ 金融機関の破産手続及び保護の制度を置く。

ロシア中央銀行(以下「中央銀行」)は、法的にも財政的にもロシア政府から独立している。構造面では、取締役会、国家銀行評議会、並びに中央行政部局を含むモスクワ本店の他に、ロシア連邦主体のいくつかの地方支店(構成共和国によって「共和国銀行」という場合もある)及び現地支店を置く。

中銀法、銀行法に基づいて、中央銀行は銀行業務規制の責任を負い、銀行・外貨業務に関する規定を承認する権利が与えられている。中央銀行は自らの権限を積極的に行使し、主要分野において包括的かつ細部に亘る規定を置いてきた。そのなかには2003年3月24日付中銀訓令1260-U(資本条件要求)、2004年1月16日付指示書110-I号並びに2009年8月7日付指導書342-P号(強制的財務指標及び準備率)、2004年7月15日付指示書117-I号(外貨管理)、2004年3月26日付指導書254-P号(引当金)などがある。

## 許可供与及び業務

### 許可制

銀行法では、金融機関は銀行業務を行うために、中央銀行より許可を取得しなければならない。同法により、金融機関は株式会社または有限会社、もしくは補充責任会社として設立されなければならない。しかし、後者の業態は、会社の債務に対し所有者による共同責任を意味する故に普及が見られないため、ロシアの多数の金融機関は株式会社か有限株式会社の形をとっている。

中央銀行は金融機関に対し、(1)申請書類がロシアの法律による規定に依拠していない場合、(2)所有者に十分な資力がない場合、(3)経営者に適切な資格がない場合、(4)監視委員会(取締役会)のメンバーに不満足な営業風評がある場合には、それらを理由に許可供与を拒否できる。一方、中央銀行は不十分な資本率、資金洗浄など銀行法違反、銀行業務許

可が定められない業務の執行、銀行の破産などを理由に、許可を取消することができる。

### 買収

銀行業での買収には、銀行業の特別の規制に加え、独禁上の規制もかかる。

### 銀行業の規制

銀行法の定めにより、以下は中央銀行の管轄とされている。

- ・ 銀行・金融機関の20%以上、25%以上、50%以上、75%以上または100%の決議権付株式、もしくは20%以上、3分の1以上、50%以上、3分の2以上、又は100%の持分の買収の際、事前承認をすること、
- ・ 銀行・金融機関の1%以上の持分の買収の際、通告を受けること。

### 独禁上の規制

予定される買収の対象が以下のいずれかである場合では、連邦独占禁止局(FAS)による事前承認が必要となる。

- ・ 銀行・金融機関の25%以上、50%以上、75%以上の議決権付株式、もしくは3分の1、50%か3分の2の持分、
- ・ 330億ルーブル(8億2500万ユーロ相当)以上の資産を保有する銀行・金融機関。

250億ルーブル(6億2500万ユーロ相当)以上の資産を保有する銀行・金融機関の定款資本の中から上記の上限を上回る買収の場合、45暦日以内にFASに対し通告しなければならない。

### 業務

銀行は広範囲の銀行業務を遂行できる。これに対し、非銀行金融機関には、勘定業務、他社への決済など一部の銀行業務しか認められない。

銀行法は、銀行業務として以下のものを定義し、中央銀行から適切な許可<sup>5</sup>取得を義務付けている。

<sup>5</sup> 一般銀行業務許可、為替業務許可、貴金属業務許可などを含む。

- ・ 個人・法人から要求支払預金・固定期間型預金の受け入れ、
- ・ 受け入れた資金の代理運用、個人・法人向けに当座勘定口座の開設及び保持、
- ・ コルレス銀行を含め個人・法人の指示に応じる決済用資金出納、
- ・ 現金・小切手・約束手形、支払書類(D/P)サービス及び個人・法人向けの店頭サービス提供、
- ・ 紙幣・硬貨も含む外貨の売買、
- ・ 貴金属による預金の受け入れ及び運用、
- ・ 銀行保証の提供、及び
- ・ 口座開設を伴わない個人指示による送金(郵便送金を除く)。

銀行業務に加え、金融機関には、(1)現金支払を予定する第三者債務の保証、(2)現金による返済を予定した債務の取立、(3)個人・法人保有の資金などの資産に対する信託運用、(4)貴金属関連業務(1998年3月26日付連邦法律41-FZ号「宝石及び貴金属に関する」など関連規定による)、(5)書類及び貴重品保管専用施設・金庫の個人・法人向け賃貸借、(6)リース・賃貸借・貸出業務、(7)債務買取業務(ファクタリング)、(8)コンサルティング・情報サービスが認められる。金融機関は、ロシアの法律が認めるすべての取引を行うことができる。

銀行法は、金融機関による生産活動、原材料売買(貴金属を除く<sup>6</sup>)及び保険業務を認めない。ただし、この規制は原材料派生商品には及ばない。

## 預金保険制度

個人預託者の保護を目指した措置として、2003年12月23日付連邦法律177-FZ号「ロシア連邦における個人による預金保険に関する」(ペイオフ法)が2003年末に施行された。この法律により、個人向けに預金受入及び口座開設業務の許可を得るためには、銀行が預金保険制度に加わらなければならない。ペイオフ法により、預金保険局が設立された。同局は預金保険制度に対する監督機能を持

ち、保険料収集、強制的準備金の運用、保険金の設定及び保険金の支払監視を責任事項としている。銀行が個人向け金融業務の許可を受けると、同局の登記簿に記載され、中央銀行に対し、強制的預金保険制度への加入登録を申請しなければならない。

預金保険制度への加入には以下の条件に満たさなければならない。

- ・ 中央銀行は当該銀行の財務諸表及び報告が適正・かつ正確であることを確認しなければならない、
- ・ 当該銀行は資本率、流通性などについて、中央銀行が設定する強制的指標を遵守しなければならない、
- ・ 当該銀行は中央銀行が設定する、資本・資産、利益率・流動性、さらには自らの所有構造の透明性・リスク管理制度・行内管理の評価目標に完全合致しなければならない、
- ・ 中央銀行は当該銀行に対し、いかなる強制も行ってはならない、そしてまた強制行為の理由が当該銀行の申請を検討する際に発生してはならない。

以上の要求を満たさない場合、又は、預金保険制度への不参加を決定した場合、当該銀行は、個人向けに預金受入・口座開設業務を行うことが出来ない。

預金保険制度の加入銀行は特別に設立された預金保険準備金向けに保険料を支払う。その保険料率に関しては、上限率が設定された上で、各銀行での個人預金総額の平均残高を基に計算される。加入銀行での預金を持つ全ての個人には、総額70万ルーブル(17500ユーロ相当)まで100%預金保証される。

## 資金洗浄防止法

連邦法律「資金洗浄及びテロ金融防止に関する」(115-FZ号、「マネーロンダリング防止法」ともいう)が、2002年2月1日に発効して以来、この分野での国際的な発展に応じるべく、数回にわたり、改正が行われてきた。同法はロシア連邦の一次的法律であり、資金洗浄行為及びテロ金融防止を目的とし、中央銀行などの

<sup>6</sup> 貴金属業務許可の取得が前提となる。

当局による複数の勧告、命令その他の規制によって補充されている。

資金洗浄防止法は、ロシア国内で資金その他の資産を扱った取引に関わる個人及び法人、並びに資金洗浄行為監視を委ねられたいわゆる「規制を受ける機関」、当局の規制を受ける法人、国家機関を対象としている。また、各種の不信な取引及び監視を必要とする取引についての通告条件、強制的な内部監視手続についても定めている。

銀行及び非銀行金融機関を初めとする金融機関、有価証券市場の専門参加者、保険会社、リース会社、郵便、送金を扱うその他の非金融機関(規制を受ける機関)は、一部の例外を除いて、顧客・受益者のアイデンティティを見定め、不信な取引を監視する上での適切な努力(デュー・ディリジェンス)が求められる。そのために、規制を受ける殆どの機関は、複雑な内部規定・手続を制定・維持し、関連スタッフの十分な教育・訓練を手がけなければならない。

規制を受ける機関は、不信な取引を探知し、監視機関として指定された連邦金融監視局に報告しなければならない。その取引には、60万ルーブル(1万5千ユーロ相当)以上の現金などによる取引及び3百万ルーブル(7万5千ユーロ相当)以上の不動産取引(外貨建ての相当金額の場合も含む)がある。なお、取引の一方がテロ活動に関与している疑いがあった場合、取引金額に関わらず強制的に監視を受けなければならない。

ロシアの資金洗浄防止法は当分野における国際的な慣行に応じたもので、外国の公人(いわゆるPEP)に対する高度な探知・監視手続を可能にしている。

中央銀行は、資金洗浄防止法に抵触する活動に関わったとして規制を受ける機関に対し以下の事前・執行措置をとることができる。

- ・ 中央銀行は当該機関に対し、当該活動について懸念を持っていることを通告する、
- ・ 当該機関が中央銀行に対し改善策を説明することを勧告する、
- ・ 当該機関を監視するために追加的な措置をとる。

執行措置にはさらに、銀行に対する罰金及び銀行業務許可の撤回が含まれる。ロシア刑法は、資金洗浄防止関連法違反の場合、銀行の経営者に対し罰金や禁錮の刑事責任を予定している。



## 貸出・借入

この章ではロシアでの銀行・他の法人による企業への貸出を巡るいくつかの問題点を簡単に説明する。特に、外貨建の貸出及び有担保ローンに焦点を当てる。

### 借入に必要な証書及び関連法規

ロシアの契約法は、任意的な規定が中心となっており、契約当事者には信用契約条件をそれぞれの商業状況に合わせて設定する自由が認められる。さらに、ロシアの法律矛盾の原則により、信用契約当事者は契約の準拠法として外国の法を選択することも可能である。こうした信用契約で外国の法、特に英国法、もしくは貸出側の国の法に準拠することも少なくない。

しかし、具体的な案件に合わせて、執行上の諸問題などの観点から注意深い分析が必要である。また、ロシア国内外での執行可能性を確保できるよう、紛争解決を求める機関の選択についても注意が必要である。

### 裁判所管轄

ロシアとの間で相互判決執行に関する協定が結ばれている国、もしくは相互判決執行が適用される可能性がある国の数は少ない。一方、ロシアは1958年の外国仲裁裁判所判決承認・執行条約に加盟しているため、外国仲裁裁判所の判決はロシアの裁判所によって執行されるべきである。そのため、信用契約では管轄を国際仲裁裁判所にするのが普段であるが、特にロシアの借入先に外国の資産があるなどの

場合には、外国の裁判所の管轄に決定するのが適切であろう。

## 外貨管理

後述の「外貨管理」の章([ ]ページ)でも説明するように、ロシア国内への外貨建て借入を行うためには、ロシア銀行を指定した「取引明細書」が求められる。

商品輸出の代金として受け取った資金(受け取り分について担保が確保されている場合)に関連して輸出業者は代金の全額を輸出契約によって指定された期間内に国内に戻す義務を負う。その観点から、海外からの借入金額をオフショア式で返済することは法的に困難となっている。もっとも、OECD及びFATF1諸国発で2年を超えた長期信用などの借入について、一定の例外も認められる。

## 担保設定

貸担保証書の準拠法は通常、担保財産(例えば、無形資産)の位置か、担保財産(例えば、契約による権利)の準拠する法律に帰属する。ロシアでは、担保の主な形態は質権であり、特定の財産に対して設定されることが多い。複数の質権が重複した場合、先に設定されたものが優先される。ロシアの法律では、英国の債務証書のように、法人の全財産の担保となる普遍的な債務手段は原則としては存在しない。ただし、企業抵当権という担保が存在し、非担保財産としては不動産、動産、棚卸資産など使うことができるのではあるが、実務上の困難もあり、実際の使用範囲は限定的である。

また、全ての担保設定が記載されるような統一法人登記簿もロシアには存在しない。しかし、法律によって、会社は設定された質権を「質権簿記」に記載するよう義務づけられ、その簿記は閲覧可能なものとして公開されなければならない。さらに、特定の財産(不動産、持

分、登録済みの知的財産など)に対する質権は特定の国家登記簿に登録される。

質権設定者は、質に入れる財産を所有しなければならないが、所持を前提とする質権とそれを含まない質権もあり、担保権者は必ずしも質権対象物を所持しなければならないわけではない。質権は書面で設定されなければならない。質権は書面で設定されなければならない。資産の種類によっては、以下の点に注意が必要となる。

### 株式及び持分

株式会社が直接保持する株式に対し質権が設定されるとき、当該株式会社に名簿(当該会社が自ら保管するか、免許を持った独立した会社が保管する)に記録をしなければならない。株式会社の株式が供託者に所持されている場合、質権を供託者で登録しなければならない。質権者の同意なしで譲渡できない。持分に対する質権は、公証人による承認を必要とし、法人の統一国家登記簿に登録されなければならない。

### 不動産

ロシアの法では、土地に対する権利(例えば、土地自由保有権及び土地賃借権)は不動産とみなされるため登記が必要とされ、それに対する質権・抵当権も登録しなければならない。なお、抵当権は当該土地登録機関で登記を受けて初めて成立する。船舶及び航空機も不動産として扱われ、質権は登録を必要とする。

### 約定権利及び知的財産権

権利に対する質権設定は当事者への通告、また特定の場合においては債務者の同意を必要とする。知的財産権が登録されている場合、質権設定には当該知的財産権利登記簿での登記が必要となる。

## 銀行口座

ロシアの法律では、銀行口座を担保の対象にした質権は基本的には認められない。それに代わるオプションとして、債権者、債務者及び債務者の口座が開設されている銀行との間で口座引き出し(ダイレクト・デビット)に関して合意することが一般的である。しかし、こうした合意には、実際にいくつか制約もあり、担保が受けられるオフショア口座に資金を移転させることが適切な場合、後者の方が優先される。

## 担保信託(セキュリティ・トラスト)及びシンジケートローン

担保設定を含むシンジケートローン契約は担保代理・受託者がシンジケートを代表して担保物を保持することが一般的である。しかし、ロシアでは信託の概念がまだ十分には普及しておらず、またロシアの担保には従物的な性格があるところもあり、シンジケートベースでの信用契約の構造は、ロシアの担保物への損害の最小化を目的とすることが一般的である。そのためには以下の手段が広く使われている。

- ・ 総務的な合意(フロンティング・バンク・転貸を通じたシンジケート)、
- ・ 並行負債(担保受託者を受益者とする並行債務の発生を伴う)、及び
- ・ 共同債権者への債務(複数の債権者を含む)。
- ・ ただし、以上の三つの構造のいずれにも短所があり、詳細な分析が求められる。

## 執行

執行は以前から、ロシアの裁判所を通じて公売によるものになっていた。ところが、2009年に法律が改正された結果、いくつかの裁判手続きを必要としない執行手段が新たに導入され、これらを契約に予め定めることができる。これらは、以前は債権者に担保物による利益のみが認められなかったのとは対照的に、現

在は、対象物の資産を代理競売するか、債権者が担保物の所有も獲得するというオプションも認められた。

ただし、担保権者と担保権設定者の間で紛争が発生した場合には、裁判に訴えない執行方法が定められていても、実際の執行は判決に基づくことになる可能性が高い。裁判所を通じた執行による収入はループル建てになる可能性が高い。

## 銀行保証及び債務保証

ロシアの法律では、「銀行保証」は銀行が債務者に対し信用サポートを与える形で発行できる一種の商業手段をいう。一方、「債務保証」とは、法人又は個人が他者の債務を支えるために発行できる手段のことである。「銀行保証」はロシアの法律で、付帯債務の性格を持たず本件の債務が消失しても存続する唯一の保証手段である。「銀行保証」及び「債務保証」のいずれも、金融関係において広く使われている。また、取引に海外の要素も係わった場合においては、(適切な管轄国の規定により)外国の債務保証が発行されることもある。

## 破産関係

債務者又は質権設定者の破産にあつて再生・整理が決定された場合、執行猶予が成立する。債務返済及び他の債権者に優先した合意に関しては、破産関連法が定める優先(禁止)条項規制にかかる可能性がある。ロシアの破産手続などの詳細については「会社破産」、[ ] ページで説明する。

破産手続の際、ロシアの法律による請求の優先順位が強制的に適用され、同じ順位の債権者は平等に扱われる。その順番は(1)「経常請求」(破産手続経費や破産手続開始にかかった費用)、(2)「第1優先順位請求」(個人人身賠償請求)、(3)「第2位優先順位請求」(被雇用者の請求やロイヤルティ)、(4)「第3優先順位請求」(納税滞納金を含む)その他の債務返済請求)である。

有担保の債権者は、第三の優先順位となるにもかかわらず、その請求については他の債権者より先に、再生関連の法定上限の範囲内で担保が設定された財産を持って返済を受ける。

(信用契約以外の)有担保請求に関連して、担保権者は返済額の70%を受け、残りの20%は第1優先順位請求、10%は破産手続経費に当てられる。信用契約による有担保請求の場合、それぞれ80%、15%、5%とされる。なお、担保権者が破産手続の際に決議権を行使しない場合(特に再生整理及び外部管理の場合)、ロシア法では裁判所の承認並びに資産が事業再生に足りない事由がある場合にのみ、決算に優先して担保権執行を通じて全額返済を受ける権利を持つ。

## 他の貸出関連問題

ロシアでの貸出の際、以下の点についても注意することが必要である。

### 会社による権限及び委任

原則としては代表取締役が、適切な形で作成された委任状を備えた者がその委任状を以って会社を拘束する行為を行なえる。ただし、金銭的義務に関連した証書の場合、ロシアの法律では会社の会計長の署名も追加的に求められる。

取引の金額はバランスシートによる会社資産総額の25%以上になる(かつ、定款がこれより低い上限を定めていない)場合、「大規模取引」とみなされる。同25%~50%に相当する取引の場合、取締役会の全会一致による同意が必要とされ、50%~75%については、(株式会社の場合)株主による議決が求められる。有限責任会社の場合は定款で別に定めがない限り、類似の規定が適用される。

「利害関係者間取引」(子会社の場合、及び経営上の相互関与の可能性がある場合)はそれぞれの株主・持分権者(特に利益を失うものの場合)の多数による適切な同意を得ることに特別な注意を払わなければならない。

### 執行関連の諸規定

ロシア国内の会社、もしくは外国法管轄下のオフショア持株会社の株式に対する担保権を得た場合、2つの主要な事項に注意しなければならない。

- 当該担保執行について、ロシアの会社所有が「戦略的」と認められるかどうか確認する必要がある。係る規定は、連邦法律「ロシア連邦の安全に戦略的重要な営利団体に対する外国投資の手續に関する」(2008年4月29日付、57-FZ号)に基づく。詳しくは、前述の「外国投資家に一般的な企業形態」[ ]ページ参照。
- さらに、FAS(連邦独禁局)による承認が必要とされる場合、連邦法律「競争の保護に関する」(2006年7月26日付、135-FZ号)の規定に基づく。詳細については、「独禁法」[ ]ページ参照。



# 外貨管理

## 一般概要

ロシアでの殆どの外貨規制は、連邦法律「外国通貨管理及び外国通貨規制に関する」(2003年12月10日付、173-FZ号。「外貨法」ともいう。)への改正が行われたことに伴い、2007年1月に廃止された。その結果、現在は殆どの外貨建て取引に規制がかからない。

しかし、外貨法及び関連規定による一部の規制・制限が残され、(1)商品・資本の輸出入を初めとする居住者・非居住者間取引、並びに(2)現金での外貨の持ち込みや持ち出しに当たっては注意が必要である。

## 外貨規制

### 居住者間の外貨建ての取引

- ・ ここで言う「居住者」とは以下のものを指す。
- ・ ロシア連邦の国民(外国で定住する、もしくは定住するとされるものを除く)、

- ・ 定住許可に基づいてロシアに定住する外国人、もしくは無国籍の個人、
  - ・ ロシア法による適切な登録を受けた法人、
  - ・ 外交使節、領事機関、その他のロシア連邦への公式代表、
  - ・ ロシア連邦政府、地方政府並びに市町村。
- 居住者間で外貨を使った取引は原則として禁止されているが、いくつかの例外がある。例えば、居住者はロシアの銀行から外貨を借り入れて、外貨で返済することができる。また、ロシア国内で外貨建ての契約は認められるが、実際の決済にはルーブルを使用しなければならない。その際、取引成立日と決済日の間で為替差額が発生することもある。

### 非居住者の間で外貨を使った取引

ここで言う「非居住者」とは以下のものを指す。

- ・ 居住者として定義されない個人、
- ・ 2011年に行われた外貨法改正に従

い、2012年7月5日以降にロシア国外に(1年以上)定住するロシア国籍を持つ個人、

- ・ 外国の法律による登録を受け、ロシア国外に所在する法人及びその他の団体、
- ・ ロシア連邦内に位置し、外国の法律による登録を受けている法人、及びその他の団体の事務所及び支店、
- ・ ロシアに位置する外国の外交使節、領事機関、その他の公式代表並びに国際・多国籍機関。

非居住者の間では外貨建ての決済が認められ、何ら規制がかからないが、ロシア国内で行われるルーブル建ての支払いについては、ロシアの指定銀行に開設された口座を通じて行われなければならないことが一つの条件になっている<sup>1</sup>。非居住者の間では有価証券の売買も認められるが、ロシアの有価証券法、独禁法が適用されることがある。

### 居住者・非居住者間の外貨を使った取引

居住者・非居住者の間にも、外貨を使った取引が原則として何の規制もなく認められる。ただし、商品の輸出入、貸出、サービスの提供、及び知的財産を対象とする外貨を使ったすべての居住者・非居住者間取引については取引明細書(当該口座が開設されているロシアの指定銀行を通じた外貨移動の管理を目的としたもので銀行により発行され、事実上、取引許可書にもなる)が要求される。この取引明細書に基づき指定銀行は外貨受け取り・支払いを定期財務報告としてロシア中央銀行に報告する。2011年の外貨法改正により、取引明細書に関する規制が大幅に緩和された。具体的には5万ドル(か、別の外貨の場合はその相当額)以下の取引について明細書の要求を廃止することなどが提案された。しかし、国境を越えた借り入れ・貸し出しの場合は取引明細書が不要とされる上限金額は依然として5千ドル又はその相当金額となっている。

また、居住者は国際貿易や営業活動によって得た外貨をロシアの指定銀行の口座に戻さな

ければならない。その規制にはいくつかの例外が認められており、一つには、非居住者の債権者に支払う予定の資金である(その場合、債権者の外国銀行で開設された口座に直接入金してもかまわない)。

## 外貨の持ち込み及び持ち出し

居住者・非居住者がロシアに外貨を現金で持ち込む際、もしくは持ち出す際、以下の規制が適用される。

- ・ 持ち込み

1万米ドルまで	制限なし
1万米ドル以上	書面による申告が必要

- ・ 持ち出し

3千米ドルまで	制限なし
1万米ドルまで	書面による申告が必要
1万米ドル以上	持ち込みの際に申告された金額まで持ち出しが許可される

## 違反に対する制裁

外貨管理の規定違反は行政違反・刑事責任につながる。

特に、行政違反法典では、違法な外貨建て取引の場合、違法取引額の75%~全額相当の罰金が課される。さらに同法典は、海外での銀行口座開設ルールに違反した場合、個人の場合、1千~1千5百ルーブル(25~37ユーロ相当)の罰金、法人の場合、5万~10万ルーブル(1250~2500ユーロ相当)の罰金が課される。なお、「取引明細書」の開設手続きに違反した法人は4万~5万ルーブル(1万~1250ユーロ相当)の罰金を科される。

さらに重大な違反の場合にはロシア刑法典の規定により、刑事責任が問われることもある。とりわけ、法律による義務に違反した形で外貨収入を国内の銀行に戻さなかった個人は3年以内の禁錮刑を受けるとされる。この刑罰は会社の責任者に限って適用される。

<sup>1</sup> 正確には、中央銀行より為替業務の許可を得た金融機関のことである。

<sup>2</sup> 便宜上、40ルーブル=1ユーロとした為替相場を用いて計算する。



# 会社破産

## 一般概要

この章では、会社に適用可能なロシアの破産制度を中心に説明する。ロシアの法律では、破産手続が次のものによって規定される—(1)ロシア民法典第1部、(2)連邦法律「無資力(破産)に関する」(2002年10月26日付、127-FZ号)=破産を巡る中心的な法律(「破産法」)、及び(3)ロシア政府発政令257号(2004年5月29日付)。

## 破産の概念

破産法では、以下の基準によって債務者の無資力(破産)について認められる。

- (1) 債務者には債権者の請求を返済期日に履行する能力がなく、未返済金額が10万ルーブル(2500ユーロ相当<sup>21</sup>)を超える、

- (2) 債務者には満期以後3ヶ月内に返済義務を履行する能力なく、未返済金額が10万ルーブルを超える。

## 破産手続

無資力に陥った会社の事情によって5つの破産手続がある。

- ・ 外部監督
- ・ 財務再生
- ・ 外部経営
- ・ 破産決算
- ・ 和議

なお、ロシアの法律では、金融機関は外部監督、財務再生及び外部経営が適用されない。

## 準備段階—破産手続開始

原則として、国有企業・政党・宗教団体の一定種類を除いて全ての法人に対し破産手続を開始することができる。

次のものが裁判所に対し、債務者の破産宣告を求める申立書を提出することができる。

- ・ 債務者自身
- ・ 破産債権者
- ・ ロシア政府指定の連邦行政機関<sup>1</sup>。

債務者自身が破産手続を開始するには以下の状況いづれかでなければならない。

- ・ 1以上の債権者の要求を満足した場合、他の債権者に対する返済義務を履行不可能になる、
- ・ 破産手続を申し立てることを決定する権利を有する債務者の経営者が、裁判所に対し破産手続開始を求める決定をする、
- ・ 債務者の資産に対する要求が執行された場合、債務者の業務継続が不可能になるか、著しく制限される、
- ・ 債務者が「支払不能」(十分な資金の欠如のため、適時の支払を行う能力がない)に陥る、
- ・ 債務者が「資産の欠如」の基準に合う(つまり、債務者の返済義務がその資産を上回る)。

## 監督

監督は暫定経営者を通じて行なう暫定手続である。その目的には、(1)債務者の財産保管、(2)その財務状況の分析、(3)債権者記録の作成及び(4)債権者の初回会合の招集にある。

監督が開始されるのは、裁判所が破産申立に十分な根拠があると判断した上で、監督を命じ、暫定経営者の任命(及びその報酬の規模とその財源を決定)をしたときである。裁判所はさらに、破産申立と同時に暫定措置を命じることができる。裁判所の決定は即時執行となり、対抗はできるものの、対抗が行われた理由では執行が引き止める事ができない。

## 制限

裁判所命令の日から、債務者の事業に以下の制限がかかる。

- ・ 債権者による請求は暫定管理人が置く債権者記録を通さなければならない、
- ・ 債務者は配当金その他利益処理についての相殺要求が禁じられる。さらに、株式その他の証券の売買及び会社形態転換並びに子会社設立が認められなくなる。
- ・ 債務者の総財産簿価の5%を上回る価値をした資産取引及び各種貸出関連取引については暫定管理人の書面による事前許可なしにはできない。

債務者は、普通株の追加発行を非公開で行なうことによって増資する権利を有する。しかし、損失を埋める形で登録資本を増加することは許されない。債務者の株主又は第三者は、債権者記録に従い、債権者の請求に応じて全額を支払わなければならない。

## 暫定管理人

暫定経営者は裁判所により、破産管理人の自己規制組織のメンバーの中から任命される。破産を申し立てる側は自己規制組織を推薦することも、その中の個人を指名することもできる。このように個人が指名されなかった場合、自己規制組織が自ら暫定経営者を指名する。いずれの場合においても、指名は裁判所によって承認されなければならない。

暫定管理人の任務には(1)債務者の財産保持、(2)その財務状況の分析、(3)債権者全員の身元の公開、(4)債権者の初回会合の招集及び(5)債権者への監督導入の通告がある。

暫定管理人には、債務者の財産保持を目的とした侵害行為の差止めの要求、債務者からの情報収集、債務者活動関連の資料入手、債務者の取引を無効とする裁判所への訴え、裁判所に対する社長解任の要求、及び債権者の請求への対抗等の権利がある。

## 監督終了

監督は、裁判所がそのように命じた日から終了し、破産手続の次の段階に移る。その段階と

<sup>1</sup> ロシア連邦税務局である。

は、(1)財務再生、(2)外部経営、(3)破産決算、若しくは(4)和議(適用可能な場合)である。裁判所は破産申立の日付後7ヶ月以内に、債権者の初回会合の決定を受けて命令を出す。7ヶ月間以内に債権者により決定に至らなかったときには、裁判所が自らの裁量によって破産手続の次の段階を決定する。

### 財務再生

財務再生の目的は債務者の返済能力を回復させ、債務返済のスケジュールを決定することにある。財務再生は2年間にわたり継続でき、裁判所命令があった直後から開始される。

### 財務再生案

債権者の初回会合の場で、債務者又は第三者は財務再生案を提出することができる。提出者により内容が異なることになるが、いずれの場合においても、最低限、財政再生計画、債務返済スケジュール、同スケジュールに応じた返済担保の情報及び(債務者自身による案の場合)その決定を可決した株主(社員)総会の細部の記録を含めなければならない。

### 再生管理人

裁判所が債権者会合の決定を踏まえて財務再生を命じたときに、再生管理人が裁判所の決定により任命される。その役割は主に監督に尽きるものである。主な任務として、(1)債権者請求の記録への記載、(2)財務再生計画実施状況の審査、(3)債務者に対する新たな請求の履行の監督、さらには(4)保証人の支払い執行がある。

再生管理人の権限は一般的に暫定管理人のそれに近いものである。

### 制限

財務再生に関する裁判命令の日から、以下の制限(及びその結果)が効力を発する。

- ・ 現金・不動産に対する請求は破産手続に従ってのみ提出できる、
- ・ 以前導入されていた暫定措置は撤廃される、

- ・ 罰金の蓄積は停止され、債務返済スケジュールの最後の段階に関連付けられる、
- ・ 相殺要求、株式・不動産の売買、配当金等の利益処理は全て禁じられる。

債務者は(1)関連会社との取引、(2)債務者の総資産の5%を超える不動産取引、(3)貸出し・保証の提供、並びに(4)会社形態変更及び子会社設立を巡る全ての決定を実施するために、債権者会合の同意を得なければならない。

また、債務者負債の5%以上の増加につながる取引、債務者のあらゆる不動産の売買、及び借り入れ・相続を実施するために、再生管理人による同意が必要となる。

### 外部管理

外部管理の目的は債務者の債務返済能力の回復あり、その期間は18ヶ月間で、さらに6ヶ月間延長できる。財務再生・外部管理の期間は合わせて、2年間を超えてはならない。この手続の段階に移行するには、債権者会合の決定を受けた裁判所命令が必要である。

### 外部管理人

裁判所は、外部管理を命じる際、外部管理人を任命する。

外部管理人の権限には次の行為が含む。

- ・ 債務者の財産を管理する、
- ・ 債務者に代わって、和議、
- ・ 債務者による取引の有効性及びその結果被った損失の各種について裁判所で対抗する、
- ・ 債務者の取引が以前全部又は一部で履行されなかったとき、かつその取引が履行された場合、他の取引に比べ損失を被ることにつながるときにはその履行を拒否する、
- ・ 債権者の請求に対抗する、及び
- ・ 外部管理計画に従い、債権者会合に対してコンプライアンスについて報告する。

外部管理人の権限は、債務者の破産宣告が行なわれた場合は、決算人が裁判によって任命されたとき、又は和議となった場合は、債務者の新たな長が任命されたときに終了する。

## 制限

外部管理が導入されたときに、債務者の代表取締役の権限は終了し、外部管理人に移転される。ただし、債務者側の経営者には、資本取引・株式追加発行及び特定の大規模な取引への参加に関して、債権者会合による同意を条件に、限定的な権限が残される。

債権者請求(経常支払を含む)に対し、広範囲に凍結される。

以前導入されていた暫定措置が中止される点は、財務再生の状況と似通う。現金・不動産への請求(強制返済を含む)は、破産手続を通じなければならない。

## 終了

外部管理は債務者が債権者の全ての請求に応えたときに、早期終了する。

債権者会合は外部管理人の報告を受けて以下のいずれかを決定し、裁判所に対して申し立てる。

- ・ 債務者の返済能力回復による外部管理終了・債務者による請求への返済開始、
- ・ 登録された全ての請求で満足が得られた上での外部管理終了、
- ・ 債務者の破産宣告、
- ・ 和議、又は
- ・ 外部管理の期間延長。

裁判所は外部管理人の報告を審査した上で、妥当だと判断した場合はそれを承認し、次の段階の手続開始を命じる。

## 破産決算

この手続は、債務者の資産を売却することによって債権者の請求を満たすことを目的とする。その期間は6ヶ月間以内とする(ただし、さらに6ヶ月間の延長ができる)。

## 整理解散の効果

整理解散の直接的な効果として次のものがある。

- ・ 債務者が負っていた金銭的義務及び強制的支払義務は決算済みとされる、

- ・ 利息の付利が停止し、金銭的義務及び強制的支払義務(経常支払を除く)の不履行に由来する金銭的などの処罰は終了する、
- ・ 債務者の財務状況の情報について非公開の要求は解除される。債務者の財務状況の情報について非公開の要求は解除される、
- ・ 以前行われた財産に対する差し押さえは撤廃され、新たな差し押さえは認められない、
- ・ 債務者の代表取締役・取締役会の権限は終了するとし、決算管理人に移転する。

## 決算管理人

裁判所は破産決算を命じるときに決算管理人を任命する。その権限は整理解散若しくは裁判手続が終了するまで継続する。

決算管理人の主要な任務は、債務者の資産の売却のために、同資産を搜索、返却、評価、収集、準備すること、さらに債権者との決算を行なうことにある。さらに、決算管理人は債務者の従業員を解雇する。決算管理人は債務者の代表取締役・取締役会及びその株主(社員)総会の権限を受ける。決算管理人は、任命されて10日以内に債務者の破産を公開通告しなければならない。

## 破産決算—優先順位

破産法は請求が決算される特別の順位を定める。即ち、一定の「経常請求」に続いて、優先順位第一、第二、第三の請求が決算されていくのである。

経常請求(すなわち、破産手続開始の申し入れが裁判所によって受理された後に行われた債権者請求)は他の請求に優先して決算しなければならない。

「経常請求」の中では、(1)手続に関わる報酬及び審査などにかかる諸経費、(2)破産手続にかかる被雇用者の報酬及び(3)営業費用、及び(4)その他の形状請求、との順で満足される。

第一優先順位の請求には、人身事故及び風評被害無害/名誉毀損による損害賠償要求が含まれる。第二優先順位請求は、(1)契約解除による

退職金、(2)債務者の被雇用者の給与、及び(3)著作権者への支払いである。第三優先順位要求は即ちその他の請求(担保の有無を問わない)である。なお、担保付の請求は第三優先順位要求とみなされるにもかかわらず、実際には特別の手續に従い、他の債権者より先に、主には担保権対象物の売却による資金を満たされる。

### 外部管理への移行の可能性

財務再生は外部管理の手續が以前導入されていなかったときに、債権者会合が裁判所に対し、外部管理への移行を申し入れることができる。そのために、債務者の返済能力の回復を思わせる妥当な理由がなければならず、さらにそれを裏付ける財務資料がなければならない。移行の許可を受けるためには、債務者に独立した経済活動を継続することができるだけの財産がなければならない。

### 売払いオフセット

2011年8月よりロシアの法律には売払いオフセット手續が導入された。それは以来、(派生金融商品若しくはレポ取引の)基本契約、証券取引所の取引規定、若しくは決算規則の下で締結した金融合意による義務を終了するには、同取引所取引規定若しくは決算規則を適用しなければならない。これにより、当該基本契約、証券取引所の取引規定、若しくは決算規則の規定に沿って売払い額が算出され、その算出に売払いセットオフが利用することができる。基本契約が締結される場合については、破産法の下では追加的基準が設定され、国内外を問わず各種の取引・合意に適用される。なお、この制度は、暫定管理導入若しくは破産手續のいずれかが開始する前に、また金融機関の場合は銀行業務許可の取消日付以前に締結された金融合意にのみ適用される。

### 和議

和議という破産手續は、債務者と各債権者との間の和解合意に効力を与え、裁判審理を終了させることを目的に、破産手續のいずれの

段階においても適用されることができる。債務者、債権者、第三者及び当局のいずれも和議に加わることができる。

債権者若しくは当局との和議に加わる決定は債権者会合の承認を受けなければならない。また、和議が成立するには、裁判所による承認が必要となる。

和議が終了することは、裁判所の決定によってのみ可能であり、全ての債権者・当局に対するものでなければならない。終了の申入れは、和議の日付時点で債権者請求の4分の1以上保有していた債権者及又は当局が行なうことができる。

和議終了申入れは、債務者側から和議条件の不履行若しくは重大な違反があったときに提出することができる。



## 雇用

### 一般概要

ロシアの労働法典(2001年12月30日付、以下「労働法典」とする)は現在、当局による規定された数多くの政令や条例と共に雇用契約を規定する主な法規となっている。移民・入国規制を定める法律には、連邦法律「ロシア連邦領土内における外国人の法的地位に関する」(2002年7月25日付、115-FZ号)がある。2011年は、外部委託(アウトソーシング)及びアウトスタッフティング活動が注目を集めていた。具体的には、通常、使用者側が被雇用者と直接契約関係を結ぶべきところ、仲介者(派遣会社)を通じて雇用を行う状態につながる形態であるため禁止すべきという意見が広がっていた。この様な観点から、「住民の雇用に関する」法律(1991年4月19日付、1032-1号)及び労働法の改正案が提示され、被雇用者と実

際の雇用を行う使用者側との間の雇用関係を認めることにより、被雇用者に十分な権利や保障の付与を避けようとしたアウトスタッフティング形態などの防止を目的としていた。2012年1月1日時点では、改正案はまだ立法者によって審議されている途中であった。

移民などについては、主に技術的な問題の明確化が進められたが、2011年にはいくつかの法改正も行われた。

以下では、主に外国人被雇用者を中心に、被雇用者に対する現行法の制度概要を説明する。

### 雇用関係の形式化

#### 独立請負人vs. 被雇用者

使用者は特定の労務を受ける目的で個人との間で民事契約(請負契約)か、雇用契約を結ぶ

ことができる。その際に使用者が選択する契約形態が両者の法的地位に大きく影響する。雇用契約の条項には、労働法典の規定が適用される。一方、民事請負契約は言うまでもなく、民法典の規定が適用される。

このように、使用者は労働契約の下で従業員を雇用した場合には、従業員に対し様々な義務を抱え、特に社会保障を付与する義務を負うことになる。

一方、民事請負契約下では、個人があくまで自己の責任で顧客、つまり使用者のために労務を提供する義務を負うだけである。これが、2つの契約形態の主な相違点である。

なお、双方が民事請負契約を結んだとしても、紛争の場合には、裁判所から民事請負契約は雇用と解釈されることがある。その場合に裁判所は、民事契約に労働法を適用されることを決定することができる。

### 雇用契約

労働法典により、雇用契約は書面で締結されなければならない。必須条項として、職場、肩書き、担当範囲、労働開始日、雇用期間(適用可能な場合)、報酬、労働時間帯を記載しなければならない。他にも、試用期間、守秘義務等の追加条項を盛り込むことができる。

雇用契約による双方の権利義務には最低限の法定条件が課せられている。なお、個人の雇用契約による雇用条件は、労働法によって定められた最低法定条件を下回ってはならず、もし下回った場合には、労働法の条件が当該個人の雇用契約の条件を優先することになる。

### 雇用期間

雇用契約は無期限か、期限付きかで締結できる。ただし、後者の場合、5年以内でなければならない。

法律では、期限付き雇用契約を結ぶことができる限定的な条件を定めている。以下でそのいくつかを挙げる。

- ・ 従業員が、一時的に休業している別の従業員に代わる場合、

- ・ 臨時雇用、事業関連雇用、季節雇用、
- ・ 社長、副社長、会計長の雇用、
- ・ 特別の目的のために、期限付きで設立された会社の従業員、
- ・ 訓練計画の一部としての雇用(stazhirovka)。

労働法に反して期限付きで結ばれた労働契約については、裁判所の命令によってその有効期間を無期限であると宣言することが可能である。

### 給料

被雇用者の月給(税引き前)は法定最低賃金の4611ルーブル(115ユーロ相当<sup>1)</sup>)を下回ってはならない。また、地方によっては法定最低賃金の地域係数が、地方当局・使用者間協定で設定されている。例えば、モスクワでは2011年2月から法定最低賃金は11300ルーブル(282.5ユーロ)とされた。賃金の支払いは、毎月2回に分けてルーブル建てで支払われなければならない。

給料の支払いに15日間以上の遅滞があった場合、被雇用者には、使用者に対し書面で通告した上で仕事を休止する権利がある。

給料が2ヶ月以上支払われない場合、使用者の責任者に対し刑事責任を問うことができる。その場合の処罰としては、50万ルーブル(12500ユーロ相当)以下の罰金、経営責任者としての就業禁止(3年間続く)、5年間以内の禁錮が定められている。給料の一部が不払いの場合には比較的罰則が軽減されるが類似した形で刑事責任が問われる。

### 試用期間

雇用契約には、3ヶ月以内の試用期間の条項を盛り込むことができる。社長、副社長、会計長、副会計長、代表事務所所長、支店店長、その他の部長職には3ヶ月以上の試用期間を設定することができるが、6ヶ月を超えてはならない。

従業員が使用者の要求を満たさない場合、使用者は少なくとも3日前までに契約終了の理

<sup>1</sup> 便宜上、40ルーブル=1ユーロとした為替相場を用いて計算する。

由を明示した書面で従業員に通知することによって契約を終了できる。従業員の場合は理由を示す必要はなく、3日前までに契約終了を使用者へ通知することによって契約を終了できる。

一部の妊婦、未成年者、新卒者、その他のいくつかのタイプの被雇用者には試用期間を設定することが認められない。

### 労働時間及び有給休暇

一週間の標準労働時間は40時間である。残業には使用者による書面での要請が必要とされる上、2日連続で4時間を越えてはならず、一年間で合計120時間に制限されている。

使用者は一部の被雇用者に変則的な勤務時間を設定し、その旨を労働政策及び雇用契約に反映させることができる。ここでいう変則勤務時間とは、使用者からの書面による要請と従業員による承諾なしに一時的に追加労働をさせることである。このような追加労働時間に対して報酬は出されないものの、従業員には一年間の有給休暇を3日間延長する権利が与えられる。

全ての従業員に保障される一年間の最低有給休暇日数は28暦日である。

### 被雇用者の守秘義務

ロシアの法律は、被雇用者に対し守秘義務を負わせない。使用者が自らの従業員に守秘を義務づけたいときは、(1)当該の従業員とのそれぞれの雇用契約に守秘義務に関する条項を盛り込み、(2)機密情報処理及びそれへのアクセスを規制する社内規定を作成しなければならない。もしその様な社内規定が存在ない場合には、情報が公開された際に従業員へ責任を追及することが困難となる。

### 不作為約款

ロシアの法的慣習は、労働契約に各種の不作為約款を認めているといえる。例えば、競争防止事項はロシアの法律によって直接禁止されてはいないとはいえ、被雇用者の労働権利を侵害するとみなされ裁判所はその条項を施行

できないと考えている。現在、一部の法律関係者が、外国の法制度に見られるような競争防止事項の合法化を訴えてはいるが、この考え方が広く支持されているとはいえない。

もう一つの例が、退職前有給休暇(退職予定の被雇用者が通知期間の間、出勤を遠慮するという指導を受けるという慣習)がほぼ執行不可能なことである。そのため、余剰人員解雇や解雇の場合の通知期間中の営業秘密がロシアの使用者側にとって大きな問題になっている。労働法が、外国で認められる退職前有給休暇のような制度を予定しておらず、使用者が自分の意志で被雇用者を契約による義務から免除することを禁止している。そのいくつかの例外は全て労働法に定めており、それぞれが被雇用者の生命、健康もしくは財産に対する脅威が合った場合に適用されると解釈されている。

### 責任事項

#### 被雇用者の責任

契約上の義務に違反した従業員は、懲罰又は金銭的責任を負う。

労働法によって懲罰は厳格に規制されるため、雇用契約ではその条件を変更できない。従業員の金銭的責任は原則としてその過失または不注意により使用者の財産に対して発生した直接的な損失の金額に限定される。その責任はさらに、従業員の月給額に制限される。ただし、一部の従業員に対し、無限の金銭的な責任を負う旨の特約を結ぶこともできる。その場合、従業員の過失により使用者が被った損失全額について、従業員が無限の金銭的責任を負うことになる。労働法は、このような無限責任の発生事由として従業員による以下の行為を挙げている。

- ・ 証書によって裏付けられた形で従業員に預けられた物品の保管義務不履行、
- ・ 財産に意図的に与えた損害、
- ・ アルコール、麻薬などによる陶酔状態によって犯された損害、

- ・ 従業員の犯罪行為(裁判所の判決によって認められたものに限る)による損害、
- ・ 行政違反(担当局によって決定されたものに限る)による損害、
- ・ 機密情報の公開、かつ・又は
- ・ 職務義務の範囲外の行為により発生した損害。

使用者が従業員から損害賠償を得るためには特別な手続に従わなければならない。まずは従業員に対し、損害発生の原因につき書面による説明を求める必要がある。その上、一ヶ月以内に使用者は与えられた損害の発生源と規模を明示しなければならない。その期間内に使用者がその権利を行使せずに、後から損害の賠償を得るには、従業員の自由な意思による同意か、裁判所判決が必要となる。

#### 使用者の責任

一方、使用者の責任は比較的広い範囲にわたる。法律は、労使関係では弱者の立場に置かれる従業員に包括的な保護を与えているからである。

まず、使用者は法定基準を満たす契約上の義務に違反した場合、その責任を負う。すなわち、契約違反についての責任は、双方の合意によってではなく、法律によって定められるのである。このように、使用者は一つの違反について二重の責任を負うわけであり、(1)従業員に対し損害の全額、又は損失を賠償する義務を負う一方、(2)行政・刑事責任を負うのである。前者の責任については、使用者としては従業員が被った損害又は損失を全額賠償しなければならない。その上名誉毀損に対する賠償が必要とされる場合もある。

後者の行政・刑事責任については違反行為の重大性に依じて決定される。行政違反法典は法人に対し、3万~5万ルーブル(750~1250ユーロ)の罰金、又は90日間以内の会社活動停止を予定している。しかし、実際には停止を命じられるケースは少ない。一方、刑事責任は重大な違反の場合、もしくは重傷・死亡に至らした場合、また至らしめる可能性があった場合に発生する。

#### 労働記録書

ロシア労働法では、同一使用者が連続5日以上採用する全ての被雇用者について、その労働記録書(trudovaya knizhka)の保管・著名・捺印の義務を負う。労働記録書には労働者の肩書き、以前の労働契約の終了理由が記載される。

#### 外国人雇用

被雇用者が外国人である場合、雇用契約その他の書類が調印される前に以下の「外国人雇用の特徴」で記載する手続を完成させなければならない。

基本的に労働法は、外国人に対しても、労働法典の定めるとおり完全な形で適用される。そのため、使用者は外国人労働者と雇用契約を結ぶ場合にも、労使関係をめぐるすべての規定や手続を遵守しなければならない。

## 労使関係運営

#### 社内規則

従業員がロシア国内で労働をする各法人は社内規則を持たなければならない。社内規則は、被雇用者各個人との間で結ぶ雇用契約の条項を補完するものであり、各被雇用者は社内規則に従う義務がある。

社内規則には、使用者及び従業員の権利義務、労働時間及び休息时间、報酬、ボーナス及び賞与、行動規制、従業員の責任などに関するものが定められている。

#### 人事事務及び労働監督当局による査察

使用者には、従業員の有給休暇、病欠、昇給、残業、出張などについて十分な記録やそれらを裏付ける証書を保管する義務がある。労働監督局は随時その記録を査察することができる。査察の際、労働監督局側が雇用規制違反があったと判断した場合には、使用者に対し罰金が科される。

## 病気休暇

従業員が病気で欠勤した場合、使用者は、従業員が所定の診断書を提示することを条件に欠勤開始日から3日間分の給料を支払う義務を負う。

病気による欠勤の4日間からは、従業員は一時欠勤労働保険手当の対象となる。その金額は、過去2年間の平均月給ベースで計算され、一定の上限額までとされる。その支払いについては、使用者がいったん支払った上で、給と関連賦課金(保険金など)から差し引く形となる。

このルールは外国人労働者についても適用される。ただし、それらの移民としての地位を巡る手続きが遵守されなければならない。

## 出産休暇

出産をする従業員は出産前後それぞれ70日間の休暇を受ける権利を持つ。その権利は、診断書(妊娠の第30週以降に発行されたもの)を提示した上で認められ、実際の出産までの日数に関わらず、合わせて140日間の休暇を受ける権利が与えられる。

出産・育児休暇は3年まで認められ、この期間中、母親、もしくは子供の身内であればいつでも利用できる。

法律に規定されている出産・育児関連の諸手当の支払いもまた使用者の責任となり、支払われた金額は後から給と関連賦課金などから差し引かれる。

労働法の下で、妊婦及び3歳以下の子供を持った女性に、多くの特権が与えられる。最たるものとして、余剰人員整理を理由とした解雇は認められない。さらに、妊婦に夜間勤務、残業、旧祭日の出勤及び出張をさせることできない。3歳以下の子供を持った女性については、上記の勤務形態をさせるには本人が書面で承諾しなければならない、その労働形態が診断書によって禁じられていないことが条件となっている。

## 懲戒処分

労働規定違反があったとき(例えば、従業員が任務の履行を怠るか、適切な形で履行しない

とき)、法律で定める事由の下で警告、諭旨警告、諭旨解雇といった懲戒処分につながる。懲戒処分は、従業員による違反が使用者に判明したか、判明するはずだった1ヶ月以内に、また、判明の時期を問わず、違反があった時点から6ヶ月以内にしか適用することができない。

労働法は、懲戒処分の手続を規定しており、手続に従わない場合は処分が無効とされる。

## 雇用契約終了

### 契約終了の自由

雇用契約は以下の事由によって終了する。

- 双方の合意(随時終了できる)、
- 被雇用者の希望(少なくとも2週間前に書面で通知をした場合)又は使用者の希望(詳細については以下で述べる)、
- 双方の力が合理的に及ばない事情の発生、
- 契約期間の終了、
- 使用者の所有者交代、帰属変更もしくは会社形態変更を理由とした被雇用者の就労継続拒否(上級経営者に限る)、もしくは
- 使用者の移転による被雇用者の就労継続拒否。

使用者側の希望によって契約が終了するには以下のように、労働法が特に定めた事由が発生しなければならない。

- 被雇用者数に過剰があった場合か使用者が解散になった場合。その場合、使用者には各被雇用者に対し、少なくとも2ヶ月前に書面でその旨を通知しなければならない。被雇用者数過剰の場合、本人の資格にあった求人情報を最大限知らせることが使用者の責任になる、
- 被雇用者とその雇用位置に不適切な場合。適切でないことは社内委員会の審査で裏付けなければならない。またこのような理由付けによる契約の終了は、裁判所に訴えて最も対抗しやすいことから、最大限の注意を払って行う必要である、

- ・ 仕事の任務の連続的かつ正当化できない不履行もしくは一回だけあったその重大な違反、
- ・ 採用の際、偽造証明書の提出があった場合、

労働法では、退職金を被雇用者に支払わなければならないいくつかの条件を挙げている。解雇をめぐる判例は地方などによって大きく異なる。主な傾向としては被雇用者の権利を保護しており、使用者に対してはより大きな負担を課している。

## 外国人雇用の特徴

ここ数年、ロシアの移民法はロシアでの外国人の滞在、駐在登録及び雇用に関して一連の改正が行われた。これらの新たな規定は、ロシアで労働する外国人の法的地位を簡素化・規則化しようという幅広い改革の一部であるとされる。例えば、高度熟練専門家の雇用基準が2010年7月から簡素化された。しかしながら、その結果としてもロシアの移民法は未だ複雑かつ曖昧なものになっている。さらに、これらの改革が規定違反の場合に受ける処罰の厳格化にもつながっている。

### 外国人労働者のためのビザ

外国人はビザ(査証)を取得しなければならない。ただし、独立国家共同体CISの加盟国—アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、モルドバ、タジキスタン、ウズベキスタン及びウクライナの国民はロシアのビザを免除される。

### ビザの種類

ビザには一般、公用、通過、外交、一時滞在という5つの種類ある。一般ビザはさらに、商業、観光、労働、学生、個人訪問、避難及び人道という7種類に分かれる。そのうちビジネス業界において最も重要なものを以下で説明する。

### 商業ビザ

商業ビザは、商業活動を行うためにロシアでの一時的・短期滞在を希望する外国人に発給される。ここでいう商業活動には、出張、商談、市場調査及びロシア法人設立に向けた準備活動が含まれる。数回入国タイプの商業ビザを取得した外国人は連続180日間のうち、最大90日間の滞在が許される。

また、ロシアの商業ビザを取得した外国人はロシアでいかなる形の労働にも従事してはならない。労働に従事する場合には労働ビザが要求される。

### 労働ビザ

労働ビザはロシアで専門活動の実施を希望する外国人に発給される。

外国人はまず、一回入国ビザを取得しなければならない。このビザは最大で3ヶ月を有効期間となっており、一旦入国した後、1年有効回数入国労働ビザに転換できる。ただし、このタイプのビザは、高度熟練専門家には発給されない(詳しくは以下で述べる)。労働ビザを取得した者の家族は、「同行者」との記載のある同種類のビザを取得することができる。後者のタイプのビザはロシア国内での就業の権利を付与されず、本人のビザの失効と同日に失効する。

労働ビザは使用者が外国人受け入れ枠の申請と外国人雇用の一般許可を取得した後に発給される。さらに、各外国人労働者は労働許可(以下で述べる)も取得しなければならない。外国人労働者に対し招待状を発行する権利を得るために使用者は連邦移民局(FMS)で登録を受けなければならない。登録期間は1年間で、更新可能である。

労働ビザの発給には8~12週間がかかる。

### 使用者側でのビザ手続

外国人労働者を雇用する使用者は以下の手続を取らなければならない。

## 外国人受け入れ枠

外国人を雇用したい全ての法人は原則として、1年毎に雇用できる外国人の受け入れ枠を前の年の5月1日までに申請しなければならない(高度熟練専門家には適用されない)。各使用者に対し示される受け入れ枠数は、その年の全外国人の受け入れ枠数に準じている。この受け入れ枠は州、労働者の資格、専門、国籍国等の経済・社会的条件にかかる。

## 外国人受け入れ一般許可

一人以上の外国人の雇用を希望する各使用者は、原則として事前に連邦移民局(FMS)から外国人受け入れに対する一般許可を受けなければならない。そのために使用者は外国人労働者雇用の理由を説明しなければならない。

## 個人労働許可

外国人受け入れ一般許可が付与された後に、使用者は各外国人労働者について、労働許可の発給を申請しなければならない。

ロシアで臨時採用・無報酬労働を含む各種の職務に従事したいという全ての外国人(ベラルーシ、カザフスタン国籍の者を除く)に労働許可の取得が要求される。

駐在事務所・支店の外国人従業員個人駐在登録

ロシアで活動する外国企業の駐在事務所・支店の登録証書には採用できる外国人従業員数が記載される。その枠内で採用される各外国人従業員(及びその家族)の駐在登録を受けるために、使用者が当該申請を行わなければならない。

個人駐在登録は、当局から当該従業員がロシアで勤務することを認められたことを意味する。しかし、それだけで、使用者は外国人労働者について就労許可や労働ビザの取得を免除されるわけではない。

## 移動通告

外国人及びその使用者は外国人の移動について所定の通告手続に従わなければならない。その点は、高度熟練専門家も例外ではない。

手続のポイントは以下の通りである。

- 外国人の入国及び国内移動についてFMSに対し通告しなければならない、
- 高度熟練専門家及びその家族は入国後90日間は移民管理当局への登録を免除される。90日以上ロシアに滞在する場合、居住地の当局で登録を済ませなければならない。
- ベラルーシ、カザフスタン国籍の従業員及びその家族は、30日以内に登録しなければならない。
- 他の国籍の従業員については、7営業日以内にFMSで登録を行わなければならない。
- 7日より短い期間ロシアに滞在、もしくはロシア域内を移動する外国人はホテルもしくはその他の宿泊施設で宿泊しない場合には通告する義務を負わない。
- 国家元首、外交使節の長、議会・政府代表団員、国際機関の長、並びにそれらの家族は通告手続を免除される。また、船舶・列車・飛行機の乗組員は一定の条件下で通告手続を免除される。

## 国内出張

外国人労働者は、取得した就労許可が有効な地域外へ出張することは、保健社会発展省が正式発表しているリストに盛り込まれた立場の者である場合についてのみ認められる。

さらに、外国人労働者の国内出張の期間については以下の制限がある。

- 一般労働許可の有効期限内に合計して10日間以内、
- 高度熟練専門家の労働許可期間内に連続30日以内。

外国人が一時滞在許可か定住権を取得している場合には適用される規制が異なる。

## 高度熟練専門家の雇用

2010年7月1日に、特定の分野の専門的技能、知識、資格を持つ外国人労働者を対象とした「高度熟練専門家」制度が新たに導入された。

このような外国人労働者の税引き前の年俵は、最低2百万ルーブル(一月当たり4167ユーロ相当)でなければならない。ただし、国際協定において、特定の国籍の者に対し、その上限がより低く定められる場合にはその限りでない。

上記の年俵の最低基準を満たす場合、高度熟練専門家労働許可・ビザ取得について、簡素化手続が適用される。この簡素化手続により、労働許可が14営業日以内に取得することが可能で、使用者側も受け入れ枠の確保や外国人労働者に対する一般許可の取得など、多くの手続を免除されることになる。

高度熟練専門家を採用した場合、以下のよう

- ・ 労働許可の有効期限が一般の場合の1年間であるのに対し3年間まで延長される、
- ・ 労働許可は、使用者が本店を置く一つの地方に限らず、複数の地方で効力を持つ、
- ・ 以上で述べたように、国内出張についてより緩い制限が適用される。

### 近年承認された国際協定

外国人労働力問題を規定する二つの国際協定が締結され、近年発効した。一つに、露仏二国間協定、またもう一つには、ベラルーシ、カザフスタンとの間の協定がある。

ロシア駐在のフランス人労働者に適用される諸制度

2011年3月1日、ロシア連邦とフランスの間で2009年11月27日署名された「相手国の領土内における被雇用者の雇用に関する」協定が発効した。

署名国の労働者の一時雇用を簡略化する目的で特別手続と審査が導入された。雇用をめぐる承認の証書などの記入事項などが導入された。特に、ロシア連邦の中で就業を希望するフランス国民の書類は、1ヶ月以内に審査されることとなった。

ロシア駐在のベラルーシ人、カザフスタン人労働者に適用される諸制度

2012年1月1日をもって、「移民被雇用者及びその家族の法的地位に関する」協定の批准が、

連邦法律186-FZ号により行われ、ベラルーシ・カザフスタン両国の国民の雇用について規定された。

この協定により、相互性原則に基づいた特権が導入され、相手国の国民の滞在・就業の条件が著しく簡素化された。

特に、ベラルーシ・カザフスタン両国の国民については、受け入れ枠、一般許可申請の要求が適用されなくなり、被雇用者の雇用契約の全期間、本人及びその家族がロシア国内に滞在できる制度が導入された。以前は滞在期間として最大で1年しか認められなかった。また、以前の7日間に代わり、入国の通告は30日以内にすればよいこととなった。

### 移民規制違反に対する制裁

適切な移民手続又はその一部に従わなかった場合、使用者は80万ルーブル(2万ユーロ)までの罰金を科されるか、または90日以内の活動停止を命じられる。使用者の経営責任者は5万ルーブル(1250ユーロ)以下の罰金を科せられる。さらに、外国人労働者にも5,000ルーブル(125ユーロ)以下の罰金が科される場合もあり、強制退去につながることもある。



# 不動産及び建設

## 一般概要

以下では、ロシアの不動産・建設市場に関して説明する。不動産・建設分野を規定する主な法律には以下のものがある。

- ・ ロシア連邦民法典、第一部(1994年11月30日付)、第二部(1996年1月26日付)、第三部(2001年11月26日付)、第四部(2006年12月18日付、合わせて「民法典」、)
- ・ ロシア連邦土地法典、(2001年10月25日付、「土地法典」、)
- ・ 都市計画法典(2004年12月29日付、「都市計画法典」、)
- ・ 森林法典(2006年12月4日付)、
- ・ 水利用法典(2006年6月3日付)、
- ・ 連邦法律「抵当権(不動産担保)に関する」102-FZ号(1998年7月16日付、「抵当権法」、及び

- ・ 連邦法律「不動産に対する権利及びその取引の国家登録に関する」122-FZ号(1997年7月22日付、「国家登録法」)。

## 不動産に対する権利

土地法典では、土地及び建設物・工作物・建造物に対する以下2つのタイプの権利が予定されている。

- ・ 土地自由保有権(所有地)、及び
- ・ 土地賃借権(借地)。

### 公的・私的土地所有権

ロシアでは不動産(土地を含む)に対する公的・私的所有権ともに認められる。以下では、土地を中心にいくつかの特徴を説明する。

## 公的土地所有

公有地は連邦政府、連邦構成州(地方の政府)、もしくは市町村が所有することができる土地を指す。ロシアの重要な地域の土地(特に地方地域と同等のステータスを持つモスクワ市など)の大部分は、従来国有地となっていた。

2001年に土地法典が採択されるまでは、国有地及び市町村所有地間の境界線の画定にはいくつかの連邦・地方レベルの法的規制が適用されていた。この様な境界線の画定は複雑で、時には混乱を伴う作業であったが、土地法典によって既に明確化された部分もあり、更なる明確化措置も現に実施されている。境界線画定の明確化の完成に向けて、当該土地の商業価値を確保するべく、所有権が未決定のまま地元の行政機関が公的に所有する土地を処分できるとされてきた。例えば、多くの場合、借地契約の貸主、建設用地の指定者、また土地私有化の際に市町村が土地所有者とされ、売買する権利を持つ。

なお、公有地は私有化することができるが、いくつかの法定制限がある。例えば、森林保護地区のように特別な保護を受ける地区や、軍事飛行場のように国防目的で利用されている土地については国家によす所有しか認められない。

## 私的土地所有

いかなる法人・個人もロシア連邦内に位置する私的不動産を所有することができる。ただし、当該土地の法的地位についていくつかの制限が存在する。

現在、外国の個人及び法人は原則として、土地所有に対してロシア国内の個人及び法人と同等の権利を持つことが認められる。ただし、いくつかの制限が定められている。具体的に外国投資家が土地所有を認められない場合に以下がある。

- ・ 外国人投資家は国境付近に位置する地区の土地及び(土地法典によって)特別に指定された地区の土地も所有することはできない、及び

- ・ 農地については賃借権のみ認められ、所有地にすることはできない。この規定は、外国の持分が定款資本の50%を超えたロシア法人にも適用される。従って、広義の意味で定義した外国人投資家がグリーンフィールド事業を進める際に困難な状況におかれることもある。

## 土地をめぐるその他の権利

土地法典以前のロシア土地法は土地所有権のほかに、土地永久使用権及び土地相続使用権等の土地に対する権利を定めていた。前者は国公立企業及び市町村の当局に対してのみ付与されるものであった。そこで、法人は2012年1月1日までに永久使用権の転換をしなければならず、それを行わなかった法人は処罰を受けることになる。

外国のように、第三者の所有する土地に使用権を設定することが出来る。これによって、電線などを建設をする権利を獲得することができる。使用権は公的・私的でもよく、法人も個人も使用権保有者として認められる。個人もしくは法人が使用権を希望する場合、当該土地について私的使用権が設定される。一方、使用権を希望するのが一般大衆であった場合には、公的使用権も設定可能である。

## 不動産売買

### 売買取引

#### 土地登録・国家登録

公有地でも私有地でも、売買される前に土地登録手続きを済ませ、所有権の登録が行われていなければならない。

そのいずれの手続きも、連邦登録地籍地図局という統一機関もしくはその地方支部(「登録機関」)に対して所定の書類を提出しなければならない。

その条件を満たさない場合、当該用地を対象としたいかなる取引も無効とされることになる。

なお、建設物、工作物に対する所有権は、国家登録を必要とし、国家登録をしない限り、建設物に対する権利は成立しない。即ち、国家登録の時点で建設物・建造物・工作物が始めて法的に存在し始めるのである。さらに、国家登録以外にそれらの権利を裏付けるものは存在しないとされる。国家登録の効力を覆すためには、裁判所の決定が必要となる。

### 土地の上に位置する建造物

ロシアの法律の基本原則の一つには、土地及び建造物に対する権利の統一がある。土地の上に建つ建造物及び工作物を除く土地の譲渡は土地法典によって禁止される。建造物に対する権利は、その下にある土地に対する権利と合わせてしか譲渡できないわけである。用地の当該部分を分割することが不可能な場合、もしくは土地売買に制限が適用される場合という例外的なケースにおいてのみ、建造物の部分を切り離してその譲渡を行なうことができる。

自分で所有しない土地の上に位置する建造物の所有者は、原則として当該土地について優先買取権、もしくは優先賃借権を有する。また、国有地又は市町村所有地の上に位置する建造物の所有者は原則として、当該土地の私有化の際に独占的な権利を持つ。

### 私有化

2001年10月30日以降、建設物、建造物及び工業施設をその下にある土地と切り離して合法的に私有化することが不可能となった。

不動産の所有者は、その不動産が位置する公有用地についての所有権・賃借権を獲得する上で独占的な権利を有する。所有権を獲得するか、賃借権を獲得するかは建造物所有者の選択となる。

私有化の際、建造物の所有者は地元の市町村当局に対し土地の買取代価を支払わなければならない。その価格は用地の「地籍簿価」によるものであり、立地条件によって一年の土地税額の5～30倍になる。

市町村もしくは国家の所有地の上に建つ建造物の所有者は、2012年7月1日までに当該土地を優遇価格で買い取ることができる。

### (不動産)売買契約

不動産を対象とした取引の条件の一部が必須事項として対象物(土地か、建造物・建設物・工作物)及び価格を売買契約に盛り込まなければならない。必須事項に加え、さらに取引当事者は自由に事項を追加することが出来る。

以上の条件を満たさない売買契約は無効とされる。契約無効により、譲渡された土地・不動産が明け渡され、元の所有者に現状のまま戻されなければならない。さらに代価が買手に払い戻さなければならないことを意味する。ただし、こうした結果になるには、取引を無効とした正式な判決がなければならない。

建設活動を予定して公有地を購入する場合には、購入入札を含めた特別手続に従わなければならない。詳しくは、以下の「建設」で説明する。

### 所有権譲渡の登録

不動産に対する所有権の譲渡は「不動産所有権及びその取引の統一国家登記簿」＝「国家登記簿」に登録しなければならない。一方、売買契約そのものを登録する必要はない。登録のためには、登録機関に対し、売買契約などの関連書類を所有権譲渡の証拠として提出しなければならない。

所有権は登録機関の発効する所有権証書によって証明される。すなわち、所有権証書は所有権の一義的な証拠とみなされ、裁判所が別に決定しない限り他のどんな証拠をも覆す法的効力を持つ。ただし、国家登録法が施行される1998年以前に発生した不動産に対する権利は登録されていない場合でも有効とされる。不動産についての情報(所有者、負担付の状況など)は一般大衆に公開され、国家登記簿謄本として何人も入手できる。ただし、権利譲渡に関わる取引連鎖に関わる一部の情報、また一定の個人・法人の所有する土地の数やサイズ

についての情報は、間連用地の所有者にしか提供されない。

また、特定の負担付き状況(危険な施設の緩衝地帯、電線・ガスパイプラインの沿線保護地帯など)について、国家登記簿には記入がない。それらの発見のためには、現地調査や土地及びその上に建つ建造物に対するデューディリジェンスが必要となる。

### 不動産購入と独禁管理

原則として、不動産(土地及び建造物)を対象とした取引は、独禁管理の対象とはならない。しかし、不動産取引の対象となる土地もしくは建造物の純価格が売手の純資産の20%を超えた場合、独禁管理が適用される。その場合、資産価値・収入関連のどのような上限を上回るかによって、FAS・連邦独禁局の事前承認が事後通告が必要となる(その詳細については、「独禁法」] ページ参照)。

さらに、連邦法律「商取引に対する国家規制に関する」(2009年12月28日付)により、特定の地方における市場占有率25%を超過した食料品小売業者には、当該地方で不動産を追加購入・借用することが禁じられている。

### 不動産賃借

#### 土地賃借

一定の制限の下で、(1)ロシア国内外の個人、(2)国内外の法人は、ロシアで不動産を賃借する権利を持つ。

公有地の賃借の場合、賃借契約には貸主によって当該国家・市町村の条例に基づいた条項が盛り込まれており、変更不可能である。一部の例外を除き、賃借契約は入札方式で締結される。一方、私有地を対象とした賃借契約には、ロシアの法律に抵触しない限りどんな条項を盛り込んでよいことになる。

契約の必須条項には、用地の指定及び賃借料があり、契約に明確に定めなければならない。それに追加して契約当事者が取引条項を決定するのは自由である。

賃借契約においても上記の条件に満たさない場合には無効とされる。そうなった場合、借地は明け渡され所有者の手に戻り、既に支払われた賃借料は借り主に戻されなければならない。

#### 賃借期間

ロシアの法律では一般に賃借期間には制限がない。しかし、特定の土地の賃借に関しては制限が存在する。例えば、農地・森林用地賃借期間は最長で49年間とされ、海岸地区では土地の最長賃借期間は20年間とされる。また、ロシアの法律により、他の土地についても最低賃借期間が設定される場合もあり、10年と設定されることがある。こうした最低期間が設定された場合には、多額の投資を行う前に賃借の効果を慎重に検討しなければならない。

一年以上続く借地契約については国家登録を受けなければならない。先に述べた条件を満たさない賃借契約は無効とされ、契約も締結されたことがなかったかのような法的効果となる。つまり、用地を明け渡し、貸主の手に戻さなければならなくなる。

民法典では、賃借期間が賃借契約に設定されなかった場合には無期限とされる。その場合、いずれかの契約当事者が少なくとも3ヶ月前からその旨を通告すれば、賃借契約を終了させることができる。

契約が終了したとき、借主が同じ用地について新規賃借契約を結ぶ優先的な権利を持つ。

#### 賃借権譲渡

土地賃借権に対して転借、譲渡、抵当権設定、会社の定款資本への出資が認められる。賃借契約で別に定めがない限り、このような取引は土地所有者(つまり貸主)の同意を必要とせず、通知のみを必要とする。なお、公有地に対する賃借期間が5年を超える場合などにおいては、契約の定めにかかわらず、借地を対象とした転借、抵当権設定、権利譲渡について借主の権利の放棄・制限が認められない。

## 賃借終了

民法典では、民法典に定める状況及び賃借契約そのものに定めがある状況において、貸主・借主両方に契約を一方的に終了させる権利がある。契約書そのものに定めがある場合には、裁判による手続と裁判によらない手続も認められる。

土地法典ではさらに、貸主側が一方的に賃借を終了させる事由を予定している。特に、土地が指定利用方法と異なる形で利用されていた場合と国家により収用される場合である。

国有地や市町村所有地について、土地法下では、賃借契約期間が5年間を超えると、借主側に賃借契約の重大な違反があった場合に貸主側が裁判所命令執行の申し入れを行うことにより一方的に賃借契約を終了させることができる。

## 建築物、建造物及び工作物の賃借

ここ数年、賃借業界が著しい発展を遂げた。市場が民間部門によって支配される中、採算性、収益性が法的関係に与える影響が大きくなっている。

こうしたなか、以下のような制度が発達してきた。

1. 賃借の)予備契約、
2. 短期賃借契約、及び
3. 長期賃借契約。

また、モスクワやサンクトペテルブルクを中心に、賃借制度が国際慣習の影響を受けることが多く、賃借料の算定方式として、ネット、ダブルネット、トリプルネットという方式が採用されてきた。そのうち、借主が貸主に対し、基本賃借料に加え、転借先の多い不動産に伴う資産税、保険料、光熱費、経営管理費なども保証するというトリプルネットが最も一般的である。このタイプの賃借は主に長期賃借に典型的で、税務、キャッシュフローなどへの好影響のため、特にショッピングモール、ビジネスセンター、倉庫施設について普及している。

このような賃借構造は、国際評価基準によって不動産の市価が計算しやすくなることから、投資運用に向いているといえる。

## 予備契約

建造物などが完成する前に賃借希望者が当該建造物あるいはその中の特定のエリアなどを引き立てて賃借料を前もって固定させたいときは、将来の所有者との間で予備契約を結ぶことによって、国家登録前の関係の調整に努める。

建造物の所有権が正式に登録されない限り、建造物そのものや建設用地を巡るいかなる取引も正式に成立することが認められない。そのため、予備契約のなかで、工事期間、レイアウトや設備などについて借主の要求が貸主の義務として定められている。

予備契約が有効に成立するために、対象物を明確に示し、対象不動産を詳細に定義し、締結予定の本契約の主要条項を盛り込まなければならない。

また、予備契約の当事者双方が本契約を締結する時期を定めなければならず、その規定がなかった場合、本契約は予備契約締結時から1年後までに締結されなければならないとされる。なお、その時期までに本契約が締結されなかった場合、予備契約はその時点で終了することになる。しかし、本契約の不締結が当事者のいずれかの行為によって生じた場合、その行為をした側に対し裁判所を通じて本契約に参加させることができる。

## 長期賃借契約

長期賃借契約の有効期間は1年以上とされ、その成立には国家登録が必要になる。登録の際、登録機関から長期賃借契約の有効性が吟味される。そのことから、対象建造物・建設物・工作物及び賃借料(もしくはその計算方式)など、賃借条項が出来るだけ明確に定めなければならない。

## 短期賃借契約

短期契約は、長期賃借契約の登録手続が終了するまでに借主が建造物を合法的に利用できるように結ばれるものである。両契約は同時に締結される。新たに建設された建造物については国家登録がされた後に、有効となる。こ

ここでいう短期契約は、1年以内(通常、11ヶ月間か360日間)を期間とする契約である。契約期間が1年に満たないものは、国家登録が不要で、当事者の署名だけで効力を発する。

## 抵当権

### 抵当権設定

土地法典、民法典のいずれも所有地・借地について抵当権を設定することについて何ら制限がない。同様に、住宅、アパートのように、建造物及びその部分についても抵当権を設定することができる。

抵当入れの諸条件は抵当権に関する法律の規定による。同法により、完成した建造物とその下にある土地に対する権利を合わせたのみ抵当権設定が認めている。

通常、抵当権の設定が契約によって行われるときは、担保となる土地などの不動産について担保される権利・利益が定められる。一方、法律によって抵当権の設定が強制されることがある。例えば、不動産購入を目的に貸し出しをする銀行には当該不動産について、その代金を完済させるまで抵当権がつく。

抵当権法の最近の改正により、抵当権設定契約は単独の契約として締結・署名(公証人による承認も可能である)された上で、登録機関によって登録されなければならない。国家登録が終了するとき、抵当権設定契約が始めて有効になるとされ、国家登録が行われなかった場合には、無効になる。

登録の方法について2つのオプションが認められる。

- ・ 当事者が共同で登録を申請し、登録機関に必要な書類を提出する、又は
- ・ 双方は公証人による承認を受けた申請をするために公証人を採用する(この方式は2011年に導入され、抵当権設置契約が公証人による承認を受けた場合に適したものである)。

抵当権法は(1)住宅の抵当権、(2)公証人による承認を受けた取引で非居住不動産について、登録機関が登録手続を5日間以内に、土地及

び公証人に承認されない取引で非居住不動産については終了させなければならないことを定めている。

### 抵当権執行

有担保債務の条件に重大な違反があった場合、抵当権対象物に対して担保権者による執行が行なわれる。執行方法には(1)裁判所を通じ、対象物が公売にかけられる方法、及び(2)裁判によらず、抵当権者と抵当権設定者の間の合意に基づく方法がある。

裁判所によらない執行手続として抵当権法が次のものを定める。

- ・ 抵当権者による抵当権対象物の留保、又は
- ・ 抵当権対象物の公売。

一部の場合においては、裁判によらない執行手続は認められない。例えば、第一順位及び第二順位抵当権者に異なる執行手続が予定される場合や、裁判によらない執行が明示的に禁止される場合においては、裁判による執行のみが可能となる。

抵当権法はさらに、抵当権執行によって得られた資金の配分の手順を定める。具体的には、裁判によるかどうかを問わず、(1)正式に請求を行った全ての抵当権者、(2)他の債権者、(3)抵当権設定者という順位でその配分が行われるとされている。その順位を裏付けるものになるのは、国家登記簿に記載されている内容である。

住宅用不動産に対する抵当権の執行が行われたの抵当権者の請求が全額満たされなかった場合には、未返済の請求額について完済する必要がある。

### 民法改革と抵当権

現行の民法には抵当権に関する基本的な規定しか盛り込まれていない。しかし、現在議論の対象となっている民法改正案には、「抵当権」に関して独立の新しい章が追加されることが予定されている。その章では、当該抵当権の国家登録の順番などによる抵当権の優先順位などを定めることとなろう。

さらに、議論中の改正案には、「独立抵当権」という新しいタイプの抵当権が導入されること  
が提案されている。その「独立抵当権」の下で、  
抵当権者は、抵当権が抵当権設定者のどの債  
務に対するの担保とされるか選択する義務を  
負い、その選択を抵当権設定者に通知しな  
ければならない。また、独立抵当権が効力を  
発するには国家登録が必要とされる。

## 不動産をめぐる紛争の解決

ロシアでは、法人間で発生する紛争の解決  
方法には当該管轄を有する裁判所、または当  
事者双方の合意により仲裁裁判所に委ねる  
ことが認められる。しかし、2011年5月26日  
までは、国家登録の必要な契約の履行、も  
しくはそれらの契約による権利義務に関わ  
る全ての紛争(例えば長期借地権、不動産・  
用地売買契約、抵当権設定契約による紛争)  
の解決は国立裁判所によってのみ行われ  
るというロシア連邦最高商業裁判所の見解  
が通説されていた。ところが、2011年5月  
26日に、ロシア連邦憲法裁判所が(1)最高  
商業裁判所のこの慣行は法律に違反したも  
のであり、(2)国家登録に関わる全ての契  
約をめぐる紛争がロシアの法律に基づいて  
設立された仲裁裁判所に委ねることが出来  
ると判断した。その仲裁裁判所の一つとし  
て、ロシア連邦商工会議所で設立された  
国際商業仲裁裁判所がある。この憲法裁判  
所の決定はロシアの司法の前向きな発展と  
して評価を受け、投資家に対して仲裁を通  
じてよりよい裁判へのアクセスが保証され  
る点では投資環境を整える一つの要因とも  
される。

## 都市契約及び建設関連事項

各種の用地の最適な利用を目指して、用地  
はいくつかの種類に分けられ、その利用方  
法が指定される。

### 土地指定利用方法

土地法典では、指定利用方法によって、土  
地を以下で示す7つのグループに分ける。

- ・ 農地、
- ・ 住宅用地、
- ・ 工業用地(工業・エネルギー・交通・通信・  
テレビ・ラジオ放送・宇宙活動・防衛その  
他特別目的のための利用)、
- ・ 特別保護区域(国立公園等)、
- ・ 森林用地、
- ・ 海岸地、及び
- ・ 予備地。

土地指定利用方法によって、特別の規定が  
適用されることがある。例えば、農地を私  
有化する際、ロシア連邦主体の州(地方)に  
は優先買取権があり、また地方法律がこ  
のように定めた場合には市町村政府にも、  
優先買取権がある。以上で見たように、  
外国投資家(個人・法人)には、土地を  
購入する権利はないものの、賃借権が  
認められる。農地としては、利用方法  
が指定された用地がその目的に合わせて  
利用されない場合、裁判所の決定によ  
り利用者から取り上げられることもある。

商業的開発、商業的建設にもっとも適  
した土地には、住宅用地、工業用地があ  
る。その利用方法が指定された用地には、  
倉庫、商業用の各種の施設を建設する  
ことが認められる。

### 土地の許容利用方法

指定利用方法と並んで、ロシア連邦に位  
置する土地には「許容利用方法」が認め  
られる。その利用方法は地理的地帯・区  
域に合わせ、特定の土地の具体的な利用  
方法を示すものである。各グループには、  
具体的な利用方法があり、土地法典によ  
り、各用地が所定の土地種類及び許容  
される利用方法に合わせてのみ利用され  
ることを要求している。

### 土地の指定利用方法の変更

#### 指定利用方法

指定利用方法は変更することが可能であ  
る。例えば、倉庫施設の立地先を「農地」  
から「工業用地」に変えたい場合には指  
定利用変更を地方当局によるいくつかの  
強制的手続に従って行われる。また、土  
地が住宅用地として指定

されるには、既存の住宅地に隣接したもので、結果としてその中に組み込まれるものでなければならない。もし、かかる都市計画(住宅地の総合開発計画)の書類が存在しない場合、こうした決定は地方政府の判断で行われる。しかし、いったん住宅地の総合開発計画が採択されたときは、当該利用方法変更の手続には総合開発計画の変更も関わり、市町村レベルでその変更が行われる。

「森林用地」「沿岸地」指定は、連邦当局の同意を必要とされ、厳しい規制がかかるため、他の指定より解除しにくい。法律はこうした変更が認められる特定の事情を挙げて規定している。

### 許容利用方法

許容利用方法の変更は、既定の総合都市計画(住宅地開発計画)及び土地利用規定に沿ったものであれば、当該土地の所有者の希望によってできる。かかる計画が採択されていない場合には、許容利用方法変更には公開審議を含め、厳格に定められた手続に従わなければならない。

### 都市計画の枠組み

現行の都市計画法典(2004年に採択され、改正済み)によれば、各市・町が都市計画として、(1)広域における各種の開発区域の境界を画定する地方及び市町村レベルの計画、(2)特定の市・町内の各機能に合わせて開発区域の境界線を画定する総合都市計画、及び、(3)区域設定ルールを定め、住宅地の各区域内に許容活動を明示する土地利用・開発規則、の三つを採択しなければならない。土地計画は住宅地の中で地理的・機能的区域を設定し、建設可能区域の境界線、保護地区などの制限を設定するものである。その規定を受け、いかなる新規開発枠内での建設も既存の都市計画の制限及び区域設定に従わなければならない。例えば、休養指定区域において大型商店街の建設の許可は得られない。

各市町村が、都市計画法典の近年の改正に沿って2012年12月31日までに総合都市計画

及び土地利用規則を作成しなければならない。それ以降、それらの市町村では新規開発が不可能となるというわけである。しかし、実際にはその時限が以前にも何度か延長されてきたこともあり、更に延長される可能性がないとは言いきれない。

### 建設

ロシアでは独立した開発業者が請負人としての建設業者が建設活動を行うことが出来る。前者の場合、建設用地に対する所有権もしくは借地権は開発業者になければならない。後者の場合は、開発を行う会社には必要な人材及び設備だけがあればよく、自己既成組織の発効する免許が求められる。

上記の条件に加え、設計に関わる諸書類を作成する設計業者、技術担当、下請け会社などが建設活動に関わることも認められる。

なお、ロシアでは土地の大部分がまだ国有地となっているため、国内で建設事業を開始する前に、用地購入条件、並びに当局から許認可を取得する担当者を決定しなければならない。

### 建設用地としての公有地購入

土地法典は、公有地・国有地を、建設の目的で個人又は法人に対し指定する手続を定める。建設用地を購入したいロシア国内外の個人・法人は、担当当局に対してその用地の指定を申し入れることができる。こうした申し入れの拒絶は裁判所で対抗できる(ただし、一部制限がある)。

建設用地を国家機関・市町村当局から購入するには、以下の二つの手続方法がある。

- ・ 国家当局が準備作業、即ち用地の境界を指定し、(必要な場合には)用地を登録し、続いて用地の所有権もしくは賃借権について売却を実施する方法(一般的に使われる)、又は
- ・ 利害関係者が国家当局に対して用地の所有・建設許可について合わせて申し入れる方法。その場合、当局は暫定建設許可の付与の可否を決定する(その決定の有

効期間は3年となる)。暫定建設許可が与えられた場合、準備作業の実施は申し入れ側の責任となる。準備作業がいったん終了した後、次の段階として、国家当局は恒久建設許可を付与する。

以上の2つの方法のほかに、国家民間パートナーシップ(PPP)の枠内で国家もしくは市町村当局が投資家に対し用地を提供するという方法もある(詳しくは「インフラ整備事業及び官民パートナーシップ」,[ ]ページ参照)。その場合、落札した会社に当該協定の期間を時期に、当該用地に対する権利が付与される。

2012年4月1日から、以下の事情がある場合には国家・市町村当局がモスクワ・サントペテルブルグに位置する用地を付与する契約を一方的に終了することがあるとされた。その条件として、当局は1ヶ月前から投資家側に終了の旨を通告しなければならない。

- 賃借契約で定められた条件に合った形で建設が完成しなかったとき、もしくはその条件が設定されなかった場合は建設工事の完成度が40%以下のとき、
- 土地賃借契約が発効した時期から5年以内に建設許可が付与されなかったとき、
- 法律の改正により当該用地における建設作業が不可能となったか、当該用地が建設を妨げる第三書の権利など、負担付であるとき。

上記の理由により賃借契約が終了したとき、開発業者は書面による裏打ちのある費用に対してのみ、保証を要求することが出来る。

## 建設許可

いかなる建設活動も国家当局の発給する許認可なしには認められない。建設される予定の施設などの種類により、その許認可の数が異なる。

建設許可とは、設計関連書類が強制的規定に適合することを確認する正式証書であり、建設工事が開始される前に取得しなければならない。

都市計画法典の定めにより、建設許可は用地に対する所有権、もしくは賃借権を持った者に

のみ付与される。自らが用地に対する権利を持たずにその上に建造物を建設したものは、「不法建設」とされ、それを開発したものの費用で撤去させられることもある。

民法改革の一つの提案として、ある用地に対する賃借権を持たない第三者が当該用地の上に建設をする権利である開発権(pravo zastroyki)の導入が現在、議論されている。その権利の発生には、用地の所有者と個人・民間会社の開発業者の間の契約が必要である。その契約は、土地の長期保有・利用の権利が開発業者に付与されることを内容とする。

建設許可は開発業者か、不動産建設の統括を特別に依頼された専門業者が獲得されることが認められる。その専門業者は、「技術担当者」と呼ばれ、開発業者の代理人の機能を果たす。その場合、準備段階において建設業者の関与がない。しかし、プラント輸出やPPPのように、建設会社が必要な許認可を獲得しなければならないか、そのプロセスに関与しなければならないケースもある。

建設許可には、建設期間、建設区域、開発業者の名称が示される。また、有効な建設許可が建設委託契約に必要な種類の一つとなっている。

## 建設委託

建設委託は建設プロセスのもう一つの重要な段階であり、更に2つの段階に分かれる。

- 開発業者の遂行する作業の委託、及び
- 建設済みの不動産の国家承認。

建設委託は、開発業者の選択が確定する意味において、第1段階はゼネコン(開発業者の委託を受ける建設会社)との関係設立の上で極めて重要である。特に、委託を受けた建設会社が建設費を請求する権利を受け(支払い方法については契約の中で明示することが実務上一般的である)、契約発効時から開発業者に対する建設会社の保証期間が始まる。

一方、第2段階は、不動産の国家登録の上で極めて重要である。この段階において、国家承認調査団によって建設済みの施設が建設許可、設計をめぐる証書、及び当該要地の開発につ

いての都市計画規定に抵触しないか、チェックされる。もし、総面積、利用可能面積などに抵触が合った場合は、建設許可が付与されず、不動産の国家登録も不可能となる。

## 許認可

ロシアでは、国家による建設規制の伝統がある。2010年1月までは、建設活動、測量調査、設計証書作成などについて、開発業者及び建設会社が特別な許可を取得しなければならなかった。こうした建設活動の全ては認可無しでは認められず、違反した場合は刑事・行政責任違反につながるものだった。

しかし、2010年1月1日をもって、以下の建設・設計関連活動について認可制は廃止され、自己規制組織(自らのメンバー企業に一定の活動をする権利を付与するもの)への加入の形に取って代わった。

- ・ 建造物・工作物の設計、
- ・ 建造物・工作物の建設、及び
- ・ 建造物・工作物の建設目的の工事・測量。

自己規制組織加入が求められ活動のリストは、ロシア連邦地域発展省で作成されており、数多くの活動からなる。なお、そのリストに記載されない活動については、一般的には加入証書の提示無しでも認められる。しかし、認可が要求される一部の建設活動もまだ残っており、消火機器の設定や危険物を生産する工場のメンテナンスがその例である。

自己規制組織加入を必要とされる建設・設計事業については、有効な行政許可を保有する企業にのみ付与される。また、ロシアの法律では認可について傘下企業に対する「包括原則」のようなシステムが認められておらず、下請け企業にも同じ原則が当てはまるのである。

加入はロシア国内外法人に認められる。また、活動の種類によって加入料金が異なり、多額のものもある。

# インフラ整備事業及びPPP事業

## 一般概要

2011年より、インフラ整備事業及び官民パートナーシップ(PPP)事業が公的部門及び民間投資家にとって大きな関心を寄せ続けるものだった。しかし、世界経済並びにロシア国内経済の不安定性が、インフラ・PPP事業の大部分の実現からみて資金面での大きな妨害でありつづけた。それでも、2011年には多数のPPP事業が立ち上げられた。中でも欧州最大級といわれるサンクトペテルブルグの西環高速道路がある。その事実が、PPP事業が減速もせず、前進し続けることを裏付けるといえよう。

50以上の地方がそれぞれのPPP法令が採択されるなど、PPP関連法律の発展には地方が大きな役割を果たす。とはいえ、事業の遂行に十分な資金が公的部門から向けられないま

ま、PPP部門の大きな流れについては曖昧なところがなお残っている。

いずれにせよ、連邦レベル、地方レベルの当局がPPP推進にいっそう関与している。連邦レベルにおいては、ロシア議会下院で、PPP評議会が設立され、連邦レベルの運輸省、文化省、経済発展省などもPPP評議会を置いている。こうした最近の動きから、PPP事業を経済発展及び海外投資誘致の上で優先的な部門と位置づけるロシア政府の姿勢が窺える。

## PPPに関する基本法規

### 連邦レベルのPPP関連法

連邦レベルにおいて、PPP事業を規制する法律に以下のものがある。

- ・ 連邦法律「利権協定に関する」115—FZ号、2005年7月21日付(利権法)、
- ・ 土地法典(2001年10月25日付)及びその他と置換形を規制する法律、
- ・ 都市計画法典(2004年12月29日付)及び建設活動を規制する法律、
- ・ 民法(1994年)、
- ・ 予算法典(1998年7月31日付)及びその関連法律(なかでも、政令「予算編成規則及びロシア連邦等敷金の資金運用に関する」、134号、2008年3月1日付)、及び
- ・ 特定の適用分野を持つ法律(高速道路法、257—FZ号、2007年11月8日付など)。

以上の規定の細部については、「不動産及び建設」、[ ]ページで参照されたい。

### 利権法

現行の利権法は、2005年に採択され、07年、08年、09年、10年、11年に複数の改正が行われた。

同法は道路、パイプライン、河川・海洋港湾、下水道、鉄道、地下鉄その他の交通機関、公的医療施設など、一部のインフラ施設に適用される。

同法によって、利権協定参加に対する原則的条件を規定し、同協定の必須条項を定める。

次の条項が、利権入札書類の必須項目となる。

- ・ 施設の建設・修復の期限、
- ・ 施設の建設が終了したとき予定される生産能力、若しくは提供されるサービスの量、及び同予定能力達成の期限、
- ・ 利権料金、
- ・ 生産される商品・提供されるサービスの価格上限、及び利得所有者より当局に対し支払われる料金など。

さらに、利権法によって、以下のように、いくつかの制限が定められ、信用獲得が影響されることがある。

### 提案

- ・ ロシア国外にあった紛争がロシア以外の機関に訴える形で解決されることの禁止。臨時仲裁は認められるものの、国際仲裁

機関については、ロシア国内で行われるとしても認められない。換言すれば、紛争があったとき、ロシアの一般裁判所に訴えない限り、臨時仲裁によってか、ロシア国内の仲裁機関によってのみ解決ができる。

- ・ 建設中の段階で利権所有者の入れ替え禁止、及び
- ・ 利権協定による利権者の権利について担保設定の禁止。

利権法には、著しい欠陥もある。例えば、利権を付与する当局が出資者との間で直接に合意ができるかについて定めない(もともと、一部の当局ではそのような直接合意が既に見られた)。また、当局と利権所有者の間の紛争の解決の手續が欠如している。

### PPPについての連邦法律をめぐる議論

現在、連邦レベルでPPPに関する新しい法律の採択が大きな議論の対象となっている。

一方ではこのような法律が採択された場合、用語定義の統一が進み、連邦レベル(そして結果的には地方レベル)でのPPPの地位の明確化につながる。他方では、法律の矛盾に導くおそれもある。新規法律としては典型的に第一読会の段階では複数の欠陥が発言しよう。その修正には時間がかかり、法律運用の効果には地方のスタンスが大きく響くであろう。

さらに、PPP法と現行の利権法の相互関係について疑問がある。

### 地方レベルのPPP関連法

現在、50以上の地方がPPP法を施行している。なかでもサンクトペテルブルグのそれが注目に値する。

サンクトペテルブルグ政府は同市法令「サンクトペテルブルグの官民パートナーシップ事業への参加に関する」(2006年12月25日付、627—100号)の下で複数の事業参加を重ねてきた。この法律は利権法にある欠如を補うものとして、法律としての前進と評価される。また、同法令は様々な地方法令のなかでもこの分野では大きな効き目を見せ、サンクトペテルブルグ

において提案されるますます多くの事業が同法令に基づく。

サンクトペテルブルグの港湾都市としての特徴、及びその高度な経済発展によって良好な投資環境が生まれ、西環高速道路、ヤーニノゴミ処理所、ブルコボ空港、オルロフスキー有料トンネルなどの事業に成果を上げている。

### 準PPP構造

ロシアには国家購入法として、連邦法律「国家・市町村のための財貨・労務の購入のための注文手続に関する」(2005年7月21日付、94-FZ号)がある。しかし、利権法で定める利権協定にはその効力が及ばず、財貨・労務・サービスが国家・市町村の当局によって買い上げられるという従来型の購入形態についてのみ法規を置く。

国家購入法は、国家購入の手続として大きく分けて、公売によるもの(入札及び競売)並びに公売によらないもの(見積、依頼、唯一調達業者との契約など)を定める。

2011年には同法は複数の改正を見た。最も重要な改正として、全ての国家機関及び国有企業が1年ごとに購入スケジュールを公開しなければならないこととなった。さらに、5千万ルーブル(125万ユーロ相当<sup>1</sup>)以上の入札の場合、参加希望者に対し資格基準を説明しなければならない規定が導入された。

この改正は、国家購入状況の転換を図り、より透明かつ合理的な連邦購入制度の導入に向けた動きといえる。新規法案は経済発展省が作成した。

## ロシアでのPPP環境

### 政府の公約事項

ロシア政府高官の発言などによくと、ロシアのインフラ施設(道路、鉄道、空港、発電所、医療施設、社会保障施設など)の近代化のためには2020年までに1兆ドル前後の投資が期待される。

政府としては海外投資を誘致すべく、民間投資家に対し以下を含む支援を与えている。

- ・ 500万ルーブル(12万5千ユーロ)以上の事業に対し投資基金の活用(2012年度の予算は650億ルーブル=16.25億ユーロ)
- ・ 利権に基づくPPP事業への共同出資
- ・ 経済特区の税信用などの特権の準用(詳しくは「税制」[ ]ページを参考)。

### 運輸部門

交通・運輸の全部門における発展・投資を管轄する国家機関は運輸省である。同省は道路、鉄道、空路など、それぞれの担当機関を通じて全ての交通機関(運輸省の下部組織に当る)を統括する。

### 道路

昨今、ロシア高速道路公団が設立され、国道におけるPPP事業などを担当する。2010~19年の活動計画が政府の承認を受けており2、PPP事業を通じた高速道路の建設・修復、新規国際交通回路開発、サービス・エリア開発には1兆3千億ルーブル(350億ユーロ)が向けられる。当該PPP事業の多くは、利権協定と運営・メンテナンス契約を兼ねた「ライフサイクル協定」として計画される。

### 鉄道

ロシア鉄道公開株式会社(RZD)はロシアの鉄道を独占企業として運営し、モスクワ・サンクトペテルブルグ/モスクワ・エカテリンブルグ間高速鉄道のように、定期的に投資プロジェクトを立ち上げる。

RZDが2012~14年の間、1兆1千億ルーブル(275億ユーロ)相当の投資を行う計画を打ち出しており、そのうち4280億ルーブル(107億ユーロ)分を2012年中に消化すると発表している。最大級の鉄道プロジェクトに対し、連邦政府も資金面での援助を約束している。

<sup>1</sup> 40ルーブル=1ユーロ為替相場を用いる。

<sup>2</sup> ロシア連邦政府政令、2009年12月31日付2146-r号

### 運輸部門のPPP事業の共通問題

一方、ロシアの運輸部門のPPPに関与したい投資家が直面するいくつかの典型的な問題もある。

例えば、一部の投資家には、運送量を測定する方法について意義を唱えることがある。また、一部の交通プロジェクトが、商業利用も可能なものにもかかわらず、軍事目的を有するものとして、国家秘密が関わるとされ、公開入札が行われないこともある。

### 住宅関連施設

住宅関連施設は投資を受ける分野に熟れてきており、多額の海外投資を受け入れる潜在力があると見られる。ロシアはソ連時代から多くの住宅関連施設を受け継いでいるが、老朽化が進んでおり、修復・近代化が急務となっている。

しかし、住宅関連施設に投資をしようとしたとき、海外投資家が以下の障害にあうことが考えられる。

- ・ 住宅関連施設について未だに登録制度が成立しておらず、その所有者を特定するに当たって困難が伴うと考えられる、
- ・ 人口30人以上の都市の水処理施設を対象とした案件の場合、安全上の許可などを獲得しなければならない、
- ・ 住宅関連料金について熱い議論が続いており、予測不可能な状況である。

### 社会インフラ

社会インフラ関連の案件は主に地方ベースで立ち上げられる。例えば、ヴォログダ市の病院修復、ニジュニーノヴゴロド州における2つの休養施設の建設、オムスクでの優秀な子供用の学校の建設である。

投資の主の障害となるのは、主に投資収益率と保証へのアクセスである。それぞれのプロジェクトのキャッシュフローが当局による支払に左右されるからである。

## 資金調達面での問題

### ローカル資金市場のプレーヤー

世界銀行、国際金融行使、国際復興開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行のような国際金融機関はロシアでのインフラ事業に感心を保っており、資金調達先としての重要性を増している。

国有企業である開発対外機材関係銀行(対外経済銀行、Vnesheconombank)は、国内のPPP事業の開発・金融を担当部門とした金融機関である。同行はロシア政府が優先事業としてPPPに指定したプロジェクトに対し融資をし、ロシア投資基金との共同実施もしている。対外経済銀行がインフラ事業に関与する形態には、保証提供、銀行保証提供、貸出、株式購入などがあがる。

### 法律問題

ロシア政権が近い将来において「インフラ国債」に関する法律を施行する意図であり、同法は現在作成・議論されている。その法律が採択された場合、インフラ国債の発行を通じて当該事業に対する資金調達に貢献することになる。

金融機関としては直接協定をめぐって現行法律の修正を望んでいる。特に、現在、主要な商業契にによる約利権所有者の権利義務が貸出先に譲渡される可能性を模索しているのが、金融機関である。現在、利権法によって、その上に制限がかかっており、担保を保証するために海外のオフショア・ホルディング企業など代替的な方法が広く利用されている。現在、この問題を扱う法案が下院のPPP評議会において審議中である。

## 部門ごとのプロジェクト

2012～13年分のいくつかのPPP事業が既に明らかにされている。なかにはペルミ市バイパス、モスクワの関連住宅施設、サンクトペテルブルグの社会福祉施設などがある。さらに、2012年末まで連邦・地方のレベルにおいて、投資誘致策、PPP支援策が期待されている。

結論として、ロシアの連邦・地方当局がPPPを基にインフラ整備を進める必要性に目覚めており、こうした事業に国内外の投資化を誘致するための法的枠組みを構築しようと計画的に動いている。このことから、2012年、ロシアのインフラ市場に対する投資が寄り良好な環境におかれると考えられる。



# エネルギー効率

## 一般概要

ロシアには、エネルギー効率(EE)プロジェクトを実施したい投資家にユニークな商機が生まれている。なかでもEE及びエネルギー節約(ES)技術の適用の経験を積んだ諸国の企業が特に歓迎される。

ロシアのEE関連法律は、強い政治的意思もあって、積極的な発展を見た。2010年末には、2020年までのES政策の基本原則及び目標を定める国家プログラムが採択された。例えば、ロシアのGDPのエネルギーコストを2020年までに4割も下げる目標などが設定された。同プログラムによって、EE政策の実施のために、予算外の出資を柱とする9兆5320億ルーブル(2383億ユーロ<sup>1)</sup>)の予算が充てられた。

しかし、ロシアでは省エネ技術への投資が全世界に比べ限定的なものにとどまっている。

## 主要な法規

EE問題を規定する主要な法律としては、2009年11月23日に連邦法律261-FZ号「エネルギー節約及びエネルギー効率向上並びに一部ロシア連邦法律改正に関する」(以下、「ESEE法」とする)である。これによって、エネルギー節約(ES)及びエネルギー効率(EE)向上に向けた法的・経済的・組織的な環境が整備された。ESEE法はあくまで枠組的な存在であるため、連邦政府及び担当省庁が必要な法令を追加しなければならない。その複雑なプロセスは2012年になって初めて終了段階に指しあっている。

<sup>1</sup> 1ユーロ=40ルーブルのレートを用いる。

以下では様々な部門に対するロシアのEE要求を概観し、エネルギーサービス契約の主要条項を見た上で、エネルギー監査のメカニズム及びインセンティブ策を見ていく。

## EE要求

エネルギー資源の効率的な利用を促進し、ESの支持・奨励をはかるためには、ESEE法では各部門にわたってEE目標を要求している。以下では、ESEE法が(1)流通、(2)建築物、工作物及び諸施設、(3)公的部門においてどのように適用されるか見極める。

## 物流関連EE要求

ロシア国内で生産された商品及びロシア国内に輸入される商品の一部は、添付説明書及び表示・マークにはEE分類の情報を示さなければならない。この要求は以下の商品に適用される。

- 2011年1月1日以降は、住宅用エネルギー消費設備<sup>2</sup>、及び
- 2014年1月1日以降はテレビ、電子レンジ、公共昇降機(エレベータ)。

特定の品目のEE分類を判断した上でその情報を商品に添付される表示・マーク・技術的説明書で示すことは、最終的にはメーカー及び/又は輸入業者の責任になる。その要求に満たさなかった場合、行政違反責任を負う<sup>3</sup>。

物流関連EE要求は、エネルギー効率電球の導入にも及ぶ。ESEE法は、2001年1月1日以降、100W以上の電気交流・照明用白熱電球の販売を禁止する。2013年1月1日以降、75W以上、2014年1月1日以降、25W以上の白熱電球を禁止する任意的な規定もあるが、ロシアでのEEプログラムの実施成績しだいではこの規定は将来、見直されることになろう。

<sup>2</sup> 冷蔵庫、住宅用エアコン、住宅用電球(100W以下の白熱電球及び低圧蛍光電球)などを含む。

<sup>3</sup> 事業責任者に対し、一件の違反につき10,000~15,000ルーブル(250~375ユーロ相当)の罰金、個人事業家に対し、20,000~35,000ルーブル(500~875ユーロ)の罰金及び一部の場合においては商品没収、法人に対し、10万~15万ルーブル(2,500~3,750ユーロ)の罰金及び一部の場合において商品没収。

公的部門に対してはさらに厳格な規定が適用される。2011年1月1日以降、全ての白熱電球の購入も(ただし、劇場・映画館のホール、講堂、レストランといった大量の利用者を収容する公的空間の照明用の購入を除く)禁止される。

## 建築物、工作物及び設備のEE規制

ロシアのEE規定によって、建築物、工作物及び設備は、ごく一部の例外を除いて、強制的規制に応じなければならない。その規定は、政府による特別の政令を下に地域発展省がエネルギー省、経済発展省との協力の下で決定される。こうしたEE要求は5年ごとに見直されることになり、以下を含む。

- 建築物・工作物でのエネルギー消費上限、及び
- 建築物・工作物のEEに影響する建築・機能・技術・建設・設計・設備上のソリューション(方式)に対する要求。

そのEE要求の一部としては、実施責任者として開発業者か建設業者か不動産所有者が示されなければならない。短期的に重要な要求の一つとして、住宅のそのEE分類をその正面に表示さなければならない。

## エネルギー利用測定器

各建築物にエネルギー利用測定器が設置されることが義務付けられ、その締め切りが固定されている。

それを受け、2011年1月1日以降、各種の商業・工業用の建築物・工作物は、水、天然ガス、地熱、電力消費の測定器を設置されなければならない。また、住宅の場合、集団用(建物毎)・個人用(住宅毎)の場合、2012年1月1日までにエネルギー利用測定器を設置しなければならない(ガス利用測定器については2015年までである)。

しかし、現実においてこの措置が完全な形で実行されているとも限らない。

## 責任

設計・建設・リニューアル・修復の際、またゲージ設置の際こうした要求には従わなかった場合、行政責任が発生する<sup>4</sup>。

## 公的部門に対するEE要求

ESEE法の一つの優先分野には公的部門がある。例えば、公的資金で業務を行う機関は、2010年1月1日から5年以内に2009年の水準に比べ、水、天然ガス、地熱、電力、石炭・石油の消費を15%削減しなければならない。1年間で少なくとも3%の削減率を達成しなければならない。

また、国有企業並びに規制を受ける業務に携わる企業は、EE削減を目指すプログラムを決定・実施を義務付けられる。

## 公的購入

国家・市町村による全ての注文は、経済発展省、エネルギー省が教育省と協力し、産業貿易商、連邦独占禁止局(FAS)と共同で決定する強制的ES・EE要求に応じなければならない。これらの要求は特定の商品(高度エネルギー効率技術を利用して生産された商品など)、役務(運用、修復工事、建設、開発など)及び役務に関わり、以下のものを含む。

- ・ エネルギー消費上限、及び
- ・ 商品・作業・役務のEEを影響した技術ソリューション(方式)。

上記の省庁は高度エネルギー効率商品・作業・役務の市場について年次調査を行なった上で、3年ごとに公的購入に関するEE要求を見直すための提言の作成を担当する。

## エネルギー・サービス契約

ESEE法は、ロシアの法的制度として新しいタイプの契約としてエネルギー・サービス契約を導入した。同契約は、官・民の顧客側と、顧客によるES及びエネルギー資源利用上のEE向上

に向けた労務・役務を提供する請負人側との間で結ばれるものである。

このタイプの契約には次の必須条項を備えなければならない—(1)受注側が保証するエネルギー資源節約率、(2)有効期間(契約で決定されたES達成に必要な期間を下回ってはならない)、(3)ロシアの法律が定めるその他の必須条項。

一方、エネルギー・サービス契約の任意条項には、(1)契約履行状況(すなわち、ESの価値)に応じた価格調整、(2)請負人によるエネルギー資源利用測定器の設置義務などを設けることができる。

エネルギー・サービス契約の基本条件を含む条項は天然ガスを除くエネルギー資源の売買・供給・譲渡契約に盛り込むことができる。このようなモデル契約は経済発展省で作成されている。

## エネルギー監査のメカニズム

ESEE法では、2種類(任意/強制的)のエネルギー監査が予定されている。同法で定める事由<sup>5</sup>を除いて、原則としてエネルギー監査は任意とされる。

自己規制組織のメンバー企業及び個人事業家は以下の目的で商品・技術のエネルギー監査を行わなければならない。

- ・ エネルギー消費量に関する客観的情報の収集、
- ・ EE目標の定義、
- ・ ESの定義並びにEE能力向上の判断、及び
- ・ EE向上並びにその評価を目的としたプログラムのリストの作成。

エネルギー監査の結果は、商品・技術毎に発行するエネルギー証明書に反映されなければならない。同証明書にはエネルギー利用量

<sup>5</sup> ESEE法の第16条では、(1)国家統制を受ける特定の企業、(2)エネルギー資源(石油、ガスなど)の生産若しくは搬送に関わる企業、及びES・EEに投資し、かつ連邦又は地方予算から融資を受ける企業、並びに(3)1年間で1千万ルーブル(25万ユーロ)以上の金額に相当するエネルギーを消費する企業は強制的エネルギー監査を受けなければならない。以上の企業は2012年12月31日までに初回エネルギー監査を受け、引き続き少なくとも5年間に1度同監査を受けなければならないとされた。

<sup>4</sup> 事業責任者に対し、一件の違反につき2万~3万ルーブル(500~750ユーロ相当)の罰金、個人事業家に対し、4万~5万ルーブル(1000~1250ユーロ)の罰金、法人に対し、50万~60万ルーブル(12500~15000ユーロ)の罰金。

測定器の有無、エネルギー消費量、及びその消費量の推移の情報などを含めなければならない。その証明書に記載した情報はエネルギー省で保管される国家エネルギー登記簿に編入される。

## 奨励策・インセンティブ

民間投資家に対し、EEプログラムへの参加を促すために、ESEE法は経済的・税務上で一連の奨励策(インセンティブ)を予定している。

たとえば、価格規制を受けるエネルギー搬送業者には最大で5年間にわたり、エネルギー浪費削減活動にかかった費用の分売上高を引き上げるか、ES・EE投資によって節約した金額を保持するか、の2つのインセンティブ・オプションを利用できる。

税務・財務上のインセンティブは、以下のものを含む。

- ES・EE技術に投資する企業向けには30%にも上る投資用税務信用、;
- 高EE資産及び最高EE分類を受けた施設(指定施設)に対する加速減価償却制度の適用、
- 新たに指定された資産に編入された施設につき、3年度にわたる法人税免税、
- FS・EE向上技術向けに融資をするロシア銀行からの借入の利息の一部補償。

# 汚職対策及びコンプライアンス

## 一般概要

ここ10年間、ロシアでは汚職を撲滅するためのいくつかの措置が取られてきた。それに合わせて立法・行政レベルで対策を展開させた政府当局は将来実施すべき措置の計画も作成している。

汚職を撲滅するための明確な、かつ細部にわたる法的制度を設立すること自体、もっとも有力な汚職対策となろう。ロシアは、収賄・贈賄と戦ういくつかの国際条約に加盟している一方、議会下院としては汚職撲滅に必要な法律の立案、汚職関連犯罪の責任の制定に集中している。しかし、汚職問題はすぐには解決することが不可能なこともあり、ロシアでは汚職が依然大きな浸透を見せている。

## 法的制度

### 関連法律

長年にわたって、ロシアには汚職と戦うための法律がほとんどなかった。一転して2008年、大統領に就任したメドヴェージェフ氏は連邦レベルで汚職対策計画を打ち出した。その計画の一部として、連邦法律「汚職対策に関する」(2008年12月25日付、273-FZ号、汚職対策法)が賄賂対策の柱となっている。しかし、かかる対策が未だに統一されているとは言えず、関連法規は複数の法令に分散されている。

さらに、この分野のロシアの法律に国際条約も影響を与えている。

2012年2月1日、連邦法律「ロシア連邦による、国際商業取引における外国の公務員に対する贈賄行為の対策に関する経済協力開発機

構・OECD条約への加盟に関する」(3-FZ号)が採択された。それに関連して、2011年の間、贈賄行為に対する処罰の厳格化を提唱する連邦法律改正が行われた。

他にも、以下のような政策が講じられている。

- ・ 公務員に題する贈与行為の禁止、
- ・ 公務員による利害衝突公開、並びに自己及び親族の収入申告の義務化、
- ・ 公務員が商業機構若しくは非営利団体に代表取締役又は取締役レベルのものとして採用される際、政府委員会による事前承認の要求、
- ・ 公務員を汚職行為に傾ける試みの、
- ・ 将来の雇用主に対し、それまで2年間の間公務員としての採用を開示する義務、
- ・ 法案に対する汚職対策としての鑑定の導入、
- ・ 汚職対策関連法の実施について社会・議会による監督制度の確立。

現行の汚職対策法律は次のものからなる。

- ・ 国際法
  - 2003年汚職対策条約(ロシアが2006年に批准・加盟)、
  - 欧州会議の汚職関連の刑事法条約(173号、ロシアは2007年に批准)、及び
  - 1997年の国際商業取引における外国の公務員に対する贈賄行為の対策に関する経済協力開発機構・OECD条約(ロシアの批准によって発効待ち)、
- ・ 汚職対策関連の連邦法律は以下のとおり。
  - 汚職対策法、
  - 連邦法律「法令の汚職対策鑑定に関する」(2009年7月17日付、172-FZ号)、
  - 連邦法律「検察に関する」(1992年1月17日付、2202-1号)
  - 連邦法律「公務員サービスに関する」(2004年7月27日付、79-FZ号、「公務員法」とも言う)、
  - 連邦法律「ロシア連邦における裁判所の活動についての情報へのアクセスに関する」(2008年12月22日付、262-FZ号)、

— ロシア連邦刑事法典、1996年6月13日付、

— ロシア連邦行政違反法典 (2001年12月31日付)。

- ・ 汚職対策と間接的に関わる連邦法律に灰化のものがある。
  - 連邦法律「警察に関する」(3-FZ号、2011年2月7日付)、
  - 税務法(詳しくは、以下の「公務員禁止事項」で見ると)、及び
  - 連邦法律「国家・市町村のための財貨・労務の購入のため注文手続に関する」(2005年7月21日付、94-FZ号、国家購入法)―詳しくは以下の「部門別の汚職対策の一例」で見ることとする。
- ・ 2008～11年に施行された大統領令、連邦政府政令その他の行政機関の規則、特に以下
  - 汚職対策計画策定(汚職対策リストを含む)、及び
  - 行政機関による規制の汚職鑑定の規定。

それでも、当該法律はなお断片的、時には紛らわしいところがある。

国内法に加え、ロシア国内の状況には外国の法律も適用されることがある。2010年の連合王国の賄賂対策法及びアメリカ合衆国の1977年の外国汚職行為対策法が領土的に適用される。

## 関連国家機関

一般的法律執行機関(警察、検察など)のほかには、いくつかの国家機関には連邦レベルで汚職対策を実施することを任務としている。中には大統領府属の汚職対策評議会は監督機関として、法務省は民事案件に対して機能している。また、検察総長事務所としては刑事捜査における汚職案件を摘発・操作している。さらに、議員の所得や財産をモニターするために特別議会付属委員会が設置されている。

## ロシアの法律における汚職概念

汚職対策法は次のものを汚職と認定している。

- ・ 公職及び権限の濫用、
- ・ 贈収賄行為、
- ・ 商業上の贈賄行為、
- ・ その他個人による不法な公職利用(国家及び社会の合法的な利益に応えず、自ら若しくは第三者の金銭的な利益のための場合)、若しくは
- ・ 個人が自らの利益又は法人の利益につながる、公務員に対する利益提供。

個々で言う金銭的利益とは、現金、有価財貨、その他の財産か財産に転換可能な利益(旅行の機会など、imushestvennyy kharacter=財産的な性質を持ったもの)その他財産的権利のことである。

贈収賄行為は刑事法として罰せられるものであり、贈賄行為と収賄行為からなる。すなわち、二つの犯罪行為が同時並行して行われるとされるのである。

汚職対策法により、現金その他の財産を対象とした賄賂には、財産関連の利益、斡旋若しくはサービスも含められ、例えば、住宅建設、リニューアルもその内に含まれる。特に不動産関連の賄賂も特定されており、例えば、割引で行われる不動産の譲渡、賃借料金の割引及び低めの金利がそれである。

さらに、こうした利益やサービスが公務員の家族若しくは知人に対し提供され、かつ当該公務員がそのことを承知し、若しくは同意し、なおかつ当該公務員がそのような利益を得るために自らの権限を利用して提供した者の利益を確保した場合においては、贈収賄行為にあたる。

商業贈収賄行為の場合、法人の経営者が自ら立場を利用した行為か無作為によって贈賄者の利益を確保し、かつその代償として、有形財産か、不動産関連サービスか、その他の財産的権利を不法に譲渡される。

## 贈賄行為の可能な対象

汚職対策法によって商業贈収賄行為も予定されているにもかかわらず、贈賄行為の、そして本体策の主な対象となるのは、やはり国家公務員である。

### 汚職対策法における国家公務員の定義

ロシアの法律は、収賄行為によって刑事責任を問われる国家公務員を、管理・統制・行政・財政機能を遂行する高官・事務官として定義する。特に、連邦若しくは地方レベルの国家机关において、上記の立場を占めており、法律、法令、若しくは上位公務員の命令により当該機能を遂行するとされる。

贈賄者の利益につながる行為(若しくは無作為)のための権限を持たない公務員でも、汚職対策法によって責任を問われることがある。例えば、公務員の資格において(1)他の公務員に対し行為若しくは無作為を促す立場にあり、(2)一般的な擁護か一定の行為の黙認を旨指して贈賄が行われた場合である。そのとき、収賄者が公務員と自認するものによる詐欺によって収賄を強いられたとしても、収賄行為として責任を問われるとされる。

### 国家公務員に対する制限・禁止事項

国家公務員法により、国家公務員によるいくつかの制限・禁止事項を予定する。特に、以下の行為が禁止される。

- ・ 起業活動、
- ・ 法人か個人から現金若しくは現物による給与及び贈与(公式行事中に受ける3000ルーブル=75ユーロ1以下のものを除く)、
- ・ 法人か個人の負担における外国旅行、
- ・ 退職後法人か個人の利益につながる、公務員在職当時得られた機密情報の公開。

さらに、国家公務員法が、公務員の関わる法人間利害不一致の調整手続を予定している。

<sup>1</sup> 1ユーロ=40ルーブルのレートを用いる。

## 開示ルール

ロシアの税務関連法律により、国家公務員及びその親族(配偶者及び未成年者の子供)が強制的に税務申告を義務付けられる。財務当局には、国家公務員の収入を調べ、収入に相応しくない財産があった場合にはその財産の入手経緯の説明を要求する権限がある。

さらに、議会下院が2012年の前半にも、国家公務員及びその親族に対し、申告された収入を上回る支出の開示を義務付ける法案を審議する予定である。

2011年11月、連邦法律「汚職関連法律の一部修正に関する」(329-FZ号、2011年11月21日付)が発効した。この法律により、国家公務員が上位公務員の決定により、信任喪失として解雇されることが認められる。その事由としては国家機関在職の際利害対立、収入の全てか一部の開示義務の不履行が挙げられる。また、国家公務員が起業活動に当たっていたか法人との間で法的な関係を結んでいた事実が判明した場合、その事由で解雇しなければならない。

## 汚職に対する責任及び処罰

2008～11年に施行された法律によって、ロシアでの汚職に対する責任が厳格化が見られた。なかでも、贈収賄行為による罰金が賄賂の倍数で決定される規定が導入され、賄賂の大きさと処罰の重さの直結につながった。

### 国家公務員

刑事法典により、贈収賄行為のほかにも国家公務員が国家及び地方・市町村に対して犯された以下の犯罪行為によっても責任を問われる。

- ・ 権力濫用、
- ・ 権限超越(越権)、
- ・ 不法な起業活動、及び
- ・ 公務員による証書などの偽造。

それぞれの犯罪行為の責任は別々に問われ、処罰が累積することも認められる。またそのことにより追求の方法も変わることもある。

刑事法典では、同法典の予定する犯罪行為について個人のみが追及され、贈収賄行為(商業贈収賄も含む)がその一つである。しかし、贈収賄行為などについては法人が行政違反法典によって責任を問われることがある。また、法人の責任が追及されたからといって、有罪の個人の責任が免除されることも、逆の場合も認められない。

### 個人

個人に対しては以下の責任が予定される。

- ・ 損害の全額を賠償する(民法典による)、
- ・ 解雇も含む懲戒処分(労働法典による)、
- ・ 権限濫用の場合、10年以下の禁固、
- ・ 商業贈賄の場合、6年以下の禁固、
- ・ 商業贈収賄行為関連の権限濫用の場合、12年以下の禁固、
- ・ 国家公務員による収賄行為の場合、15以下の禁固、
- ・ 贈賄行為の場合、12年以下の禁固、
- ・ 収賄行為をした国家公務員に対する(3年にわたる)公務就業禁止。

以上の責任に追加・代行する形で、贈収賄行為をした法人は当該賄賂の10～100倍の罰金を科される。

ところが、裁判が禁固の判決を言い渡す判例が少なく、公式統計では汚職行為をした公務員のうち、15%のみが禁固を言い渡された。2

### 法人

法人は以下の行為の責任を問われる。

- ・ 現行・退職後の国家公務員の不法な採用の場合、50万ルーブル(12500ユーロ)の罰金、及び
- ・ 法人の資格で行われる贈賄行為の場合、100万ルーブル(2万5千ユーロ)以上の罰金に渡された賄賂の没収。

## 部門ごとの汚職対策の一例

国家購入法の次の規定が汚職対策の性格を持つ。

<sup>2</sup> <http://pravo.ru/news/view/66465/>

- ・ 連邦・地方・市町村による財貨などの購入の際、入札若しくは公売の実施の要求(国家購入)、
- ・ 入札などの参加者の資格要求など、国家購入の詳細な規定、
- ・ 入札参加者を抑制する入札規定の禁止、
- ・ 一人以上の国家公務員による、国家購入の決定の要求(国家購入の責任共有)。



# 知的財産権

## 概要

近年、ロシアは知的財産権侵害をより厳格に取り締まる意欲を示している。

WTO加盟交渉も、ロシアにとって、知的所有権保護、特に知的所有権侵害の刑事追及を予定する点で国際基準と整合的な法律を採択するべく、努力をしてきた。

## 国際基準

ロシアは知的財産権を巡る主要な国際条約・協定、中には以下のものに加盟している。

- ・ 世界知的財産機構設立条約、
- ・ 万国著作権条約、
- ・ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、
- ・ 工業所有権の保護に関するパリ条約、

- ・ 国際商標の登録に関するマドリッド協定及びマドリッド議定書、
- ・ 商標法に関するシンガポール条約、
- ・ 商標登録目的の商品・サービスの国際分類に関するニス協定、
- ・ 特許協力条約、
- ・ 工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定、
- ・ レコードの無許可コピーに対するレコード著作者保護に関するジュネーブ条約。

## 知財関連の法的

### 民法典の規定

知的所有権のそれぞれの種類を規定する上で整合性を図る必要性から、民法典第四部が採択された。知的財産権に関する既存の規定

を法典化すると同時に、いくつかの新たな規定及び原則を導入したものである。

民法典第四部は2008年1月1日に発効し、知的財産権を規定する従来の法律(著作権法、商標権法、特許法及びソフトウェア法)に取って代わった。

さらに、民法典第四部は、知的活動の成果並びに識別情報の排他的リストを挙げ、その利用・処分に関する一般的な要求を定めている。

また、マドヴェーデフ大統領による民法典の改革志向の継続策とし、2012～13年においては知的財産権についていっそうの改正が期待されている。特に、知的財産関連専門裁判所(IP裁判所)の設立が近く予定されており、その分野における判決の質的な改善が大いに期待される(詳しくは、「IP裁判所」[ ]ページ参考)。

### 他の規定

民法典第四部に加え、知的財産権の一部の事項には知的財産・特許・商標局(Rospatent)の命令の規定も適用される。

Rospatent はロシア教育科学省に従属し、商標、特許、そして一部の場合においてはソフトウェアの知的財産権の登録を担当とする。

## 知的活動の成果並びに識別情報に対する権利

### 民法典による一般規定

民法典第四部では、知的活動の成果並びに識別情報の排他的リストを挙げ、その利用・処分に関する一般的な要求をいくつか定めている。

### 利用・処分に関する一般的な要求

#### ライセンス契約

ライセンス契約とは、著作権・特許権若しくはその他の知的財産権として保護を受けている

識別情報や著作物を契約で定める制限内で利用する権利を与えることを内容とする。

民法典により、ライセンス契約で次の条件を定めなければならない。

- ・ ライセンスの対象物
- ・ ライセンスの有効期間
- ・ ライセンス付与の対象領域
- ・ 許可されるライセンス対象の用途
- ・ 報酬額及びその支払い条件

ライセンスは独占的又は非独占的な条件で与えられる。契約に特別に定めない限り、獲得した側がサブライセンスを付与することが認められない。

また、ライセンスは、別に定めのない限り「負担付き」であるとされるため、その関連の係争を防ぐためには、協定の中で報酬額(ロイヤルティー)又はその算出方法を設定しなければならない。報酬については、事前に設定された金額を一括又は分割してロイヤルティーとして支払うか、あるいは何%という具合に収入の割合として支払うことができる。著作物の種類によって、著作者の報酬の最低金額が法令で固定されていることがある。

ソフトウェア及びデータベースに関して、民法典では「収縮包装(シュリンクラップ)型」ライセンスの利用を認める。この種類のライセンスの場合、ライセンスの条件はCDその他の媒体物のラップ(包装)の上に記載され、ソフトウェア若しくはデータベースの消費者による初回利用はライセンスの条件に従うことに同意を意味する。

### 独占的権利譲渡契約

ライセンス契約とは異なり、このタイプの契約では、当の知的財産に対する独占的な権利を譲渡することを対象とする。民法典によれば、このタイプの契約は、著作物又は識別情報に対する独占的・非独占的な権利が保護を受ける全期間にわたる当該権利の譲渡を予定する。

### 契約の国家登録

著作物又は識別情報は国家登録を受けなければならない場合、かかるライセンス、その譲

渡契約、及び各種の担保設定契約(民法典で特別に定められる限り)は、無効とされる状態を回避するためにも国家登録をしなければならない。

## 知的活動の成果に対する権利

### 著作権及び隣接権

#### 著作権

著作権は、その価値、種類及び表現方法に関わらず、創造的活動の成果から生じる学術的・文学的・美術的著作物を対象とする。公開・未公開の著作物ともに著作権の保護を受ける。著作権保護は著作行為が終了した時点で発生する。登録に関する制限が設けられない。民法典第70条で、著作者にはその著作物に対して一定の権利が認められる。法は著作物については排他的財産権、著作者本人については著作者人格権を与え、その排他的財産権には以下のもの等が含まれる。

- ・ 複製権、
- ・ 頒布権、
- ・ 上映・上演・展示の権利、
- ・ 原作を輸出入する権利、及び
- ・ インターネットを含む各種通信手段を通じて著作物を公衆送信する権利。

著作者人格権には以下のもの等が含まれる。

- ・ 著作に対する権利、
- ・ 署名に対する権利、
- ・ 著作物の統一を維持する権利、及び
- ・ 公表の権利。

著作物に対する著作者の排他的財産権は著作者の終身保護を受け、死去後も70年間保護を受け続ける。

著作権の侵害は、民事、刑事、行政責任につながる。

#### 隣接権

隣接権は実演、レコード、放送、有線配信ネットワーク及びデータベースの制作及び利用に及ぶ。

隣接権の保有者になるのは、レコードの実演家、データベース及び(放送事業者によって制作された)報道メディアの制作者である。

民法典では、実演者は排他財産権・人格権を有する一方、ラジオ・テレビ放送事業者は排他的財産権のみを有する。

隣接権の所有・行使には何らかの形で強制的に登録しなくてもよい。

隣接権保有者が有する権利はライセンス契約若しくは権利の独占的譲渡契約によって譲ることができる。

#### 特許

特許保護は以下のものに及ぶ。

- ・ 発明、即ち製品又は工程に関わるいかなる技術的な考案・方法、
- ・ 実用新案、即ち科学技術の分野での知的活動の成果、及び
- ・ 工業意匠、即ち美術設計の分野での知的活動の成果。

民法典第72条で、発明、実用新案及び工業意匠の保護を規定する。

特許保護には、(保護対象の種類によって異なる)いくつかの条件が当てはまる。

発明が保護されるには次の性質を持たなければならない、

- ・ 新規性、
- ・ 革新性、及び
- ・ 工業上利用性。

実用新案の保護には、以下の点が要求される。

- ・ 新規性、及び
- ・ 工業上利用性。

工業意匠の保護には、以下の性質が必要となる。

- ・ 新規性、及び
- ・ 創作性。

著作権が著作者による著作の時点から著作物につくのとは対照的に、特許は、国家登録をして初めて保護を受けるようになる。特許を獲得する権利は発明者、その被雇用者(被雇用者による発明の場合)若しくはその特許権譲渡先にある。特許保護願書はRospatent(ロシア知

的財産・特許・商標局)に提出され、審査を受けた上で、適切基準に合致した場合には特許が付与される。

特許保護の最長期間は以下のとおりになる。

- ・ 発明については出願後20年、
- ・ 実用新案の場合、出願後10年、及び
- ・ 工業意匠は出願後15年。

特許ライセンス及び各種の特許譲渡契約はRospatentで登録をしなければならない。さらに、強制ライセンスも、裁判所の命令を通じて獲得することができる。Rospatentは特許の公開ライセンスも規制しており、特許保有者は公開ライセンスを選択することができる。

### 企業秘密及びノウハウ

顕在的若しくは潜在的な商業的価値のある情報は、一定の基準を満たした場合、企業秘密又はノウハウとして認められる。その情報は、自由にアクセスできないものとなるため、特に第三者に知られてはならない。さらに、企業秘密の保有者は秘密を保持すべく積極的な努力をし、自由アクセスを防ぐこと保障しなければならない。

企業秘密法(民法典第四部との整合性の目的で改正済み)は企業秘密となる情報を定義し、権利保有者としてそのノウハウの保護のためにとらなければならない措置列挙している。法はさらに企業秘密侵害に対して、民事、行政、刑事責任を予定している。

### 被雇用者による著作物

民法典は被雇用者による著作物に対する規制を定め、被雇用者による著作物には、被雇用者がその担当活動の一環として著作する文学的著作物及び特許獲得可能なものが含まれる。

原則として被雇用者による知的活動の成果に対する排他的権利は使用者側がもつこととなる。

しかし、使用者は被雇用者による著作物について法定期間内に利用・ライセンス獲得・譲渡をしなかったときには、若しくは被雇用者に対して著作物を秘密のものにする決定を使用者

が通告しなかったときには、著作物(又は発明)に対する排他的権利は著作者、即ち被雇用者に譲渡される。ただし、ノウハウについてはその限りでない。

使用者が著作物の利用を始めたとき、その権利を譲渡したとき、若しくは著作物を秘密にする決定をしたときには、被雇用者は、双方の合意によって決定される報酬の一部を受ける権利を持つ。双方が金額について合意に至らなかった場合は、管轄裁判所が報酬額を決定することができる。

### 識別情報

民法典第76条は、個人・法人及びその適用する商品又はサービスを識別し、それぞれ示すために利用される識別情報(「標識」)の保護を規定する。

### 会社名

会社名は、当該会社が統一国家法人登記簿に提出する書類に記録される。ロシアでは、会社名は会社が登録された時点から保護を受ける。なお、同登記簿では会社名の他に、その法的形態の情報も記録される。

会社がその名称について持つ独占的権利は第三者に対しライセンス貸与若しくは譲渡することはできない。この独占的権利によって保有者は自らの名称をその(1)標識、(2)書簡紙レターヘッド、(3)正式文書、(4)広告資料、(5)製品及び(6)包装に自由に利用することが認められる。

さらに、会社名は商標若しくは商号として保護を受けることができる。その保護は会社がその会社名についてもつ独占的な権利とは別に保護を受ける。

### 商号(トレードネーム)

法人及び個人事業家は会社名とは別に商号(トレードネーム)を利用することができる。会社名とは異なり、商号は商号は会社の設立書類(定款)及び国家統一法人登記簿に記載する必要はない。商号は会社・個人事業家を識別する表象として利用することができる。会社若

しくは個人事業家は、一つだけの商号を利用することしかできない。法人・個人事業家は消費者に第三者の商号と混同しやすい商号もしくは消費者を誤解させる商号を利用することができない。商号を以ってロシアの会社を識別する権利はロシア全領土で効力を持つ。商号保有者が一年間それを利用しなかったときには、この排他的権利は消滅する。商号を利用する権利は、会社名及び商標とは別に保護を受ける。その権利は商業譲与契約又は財産・企業賃借契約により譲渡することができる。

### 商標(トレード・マーク)及びサービス・マーク

商標は、個人事業家・会社の商品・サービスを識別するために利用される標識である。商標には言語による説明(文字)、図形又は立体的形状の標識、若しくはそれら三つの結合がある。民法典は、商標として利用ができない単語及び標識をリストにして挙げている。

ロシアで保護を受けるには、商標をRospatentで国家商標登記簿に登録しなければならない。さらに、国際商標登録制度(マドリッド制度)で保護を受けることもできる。

商標保護の最長期間はRospatentへの出願後10年である。なお、追加の出願・支払いを条件に、この期間を延長するオプションもある。

商標に対する排他的権利は、その譲渡によって消費者に誤解が生まれない限り、原則として第三者に譲渡できる。また、商用に対する排他的権利はライセンス契約の対象にもすることができる。この場合、第三者がライセンスの設定の枠内で、かつライセンス譲与人の品質要求に応じた形で、同商標を利用することができる状況につながる。

商標保護は登録以降連続3年間利用されない場合、早期終了することができる。出願は、利害関係者がRospatent付属の特許紛争院に対して提出しなければならない。

2008年以降、民法典は、利用されない商標の取り消しを出願した者には当該の取消しについて利害関係の存在を立証する義務があることを明示している。その要求の目的は、商標の

有効性に対抗する権利の悪用を防止することにある。

### 原産地名称

原産地名称とは、商品が生産された国名、市名、地方名等である。Rospatentで登録された原産地名称はロシア全領土にわたって保護を受ける。また特定の地方で製造を行ういかなる生産業者も、Rospatentから当該証明書を獲得すれば、その地方名を利用する権利を受けることができ、同地方名が未登録の場合、その登録を出願する権利を有する。

## 知的財産権侵害

### ロシアの状況

模倣そのものが算定しにくい以上、ロシアでの模倣品市場の状況を把握しにくいところがある。模倣品は贅沢品の香水、化粧品、衣類、食料品、自動車パーツ、CD、DVD、医薬品と、ロシア経済の隅々までおよぶ。屋外市場で模倣品が自由に流通されている。

模倣問題の規模並びにその消費者の健康と繁栄(特に医薬品の場合)に与える影響を受け、ロシアは現在、模倣品を取り締り、国内法律のグローバルスタンダードへの整合性を図ろうとしている。

### 責任

ロシアの法律は知的財産権の侵害について民事、行政、刑事責任を定めている。処罰方法は侵害の大きさ及び再犯の有無によって異なる。

例えば、行政違反法典では、著作権、発明権若しくは特許権に侵害した商品を輸入、販売、賃貸した個人の場合は1500~2000ルーブル(37.5~35ユーロ相当)<sup>1)</sup>、法人の場合は3~4万ルーブル(750~1000ユーロ)の罰金が定められている。

さらに、刑法典では、発明者又は権利所有者に著しい損害を与える形で発明・特許の不法

<sup>1)</sup> 40ルーブル=1ユーロの為替相場を用いる。

な利用・公開・取得をしたものに対し、最大で20万ルーブル(5000ユーロ相当)か違反者が18ヶ月間で得た収入若しくは禁錮刑を定め、著作権侵害及び模倣品の販売の場合も同じ処罰につながる。

### IP裁判所

2011年12月、知的財産関連案件専門裁判所(IP裁判所)の設立を定めた法律が、メドヴェーデフ大統領(当時)によって署名された。IP裁判所は、ロシアの商業裁判所制度の一部として、2012年2月から活動を開始する予定である。駐在地の一つのオプションとして大統領はスコルコボ・イノベーションセンターを示した。

IP裁判所の設立によって知的財産関連案件の心理の簡素化が目指される。また、国立商業裁判所(arbitrazh)の立場としても、Rospatentなど連邦当局及び民間企業間の知的財産権をめぐる多量の紛争を審理する負担の軽減につながる事が期待される。

IP裁判所の管轄には以下のように、広範囲な紛争が入る。

- Rospatentによる命令及び法規に対抗する案件、及び
- 知的財産権の法的保護の付与若しくは終了の案件の再審理(ただし、著作権、隣接権、及び集積回路トポロジーに関わる案件を除く)。

この案内書がご提供する情報は一般的なもので、いかなる個別の事案に対しても適用されることを保証したり、解決を提供するものではありません。具体的な事案においては、当該事案に対する個別の法的助言なくして、ご判断をなさらないようお願い申し上げます。具体的なご質問等はジャパンデスクまでお問い合わせ下さい。

#### CMS

119019 Moscow, Russia  
11, Gogolevsky boulevard  
Tel. +7 495 786 4000  
Fax +7 495 786 4001

## CMS東欧・ロシア ジャパンデスクの紹介

1990年代の市場経済移行後、ロシア・東欧経済の発展はめざましく、東欧諸国は続々と欧州連合への加盟が果たされており、ロシア経済も安定化し著しい成長を遂げています。

世界から注目される市場へとなるにつれて、日系企業の進出も進んでいます。それまでは距離的に、また文化的にも、日本から果てしなく遠いという印象が否めない地域でありましたが、経済成長に伴い各国内の法整備も進み、優秀な労働力と様々な可能性を秘めた当該地域でのビジネスチャンスはこれからますます広がると考えられます。

当該地域で既にご活躍の皆様、またこれからご進出をお考えの皆様に対し、縁の下の力持ちとして法律面での様々なサポートを通してお力添えすることが、我々CMS法律事務所の使命だと考えております。

CMS法律事務所は現在欧州を中心に世界で展開するリーガルネットワーク「CMSグループ」の創立メンバーであります。CMSは27ヶ国で活動、ヨーロッパを中心に53ヶ所に事務所を構え、2400人以上の法律家を採用しております。当事務所のモスクワオフィスは、2009年の合併によりロシア市場における最大規模の法律事務所を築きました。当事務所のモスクワオフィスは、90名を越す弁護士体制で、あらゆる分野の国内・または国際案件について迅速に対応するご用意がございます。

当事務所ではクライアントからの依頼に対し、各クライアントのニーズと目的を理解した上で、その達成に必要な法律面からのサポートを全力で行うことを心がけております。

また複雑になりがちな法律問題について、わかりやすく、簡潔な言葉でアドバイスすることをモットーとしております。これらのことから、クライアントとの取引に終始するだけでなく、お互いの信頼関係の構築と長期に渡るサポートが実績へとつながり、国際的にも高い評価をいただいております。

### 中・東欧・ロシア地域 ジャパンデスク統括パートナー

川井 拓良

中東欧、ロシアの日系企業の案件を中心に8年以上の経験を持つ。

2008年からCMSキャメロンマッカーナ法律事務所に所属。

+48 22 520 5652

takura.kawai@cms-cmck.com

モスクワ ジャパンデスク担当

デニス ナザレフスキー (シニア アソシエイト)

+7 495 786 3065

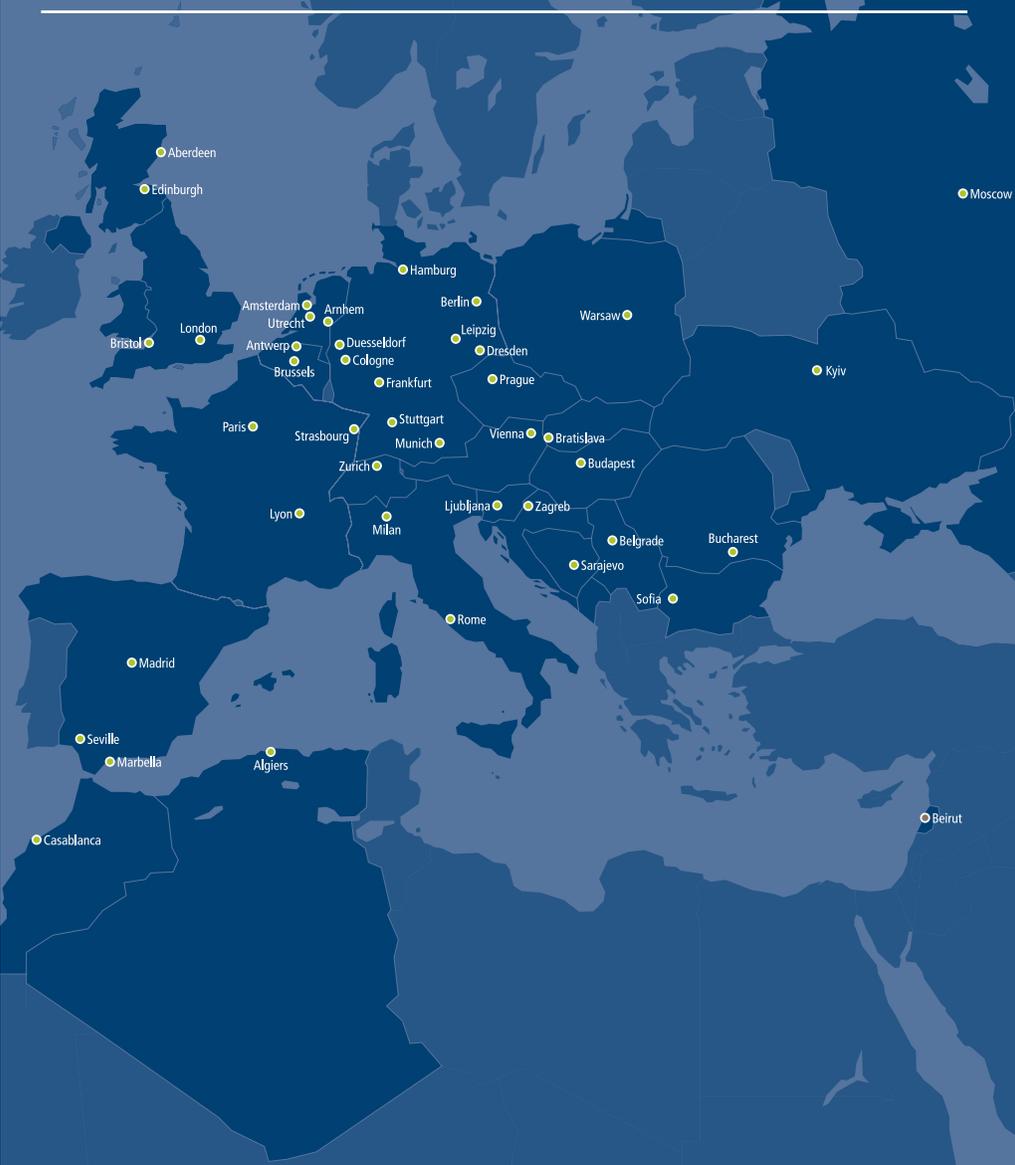
denis.nazarevskiy@cmslegal.ru

細野 恵里香 (リーガル アシスタント)

+48 22 520 5680

erika.hosono@cms-cmck.com

# CMS MAP



◀ São Paulo  
Beijing ▶  
Shanghai ▶

● CMS offices  
○ The offices of The Levant Lawyers  
are in association with the members  
of CMS



////////////////////////////////////

CMS has the most extensive presence in Europe. Our people are immersed in the local culture and understand the legal landscape. It means our clients benefit from high quality expertise wherever they need it in Europe, delivered in the local context.

////////////////////////////////////

○ Kuwait City

○ Dubai  
○ Abu Dhabi

## CMS

11, Gogolevsky blvd.  
119019, Moscow, Russia  
Tel.: +7 495 786 4000  
Fax: +7 495 786 401

CMSロシアはオランダで登録されたCMSインターナショナルBV(有)の事務所です。更なる情報は、こちらからご覧いただけます。 [www.cmslegal.ru](http://www.cmslegal.ru)。

CMSは欧州地域でトップレベルの法務・税務アドバイスの提供を目指しております。CMSは29カ国で営業、ヨーロッパを中心に54箇所の事務所を置いています。CMSグループは1999年に創設され、現在は9社体制の傘下で2800人以上の法律家を採用しております。本部はドイツのフランクフルトに置いています。

**CMSグループメンバー事務所**はCMS Adonnino Ascoli & Cavasola Scamoni (イタリア); CMS Albiñana & Suárez de Lezo, S.L.P. (スペイン); CMS Bureau Francis Lefebvre (フランス); CMS Cameron McKenna LLP (イギリス); CMS DeBacker (ベルギー); CMS Derks Star Busmann (オランダ); CMS von Erlach Henrici Ltd. (スイス); CMS Hasche Sigle (ドイツ) 及びCMS Reich-Rohrwig Hainz Rechtsanwälte GmbH (オーストリア) です。

**CMSの事務所**はAberdeen, Algiers, Amsterdam, Antwerp, Beijing, Belgrade, Berlin, Bratislava, Bristol, Brussels, Bucharest, Budapest, Casablanca, Cologne, Dresden, Düsseldorf, Edinburgh, Frankfurt, Hamburg, Kyiv, Leipzig, Ljubljana, London, Luxembourg, Lyon, Madrid, Marbella, Milan, Moscow, Munich, Paris, Prague, Rio de Janeiro, Rome, Sarajevo, Seville, Shanghai, Sofia, Strasbourg, Stuttgart, Tirana, Utrecht, Vienna, Warsaw, Zagreb及び Zurichにあります。

[www.cmslegal.com](http://www.cmslegal.com)